



小浜市環境基本計画

みんなで守り 次代へつなぐ豊かな自然

持続可能なまち おばま



令和4年3月 小浜市

はじめに

小浜市は、風光明媚な若狭湾の中央部に位置し、豊かな自然や食材に恵まれた地域です。また、古より栄え育まれてきた歴史・文化・伝統は現代にも受け継がれています。

一方、近年では、生物多様性の損出、地球温暖化による気候変動、海洋プラスチックごみ問題など、世界的な環境問題が大きく取り上げられています。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方や「カーボンニュートラル」の実現に向けた取り組み、新型コロナウイルス感染症による生活様式の変化など、持続可能な社会への転換が求められています。



このような中、昨年、国の特別天然記念物である「コウノトリ」の57年ぶりとなる雛の誕生、60年ぶりの巣立ちという大変喜ばしい出来事がありました。「コウノトリとの共生」には、豊かな生物多様性の回復・保全と共に地域づくりが必要です。

本市では、これまで平成16年に「小浜市環境基本計画」を策定し、平成24年度の改定を経て、市民・事業者・行政の協働による環境保全の取り組みを進めてきた結果、「コウノトリ」の繁殖に見られる、一定の成果を上げてきました。しかし、時代の変化による新たな環境問題への対応や更なる取り組みを推進するため、「小浜市環境基本計画」を改定しました。

新たな計画では、望ましい環境像として『みんなで守り 次代へつなぐ豊かな自然 持続可能なまち おばま』を掲げ、その実現に向け、5つの行動方針を設定し、それぞれの行動目標や基本施策を示しています。

基本施策のうち、「コウノトリの野生復帰」や「ゼロカーボン宣言」、「地元の食材の保全」など、小浜らしい施策、重要度が高く、優先的に取り組む施策などを重点プロジェクトとして設定し、重点的かつ先導的に取り組んでまいります。

最後に、本計画の策定に際し、ご尽力をいただきました「おばま環境市民推進委員会」、「小浜市環境審議会」の委員のみなさまをはじめ、多くの貴重なご意見をお寄せいただきました市民のみなさまや関係各位に心より感謝申し上げます。

令和4年3月

小浜市長 松崎 晃治

目 次

第1章 計画の基本的事項	1
1. 計画の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 対象範囲	2
4. 計画の期間	3
5. 計画の構成	3
第2章 環境の現状と課題	5
1. 国内外の動向（現計画改定後）	5
2. 地域の環境の現状	11
3. 環境に対する意識（市民、事業者、児童・生徒）	26
4. 前計画の評価	34
5. 課題の抽出	38
第3章 望ましい環境像を実現するための施策体系	40
1. 望ましい環境像	40
2. 行動方針	41
3. 施策体系	42
第4章 施策の展開	44
1. 施策の体系ごとの各主体の取り組み	44
2. 数値目標	86
第5章 計画の推進	88
1. 計画の推進体制	88
2. 計画の推進管理	89
3. 推進基盤の整備	90
資料編	
1. 小浜市環境基本条例	91
2. 小浜市環境基本計画改定経過	94
3. 改定体制	95
4. 用語解説（50音順）	97

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画の趣旨

本市では、平成 16（2004）年度に「小浜市環境基本計画」を策定し、平成 24（2012）年度の改定を経て、環境保全に資する様々な施策を市民・事業者・行政が協働して取り組み、「コウノトリ」の繁殖に見られる、一定の成果を上げてきました。

そのような中で、前計画の期間には、環境分野およびそれを取り巻く社会情勢に大きな変化がありました。

平成 27（2015）年には、「持続可能な開発目標」（SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が国連で採択されました。同年に開催された気候変動枠組条約の締約国会議では、パリ協定が採択され、その後、令和 2（2020）年に日本は国内の温室効果ガス排出量を実質ゼロとすることを宣言しました。

廃棄物分野では、海洋プラスチック問題、食品ロス問題が大きく取り上げられました。また、新型コロナウイルスによる感染症の世界的な拡大により、私たちの生活様式に変化が求められるようになりました。

本計画は、このような変化を踏まえて、これまで以上に環境分野の取り組みを推進するために策定するものです。

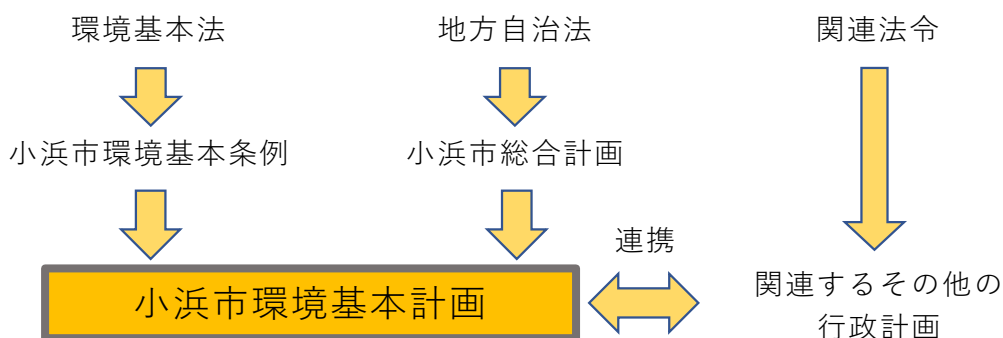
2. 計画の位置づけ

本計画は、「小浜市環境基本条例」の第 10 条に基づく、環境行政のマスタープランと位置づけ、「第 6 次小浜市総合計画」の目指す将来像である「みんなで描く、悠久の歴史と風土が生きるまち～新たな時代の御食国 若狭おばま～」を環境の側面から実現するためのものです。

また、本計画は、関連するその他の行政計画に対して環境面での指針を示すものです。

本計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編および事務事業編）を含みます。

本計画の位置づけ



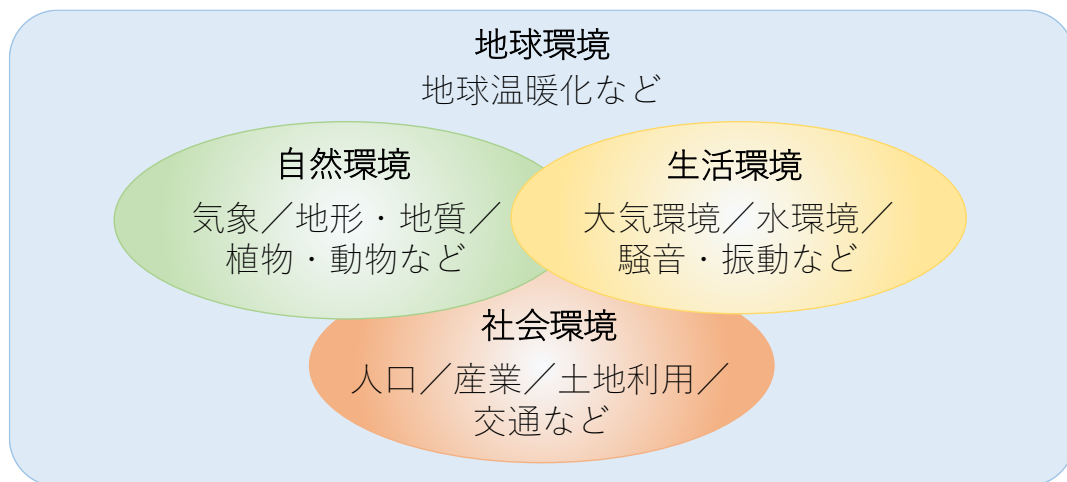
3. 対象範囲

(1) 環境の範囲

本計画で取り組む環境の対象範囲は、下記の地域的な環境要素から、地球全体に広がる環境要素までとします。

本計画の環境の対象範囲

環境範囲	環境要素
自然環境	気象、地形、地質、植物、動物 など
社会環境	世帯数および人口、産業、土地利用、交通、エネルギー、上下水道、文化財、環境教育 など
生活環境	大気環境、水環境、騒音・振動、廃棄物 など
地球環境	地球温暖化、再生可能エネルギー など



(2) 対象地域

対象地域は小浜市全域とします。ただし、市域を超えて取り組む必要性がある課題については、周辺地域を含めた広域連携の推進に努めます。

(3) 対象主体

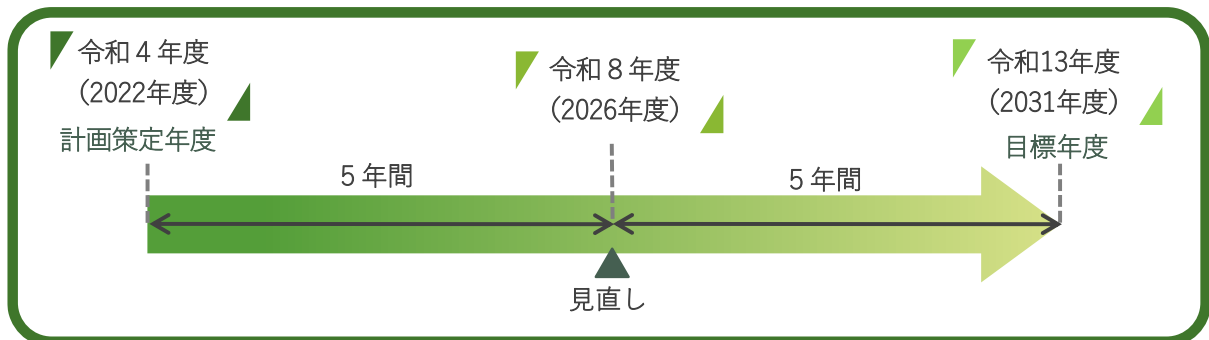
本計画の対象主体は、市民・事業者・行政とします。
なお、市民には個人のほか団体も含まれます。

4. 計画の期間

計画の期間は、令和 4（2022）年度から令和 13（2031）年度の 10 年間とし、令和 13（2031）年度を目標年度とします。

本市を取り巻く環境や社会的動向の変化に対応するために、5 年目を目途に目標数値や計画の内容について必要に応じて見直しを行います。

計画の期間



5. 計画の構成

本計画では本市の環境の現状と課題を踏まえ、計画の基本的事項のもと、望ましい環境像と行動方針を設定し、環境保全のための具体的な施策、市民・事業者・行政の各主体が行う具体的な行動指針、優先的かつ重点的に実施するプロジェクトおよびそれらを実施していくための推進体制を示します。

本計画の構成

構成	概要
第 1 章 計画の基本的事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定の趣旨、位置づけ ・ 対象とする環境の範囲、計画の期間
第 2 章 環境の現状と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国内外の動向 ・ 地域の環境の現状 ・ 環境に対する意識（市民、事業者、児童・生徒） ・ 前計画の評価、課題の抽出
第 3 章 望ましい環境像と行動方針、行動目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本市が目指す望ましい環境像 ・ 環境像を実現のための行動方針および行動目標
第 4 章 施策の展開	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の体系ごとの各主体の取り組み ・ 各施策の数値目標および重点プロジェクト
第 5 章 計画の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本計画の推進体制や進捗管理

「望ましい環境像」に向けた「行動方針」「数値目標」「重点プロジェクト」の位置づけ

望ましい環境像

行動方針

望ましい環境像を実現するために設定する行動方針です。

行動方針に基づく行動目標を設定し、行動目標毎に施策を展開します。

第3章

数値目標

行動目標毎に施策の進捗状況を数量的に把握するために設定する目標です。

数値目標は、計画の推進段階で毎年度、点検・評価に活用します。

第4章

重点プロジェクト

望ましい環境像の実現に向けて大きな効果がある取り組みを重点プロジェクトとして位置づけ、優先的かつ重点的に取り組みます。



第2章 環境の現状と課題

1. 国内外の動向（現計画改定後）

（1）持続可能な開発目標（SDGs）

平成 27（2015）年 9 月 25 日にニューヨーク・国連本部で開催された国連サミットで「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals：SDGs）を中核とする「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。

SDGs は、先進国・途上国すべての国を対象に経済・社会・環境の 3 つの側面のバランスが取れた社会を目指す世界共通の目標として設定されたものです。

SDGs は、貧困や飢餓、水や保健、教育、医療、言論の自由やジェンダーなど人々が人間として暮らしていくための社会基盤を令和 12（2030）年度までに達成するという当目標になっており、17 のゴール（目標）とそれぞれの下により具体的な 169 項目のターゲット（達成基準）があります。

国内では、関係府省庁が連携するための「持続可能な開発目標（SDGs）推進本部」を平成 28（2016）年 5 月に設置しました。同年 12 月には、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」を策定し、国として民間企業も含めた、あらゆる人々の取り組みを後押しすることが示されました。令和元（2019）年 12 月には、最新の動向を踏まえた改定版が公表されました。

また、SDGs 推進に向けた具体的施策をまとめた「SDGs アクションプラン」を毎年公表しており、日本の「SDGs モデル」を世界に発信することを目指しています。

国連持続可能な開発目標（SDGs）			
 <p>1 貧困をなくそう</p>	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	 <p>7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに</p>	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	強靱(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	各国内及び各国間の不平等を是正する
 <p>5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う</p>	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	包摂的で安全かつ強靱(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	 <p>12 つくる責任つかう責任</p>	持続可能な生産消費形態を確保する
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる	 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
 <p>15 陸の豊かさも守ろう</p>	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の防止・回復及び生物多様性の損失を防止する	 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する		

(2) 生物多様性

生物多様性とは、生きものたちの豊かな個性とつながりのことです。

地球上の生きものは長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種とも言われる多様な生きものが生まれました。これらの生命の一つひとつに個性があり、全て直接的に、間接的に支えあって生きています。

しかし、近年、世界中で多くの野生生物が絶滅の危機に瀕しており、IUCN（国際自然保護連合）のレッドリスト（絶滅危機種）には約38,500種（2021年10月時点）の動植物が記載されています。また、日本の環境省版レッドリストには3,716種（2020版）が絶滅の恐れがある種として掲載されています。

平成22（2010）年に愛知県名古屋市で開催された生物多様性条約第10回締約国会議で採択された愛知目標では、令和32（2050）年までの長期目標である「自然と共生する世界」を実現するための20の行動目標を定められました。

これまで、愛知目標の達成に向けた取り組みが世界各国で進められてきましたが、令和元（2019）年5月にIPBESが公表した「生物多様性と生態系サービスに関する地球規模評価報告書」では、自然の保全と持続可能な管理の取り組みは進んでいるものの、それらは不十分であること、生物多様性が人類史上これまでにない速度で減少し、生態系から得られる恵みが世界的に劣化していることが示されました。

また、令和2（2020）年9月に生物多様性条約事務局がまとめたGBO5では、愛知目標の最終評価として、ほとんどの目標に進捗が見られたものの、完全に達成できたものはないとされました。

この二つの重要な報告で共通して示されたメッセージは、生物多様性の損失を止め、回復に向かわせるためには、これまでどおりの社会の在り方から脱却して、経済・社会・政治といった全ての分野にわたる社会変革により、生物多様性の損失の背後にある根本的な要因に対処しなければならないということでした。

国内では、平成24（2012）年に閣議決定した「生物多様性国家戦略2012-2020」で愛知目標の達成に向けた目標（国別目標）を設定し、その達成に向けた施策を実施してきました。

令和3（2021）年2月に「生物多様性国家戦略2012-2020の実施状況の点検結果」を公表し「国別目標の達成に向けて様々な行動が実施されていることは評価できるが、更なる努力が必要」と評価しました。

※コラム、次ページ参照

コラム 生物多様性における「3つのレベルの多様性」と「4つの危機」

生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルで多様性があり、日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。

3つのレベルの多様性

生態系の多様性

森林、里地里山、河川、湿原、干潟、サンゴ礁などいろいろなタイプの自然があります。

種の多様性

動植物から細菌などの微生物にいたるまで、いろいろな生きものがいます。

遺伝子の多様性

同じ種でも異なる遺伝子を持つことにより、形や模様、生態などに多様な個性があります。

4つの危機

第1の危機

開発や乱獲による種の減少・絶滅、生息・生育地の減少

第2の危機

里地里山などの手入れ不足による自然の質の低下

第3の危機

外来種などの持ち込みによる生態系のかく乱

第4の危機

地球環境の変化による危機（地球温暖化による影響）

（3）脱炭素社会、地球温暖化対策

平成 27（2015）年 12 月にパリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議において、すべての国が参加する新たな国際枠組みとしてパリ協定が採択されました。

パリ協定では、世界共通の長期目標として、産業革命以前からの地球の平均気温上昇を 2°C より十分下方に抑えるとともに、1.5°C に抑える努力を継続することなどが設定されました。そのためには、今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収のバランスを達成できるよう、世界全体の温室効果ガスの排出量のピークをできるだけ早期に抑え、利用可能な最良の科学に従って急激に削減することが目標とされています。

国内では、令和 3（2021）年 3 月に地球温暖化対策推進法が改正され、令和 2（2020）年に宣言された令和 32（2050）年カーボンニュートラルを基本理念として法に位置づけるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素化の取り組みや、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組みなどを定めました。

令和 3 年（2021）年 10 月には、地球温暖化対策推進法に基づく「地球温暖化対策計画」が改定されました。この計画では、令和 12（2030）年度に温室効果ガス 46% 削減（2013 年度比）を目標として、その裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋が描かれています。

また、このような地球温暖化対策の国内外の動向を踏まえて、「2050 年までに二酸化炭素排出実質ゼロ」を表明する地方公共団体が増加しています。（全国で 534 自治体（40 都道府県、319 市、15 特別区、134 町、26 村）が表明（令和 4（2022）年 1 月 31 日現在）、うち福井県下では、福井県、坂井市、福井市、大野市、鯖江市、敦賀市、越前市、勝山市の 8 自治体が表明（令和 4（2022）年 1 月 31 日現在）。）

(4) 資源循環と廃棄物

① 海洋プラスチックごみ問題

プラスチックの生産量は世界的に増大し、それに伴い廃棄量も増えています。プラスチックは賢く付き合えば私たちに恩恵をもたらすものですが、不適正な管理などにより海洋に流出した海洋プラスチックごみが世界的な課題となっています。

海洋プラスチックごみは、生態系を含めた海洋環境の悪化や海岸機能の低下、景観への悪影響、船舶航行の障害、漁業や観光への影響など、様々な問題を引き起こしています。

近年では、マイクロプラスチック（一般に 5mm 以下の微細なプラスチック類をいう。）による海洋生態系への影響が懸念されています。

このような状況に対応するため、令和元（2019）年 6 月に G20 大阪サミットにおいて、令和 32（2050）年までに追加的な汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を G20 首脳間で共有しました。

国内では、令和元（2019）年 5 月に 3R+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定しました。この中で重点戦略の一つであるリデュースなどの徹底の取組一環として位置付けたレジ袋の有料化が、令和 2（2020）年 7 月より開始しました。

海岸漂着ごみ（小浜市内外海地区）



出典：小浜市

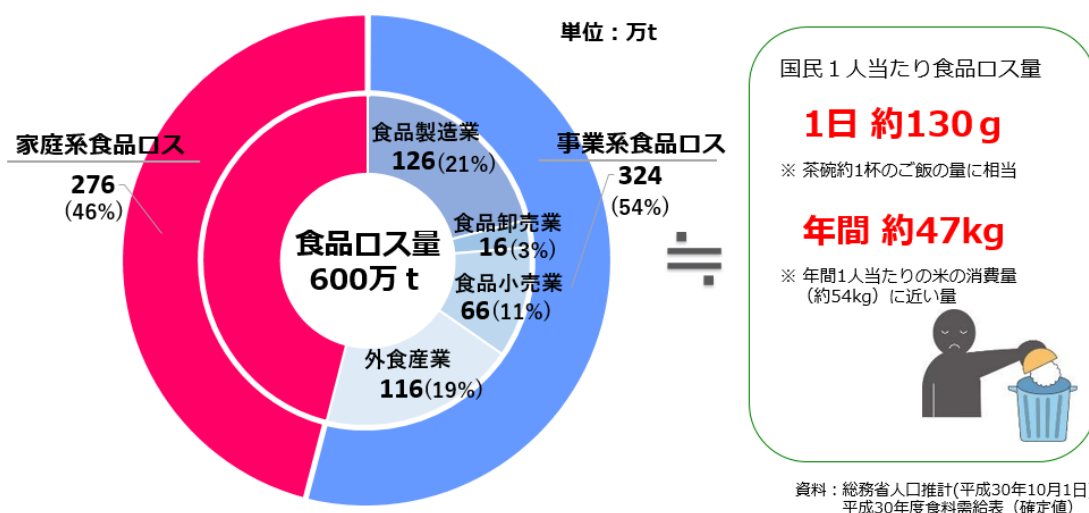
②食品ロス問題

日本の食料自給率はカロリーベースで約4割、生産額ベースで約7割となっており、残りは海外から輸入しています。

一方、本来食べられるにもかかわらず廃棄されている食品ロスは、平成30（2018）年度の推計で600万トン発生しています。このうち、約半分の324万トンは、事業系食品ロス、残る276万トンは家庭からのものであり、食品ロス削減のためには、事業者の取組の推進と消費者の意識改革の両方について取り組む必要があります。

令和元（2019）年5月に、「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律19号）が成立し、同年10月に施行されました。この法律は、食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体などの責務などを明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めることなどにより、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的としています。

また、国民の間に広く食品ロスの削減に関する理解と関心を深めるため、10月が「食品ロス削減月間」、毎年10月30日が「食品ロス削減の日」と定められました。

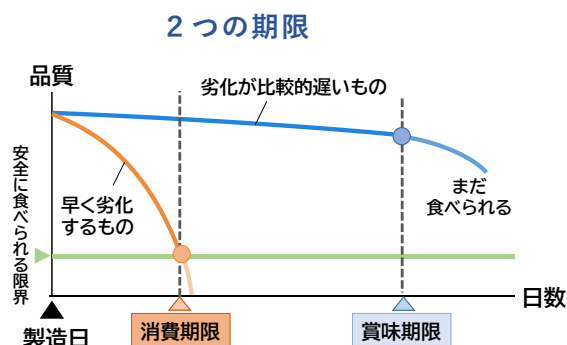


コラム 「消費期限」と「賞味期限」

食品の袋や容器には「消費期限」や「賞味期限」が表示されています。

- 消費期限：過ぎたら食べないほうがよい期限。いたみやすい食品などに表示されます。
- 賞味期限：おいしく食べることができる期限。期限が切れた食品がすぐに食べられなくなる訳ではありません。

表示されている保存方法を守り、開封後は期限に関係なく早めに食べるようにしましょう。



出典：農林水産省ホームページ

(5) 新たな感染症と社会変化

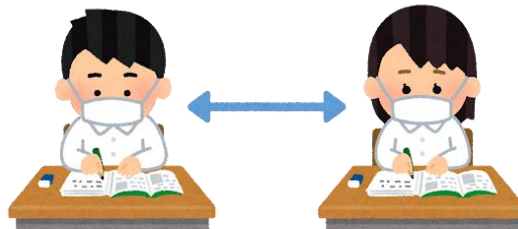
新型コロナウイルス感染症は、令和元（2019）年 12 月に中国湖北省武漢市において確認されて以降、世界中に広がり、国内では、新型コロナウイルス感染症を「指定感染症」に指定し、令和 2（2020）年 4 月に 1 回目の緊急事態宣言が発令されました。

コロナ禍がもたらした現状と社会変化は次のように捉えられています。

- ✓新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、人々が外出自粛、在宅勤務・学習を経験
新しいコミュニケーションやコラボレーションのツールやシステムが進展
- ✓当たり前だと思われてきた常識が激変（通勤、出張・転勤、ハンコ、名刺、現金）
- ✓新しい生活様式や従来にないビジネス、これまで気づかなかった新しい価値観の登場

コロナ禍は、これまで良いことと認識し、また、社会活動の基盤と捉えてきた、人と人との緊密なコミュニケーションは、時として制限することが求められるものであること、また、信頼を寄せてきた広域な移動やサプライチェーンは、時として機能し得なくなるものでもあることなど、人類に多くのことを気づかせました。

コロナ禍により、医療現場にも、教育現場にも、家庭にも、モノづくりの現場にも、行政事務にも、更には都市の在り方においても、デジタルシフトや強靭性を高めるなど、「新しい社会システム」が期待されており、その実現には、新しいイノベーションが求められます。



2. 地域の環境の現状

(1) 自然環境

- 本市は、福井県の南西部に位置し、北は国定公園の指定を受けた日本海で唯一の長いリアス式海岸を有する若狭湾に面し、南は、東西に走る京都北部の山岳地帯で一部滋賀県とも接しています。
- 福井県は北陸地方に位置づけられていますが、本市を中心とする若狭地域は近畿地方との歴史的・文化的なつながりが強く、風俗、習慣、言語などに多くの共通性がみられます。
- 北川・南川の 2 大川は、市の中央部に広がる田畑を潤し市街地を通り、小浜湾に流入しています。市内には、豊かな自然が残されており、数々の選定を受けています。
- 県は市内に 8 箇所のすぐれた地形・地質を選定しています。

環境省	：名水百選 鵜の瀬（昭和 60 年認定） あおぞらの街（昭和 61 年認定） 平成の名水百選 雲城水（平成 20 年認定） 重要湿地 小浜市田烏の小湾（平成 28 年指定） 重要里地里山：飯盛地区（黒駒ため池周辺）（平成 27 年指定）
林野庁	：水源の森百選 上根来（平成 7 年認定）
「日本の渚百選」中央委員会	：日本の渚百選 若狭小浜（平成 8 年認定）
国指定天然記念物	：萬徳寺のヤマモミジ（昭和 6 年指定） 蒼島暖地性植物群落（昭和 26 年指定）
国指定名勝	：萬徳寺庭園（昭和 7 年指定） 若狭蘇洞門（昭和 9 年指定）

本市内のすぐれた地形・地質

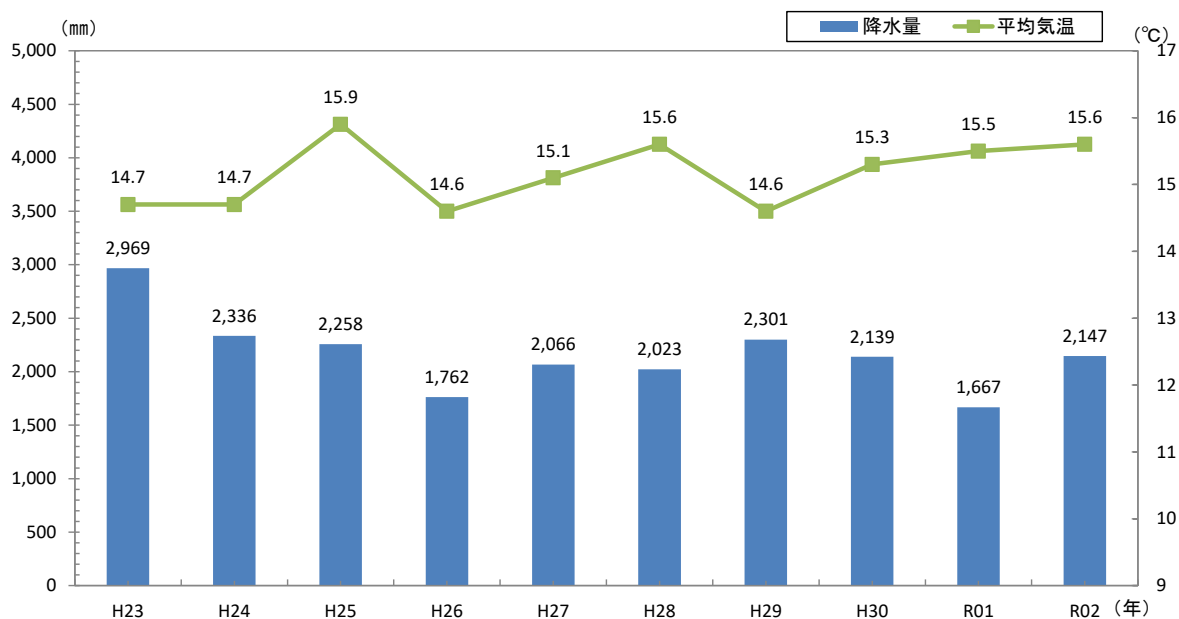


出典：「福井県のすぐれた自然（地形・地質編）」（平成 11 年 福井県）

① 気象

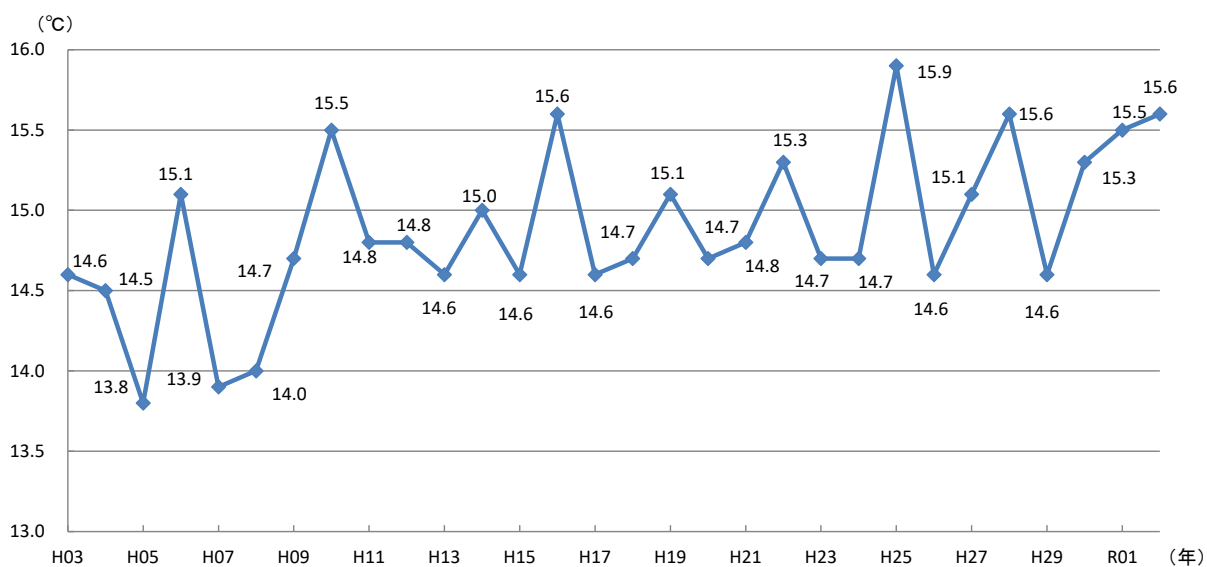
- 本市は嶺南地域にあり、山陰海岸型の気候で、冬期に曇りや雪の多い日本海式気候の中では比較的温暖で、冬の降水量が少ないのが特徴です。
- 小浜地域気象観測所における過去 10 年間の気象概況は、年平均気温は 14.6～15.9℃、総雨量は 1,667～2,969mm 程度となっています。
- 日平均気温の過去 30 年間の推移をみると、やや上昇傾向がみられます。

気象概況



出典:「気象庁 過去の気象データ」(気象庁ホームページ)

日平均気温の推移



出典:「気象庁 過去の気象データ」(気象庁ホームページ)

②動植物

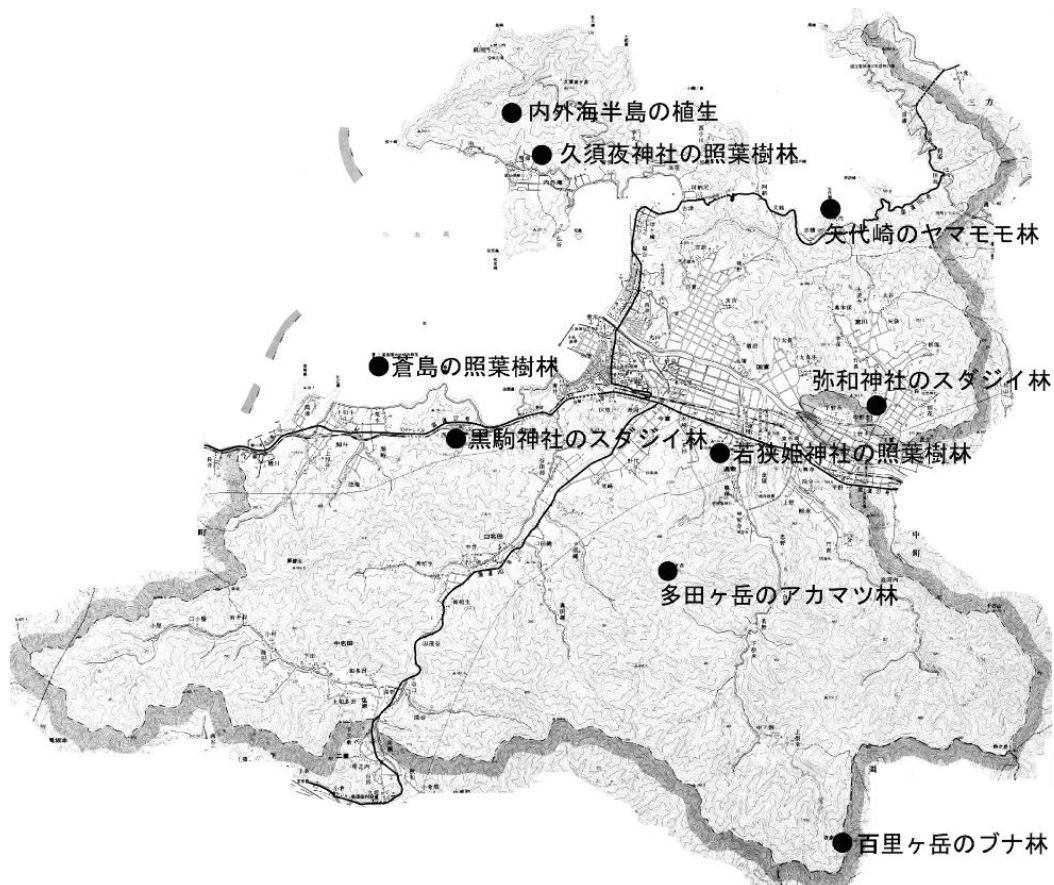
- 「改訂版 福井県の絶滅のおそれのある野生動植物」（福井県 平成 28 年 3 月）に掲載されている、小浜市内に生育・生息する動植物は 309 種とされています。

本市内に生育・生息する絶滅のおそれのある野生動植物

分類群	県域絶滅	県域絶滅 危惧Ⅰ類	県域絶滅 危惧Ⅱ類	県域 準 絶滅危惧	要注目	地域個体 群	計
哺乳類	0	0	1	2	0	0	3
鳥類	0	8	9	17	12	0	46
爬虫類	0	0	1	2	1	0	4
両生類	0	0	1	1	3	0	5
淡水魚類	0	2	14	4	3	0	23
昆虫類	0	7	8	19	34	0	68
陸産貝類	0	0	2	1	5	0	8
淡水産貝類	0	0	2	5	3	0	10
維管束植物	0	27	43	30	42	0	142
総計	0	44	81	81	103	0	309

- 本市の植生は、国の調査によると自然植生はブナーミズナラ群落などが、人為的な干渉を受けた代償植生についてはコナラ群落、アカマツ群落などが分布しています。
- 県は市内に 9 箇所のすぐれた植生を選定しています。

本市内のすぐれた植生



出典：「福井県のすぐれた自然（地形・地質編）」（平成 11 年 福井県）

- 県の調査によると内外海半島ではニホンザルの群れが、遠敷川上流ではニホンカモシカの生息が確認されています。
- イワツバメが海岸の洞穴で繁殖しており、県内の数少ない繁殖地のひとつとなっています。
- 遠敷川上流は奥地まで伐採・植林が進んでいますが、一部に二次林^{※1}や夏緑広葉樹林^{※2}が分布し、クマタカの生息が知られています。
- 小浜湾の甲ヶ崎は、波の穏やかな場所であることからカモ類が多く越冬します。

本市に生息する動物

分類	確認地域	種名
哺乳類	内外海半島、遠敷川上流	ニホンザル、ニホンジカ、ツキノワグマ、イノシシ、キツネ、タヌキ、アナグマ、ニホンカモシカなど
鳥類	内外海半島	ホオジロ、ウグイス、エナガ、ヒヨドリ、メジロ、スズメ、カラス、ウミネコ、イワツバメなど
	遠敷川上流	クマタカなど
	小浜湾甲ヶ崎	マガモ、カルガモ、コガモ、ホシハジロ、スズガモなど
爬虫類	加斗海岸	アカウミガメなど
魚類	北川、南川	スナヤツメ、イワナ、アユ、ウグイ、タカハヤ、アブラハヤ、ムギツクなど
昆虫類	内外海半島、遠敷川上流、蒼島	フタスジサナエ、ネアカヨシヤンマ、カトリヤンマ、ゲンゴロウ、フカイオオドロバチ、ヒサマツミドリシジミ、アマダテントウ、オマガリフキバッタなど
		ホソミイトトンボ、マルタンヤンマ、チョウトンボ、ヒメアカネ、ツノトンボ、ムカシトンボ、ゲンジボタル、ギフチョウ、グンバイトンボなど

出典：「福井県のすぐれた自然（動物編）」（平成11年 福井県）

- ※1 二次林：原生林が天災または人の影響により、破壊された後に自然に成立する林。日陰を嫌い日向を好んで生育するアカマツ林やコナラ林などの薪炭林や雑木林のこと。
- ※2 夏緑広葉樹林：夏期には広葉をつけ、冬には落葉する樹林が優先する林でブナ林やミズナラ林がその代表例。

- シカ、イノシシ、サルなどの野生鳥獣により、農作物の食害のほか、森林の植物の食害や剥皮によって下層植生が減少するなどの問題が生じています。
- 山の下層植生が失われることで、表土が流出し、植物が育ちにくくなるだけでなく、河川への土砂の流入による川の生き物への影響も問題となっています。
- オオキンケイギク、セイタカアワダチソウ、オオフサモ、オオクチバス、ミシシippアカミミガメ、ヌートリア、アライグマ、などの外来種が確認されています。

オオキンケイギク



オオクチバス



アライグマ



出典：「日本の外来種対策」（環境省ホームページ）

③ふるさとの自然

- 環境省では身近な清澄な水で、古くから地域住民の中にとけ込み住民自身の手で保全活動がなされてきたものを再発見するとともに、広く国民に紹介することを目的として「名水百選」を選定し、本市では「鵜の瀬」が選定されています。
- 平成 20（2008）年には「平成の名水百選」として、「雲城水」が選定されています。
- 平成 25（2013）年には「ふくいのおいしい水」として、「鵜の瀬給水所」「雲城水」「津島名水」が選定されています。

本市のふるさとの自然

分類	対象	選定の趣旨など	認定年など
名水百選	鵜の瀬	<ul style="list-style-type: none"> ・身近で清澄な水で、古くから地域住民の生活の中にとけ込み、住民自身の手によって保全活動がなされてきたものを再発見するとともに広く国民に紹介すること ・水質保全の認識を深め、良質な水環境を積極的に保護すること 	昭和 60 年 環境省
あおぞらの街	—	<ul style="list-style-type: none"> ・広く市民においても自らの住む地域の空気への関心を通じ、大気保全の必要性に関する認識をさらに高めていくこと 	昭和 61 年 環境省
水源の森百選	かみねごり 上根来水源 の森	<ul style="list-style-type: none"> ・「緑と水」の源泉である水源の森を後世に引き継ぐためには一人ひとりの理解のもとに保全・整備を行っていくこと 	平成 7 年 農林水産省
日本の渚・百選	若狭小浜	<ul style="list-style-type: none"> ・景観資源としての特色、海岸保全、環境保全対策および生活者との深い関わり合いなどの観点から特に良好な状態で保存されていること ・海の重要な役割を広く国民に認識してもらうこと 	平成 8 年 百選の中央 委員会
平成の名水百選	雲城水	<ul style="list-style-type: none"> ・一番町の海のすぐそばから淡水が自噴しており、昭和 24 年に雲浜高等小学校の同級生によって整備 ・地域住民の地下水保全の意識が高く、近年では地域の産業と連携し、雲城水を利用して豆腐・そば・酒など新たな特産品を開発 	平成 20 年 環境省
ふくいのおいしい水	鵜の瀬 給水所	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の貴重な財産である湧水などの保全活動を推進するとともに、良質な水によって引き立つ地域の魅力を発信すること ・認定の対象となる湧水などとは、次に掲げる要件を全て満たすもの <ol style="list-style-type: none"> (1) 県内に所在し、地下水が自噴もしくは動力などを用いて地表に出てきている状態のもの (2) 周辺環境の状態から良好な水質の維持が見込まれるもの (3) 来場者に対し飲用として自由に供されているもの 	平成 25 年 (平成 30 年 認定更新) 福井県
	雲城水		
	津島名水		

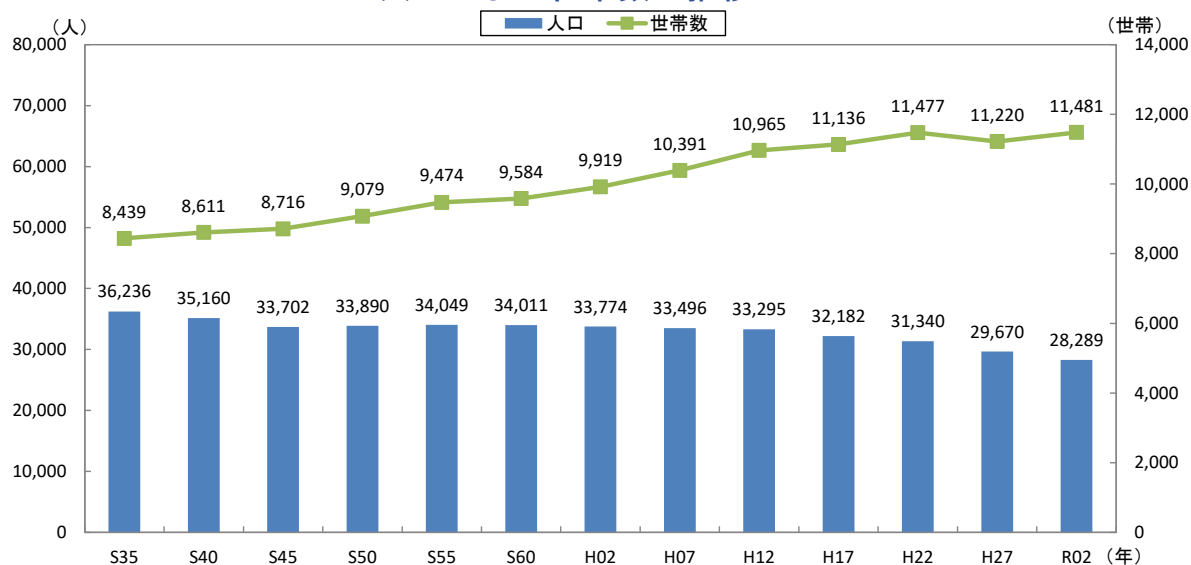
出典：「令和元年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

(2) 社会環境

①人口および世帯数

- 人口は減少傾向を示しています。この人口の減少傾向は若年層の転出によるものと出生率の低下による少子化傾向が、影響を与えているものと考えられます。
- 世帯数は緩やかな増加傾向にあり、核家族化が進行しています。なお、本市の年齢別人口は、65～69歳が最も多く、高齢化がさらに進んでいます。

人口および世帯数の推移

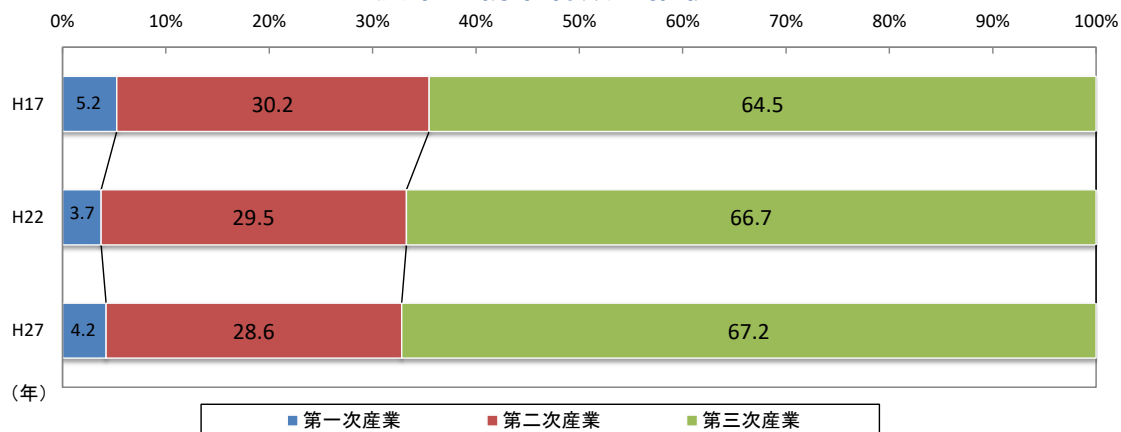


出典：「令和2年度 小浜市統計書」（令和3年3月 小浜市）

②産業

- 産業別就業者数は、第1次産業や第2次産業が減少し、観光関係のサービス業や福祉産業の規模拡大などにより、第3次産業の増加がみられます。

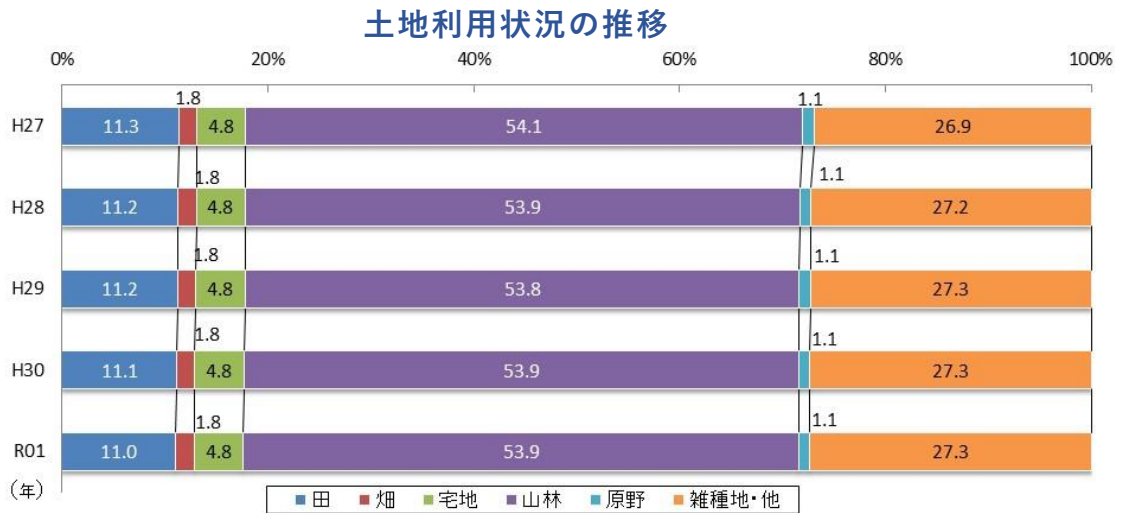
産業別就業者数の推移



出典：「令和2年度 小浜市統計書」（令和3年3月 小浜市）

③土地利用の状況

- 土地利用の状況は、山林が全体の約 55%と最も高い割合となっています。



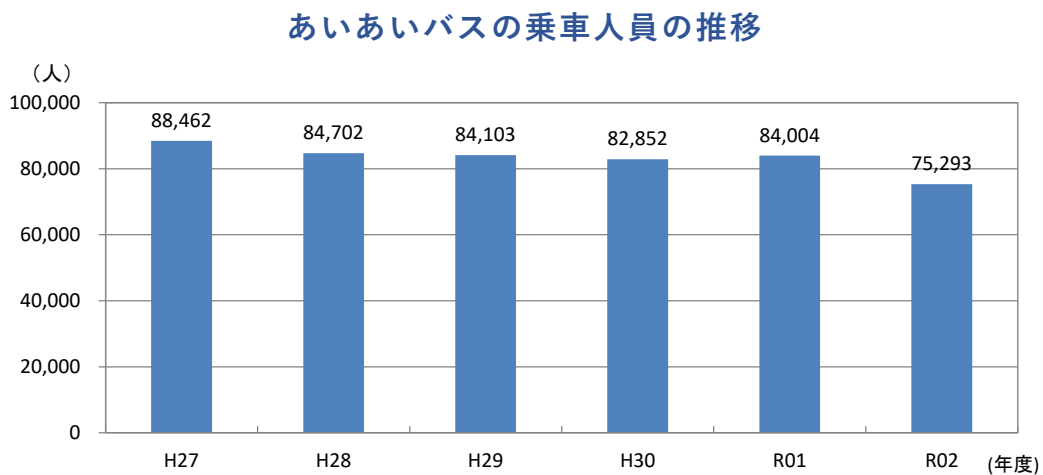
※非課税含む。道路・河川は除く。

出典：「令和 2 年度 小浜市統計書」(令和 3 年 3 月 小浜市)

④交通の状況

【道路】

- 本市の主要な道路交通は、国道 27 号を軸に国道 162 号および主要地方道の県道、幹線市道によって骨格が構成されています。
- 舞鶴若狭自動車道が平成 26 (2014) 年度に整備され、小浜 I C ~ 敦賀 J C T 間が開通しました。
- 「あいあいバス」については、自家用車の利用拡大による一般客の減少や少子化の進展による学生客の減少により、利用客数は年々減少傾向にありますが、自家用車を利用できない市民の身近な公共交通機関として、市民生活に欠かせない公共交通機関となっています。

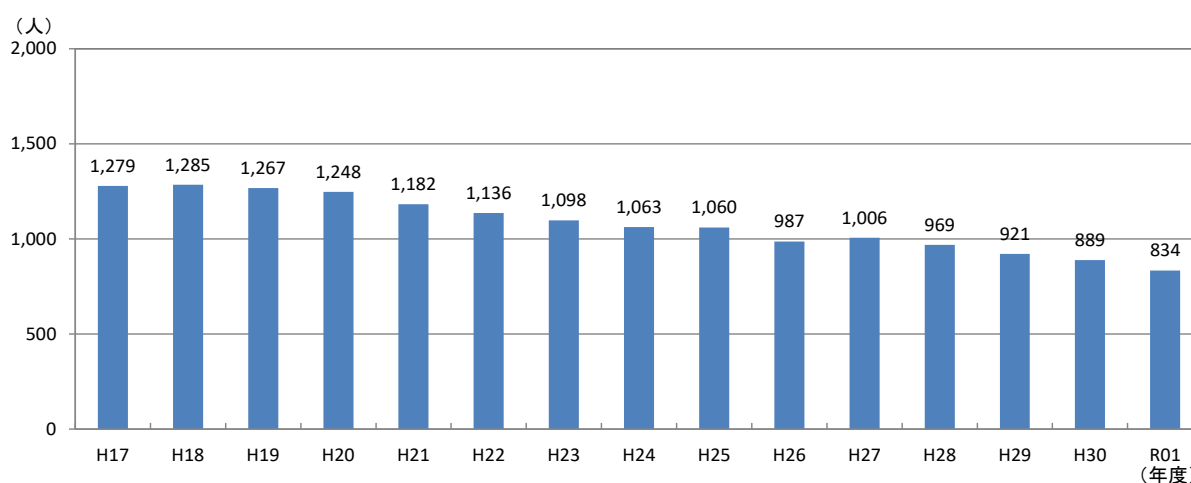


※日曜デマンド (予約があった場合の運行) 乗車人員を含む

【鉄道】

- JR小浜線は、敦賀・舞鶴間を結ぶ日本海側の幹線路線であるとともに、地域住民の暮らしを支え、産業や観光など地域振興に寄与する重要な交通機関となっています。また、北陸新幹線敦賀開業後は、観光客やビジネス利用などの移動手段として、その重要性は益々高まるものと考えています。しかし、人口減少やマイカーの普及などにより、小浜線の乗車人員は減少を続けています。
- 全国的に公共交通機関の利用者は減少しており、今後も利用促進策を継続して実施する必要があります。

JR小浜駅の乗車人員（1日平均）の推移



出典：「令和2年度 小浜市統計書」（令和3年3月 小浜市）
「（第67回）福井県統計年鑑」（令和元年 福井県）

⑤上下水道の整備状況

【上水道の整備状況】

- 本市の水道は、上水道と簡易水道および飲料水供給施設で給水を行っています。
- 上水道は地下水を水源としており、将来にわたり安定して取水ができるように、現状程度の揚水量を維持していくとともに、地下水位などの継続的な監視が必要です。
- 令和2（2020）年度末の水道普及率は97.6%で、すでに拡張整備から維持管理に移行しており、今後、適切な施設更新や簡易水道などの上水道への施設整備による統合と経営統合を進め、効率的で安全な供給をめざす必要があります。

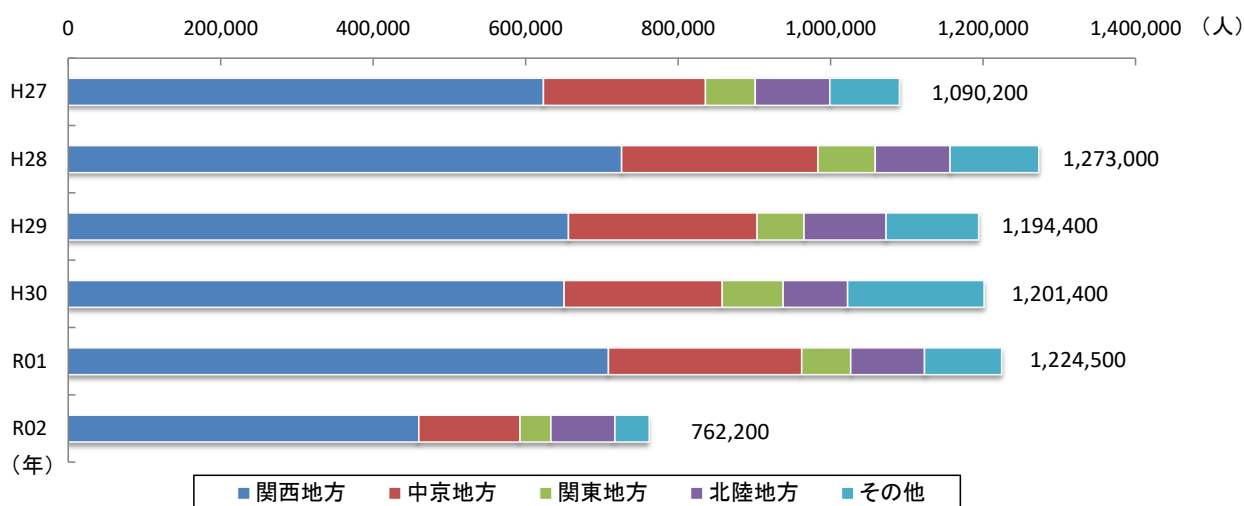
【下水道の整備状況】

- 令和2（2020）年度末の公共下水道の整備率は96.5%で、集落排水や合併処理浄化槽を含めた水洗化率は93.2%に達しています。
- 本市の下水道事業は整備から維持管理に移行しており、今後、適切な施設更新や持続可能な事業運営をめざす必要があります。

⑥観光

- 平成27（2015）年度から令和元年度までの年間観光客数は、まちの駅や旭座など新たな観光施設がオープンした平成28年度が最も多くなっています。
- 平成29（2017）年度は一旦減少し、令和元年度まではやや増加傾向にありましたが、令和2（2020）年度はコロナ禍の影響により762千人と大幅に減少しています。

県外地域別観光客入込数の推移



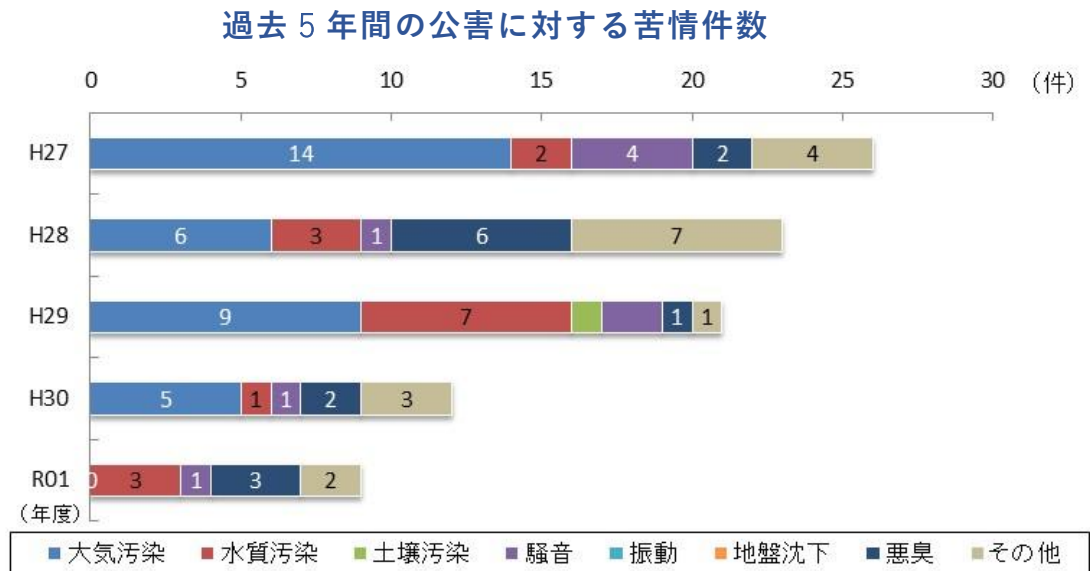
出典：「令和2年度 小浜市統計書」（令和3年3月 小浜市）

資料：小浜市商工観光課

(3) 生活環境

①公害による苦情状況

- 本市の公害に対する苦情件数は、減少傾向を示しています。



出典：「令和2年度 小浜市統計書」（令和3年3月 小浜市）

②大気汚染

- 大気汚染の経年変化についてみると、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質^{※1}、二酸化窒素^{※2}、光化学オキシダント^{※3}のいずれも環境基準に適合しています。
- 本市の大気汚染の現況としては、多量の重油などを使用する主な発生源である大規模工場が県内各市に比べ少なく、人の健康を害するような大気汚染の発生はありませんが、一部の住民による野焼きなどがみられるほかは、全般的に良好な状況により推移しています。

大気汚染測定結果（令和元年度）

物質名	測定時間	年平均値	月平均値	
			最高値	最低値
二酸化硫黄（ppm）	8,696	0.000	0.000	0.000
一酸化窒素（ppm）	8,681	0.001	0.001	0.000
二酸化窒素（ppm）	8,681	0.003	0.004	0.002
窒素酸化物（ppm）	8,681	0.004	0.005	0.003
オキシダント（ppm）（*）	5,465	0.036	0.057	0.026
非メタン炭化水素（ppmC）	8,333	0.06	0.08	0.05
メタン（ppmC）	8,334	1.95	1.98	1.9
全炭化水素（ppmC）	8,333	2.01	2.04	1.97
浮遊粒子状物質（mg/m ³ ）	8,754	0.011	0.022	0.005
微小粒子状物質（ug/m ³ ） （**）	364（日）	10.3	14.8	7.1

（*）昼間の測定時間・昼間の1時間値の平均値

（**）平成25年3月から計測開始

出典：「令和元年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

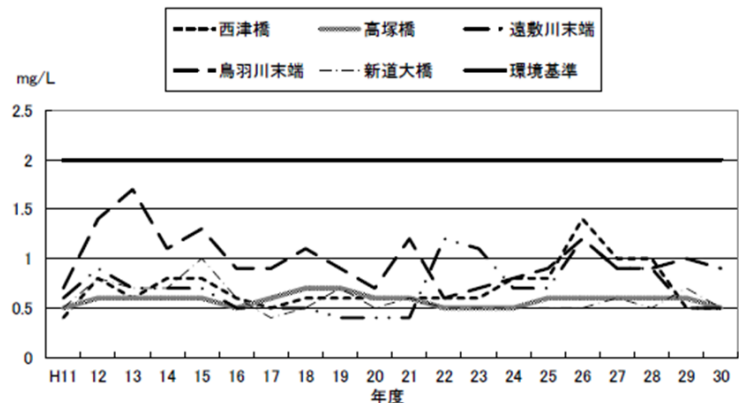
- ※1 浮遊粒子状物質：大気中に浮遊する粒子状の物質（浮遊粉じん、エアロゾルなど）のうち粒径が10μm（マイクロメートル：μm=100万分の1m）以下のものをいう。肺などの中に沈着しやすく、高濃度になるとぜんそくや気管支炎などの呼吸器病を引き起こすとされる。
- ※2 二酸化窒素（NO₂）：窒素酸化物（NO_x）は物が燃えると必ず発生する。窒素（N₂）は空気中にも燃料にも含まれているが、物が燃えるときには、酸素（O₂）と結合して一酸化窒素（NO）という気体が発生する。一酸化窒素（NO）は不安定な物質であるためそのままの形で大気中に留まるわけではなく、そのほとんどは酸化されて二酸化窒素（NO₂）となる。通常、この一酸化窒素と二酸化窒素を合わせて窒素酸化物（NO_x）と呼ぶ。窒素酸化物によって汚染された空気を吸い続けると、人の健康に悪影響を与えるおそれがある。
- ※3 光化学オキシダント：大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響の他、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。「環境基本法」（平5法91）に基づき、光化学オキシダントは二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質と並んで大気汚染による環境基準が設けられおり、1時間値が0.06ppm以下とされている。

③水質汚濁

【河川の水質】

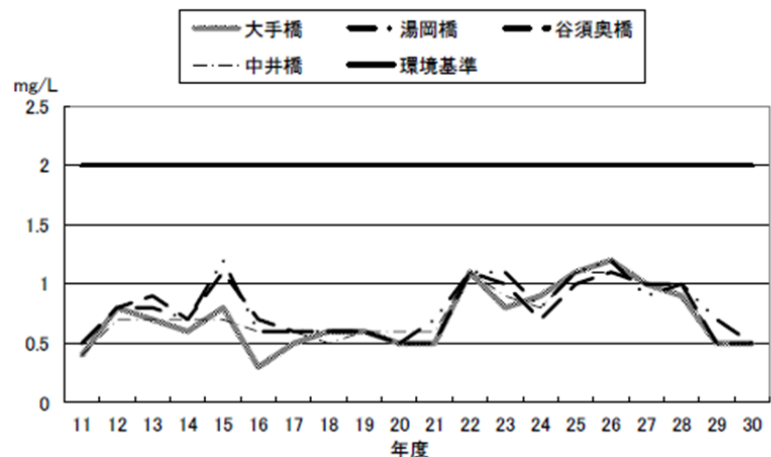
- 北川水系の人の健康の保全に係る項目の測定結果は、カドミウム、シアンなどの有害物質について、各項目共全て環境基準に適合しており、有害物質による汚染はみられません。
- 河川の汚濁の代表的指標であるBOD^{※1}を見た場合、北川水系、南川水系ともに環境基準（A類型：2mg/L以下）に適合しており、良好な水質が維持されています。
- 今後も良好な水質を維持、保全していくためには、水質の常時監視を行っていく必要があります。

北川水系の各地点BOD経年変化



出典：「令和元年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

南川水系の各地点BOD経年変化

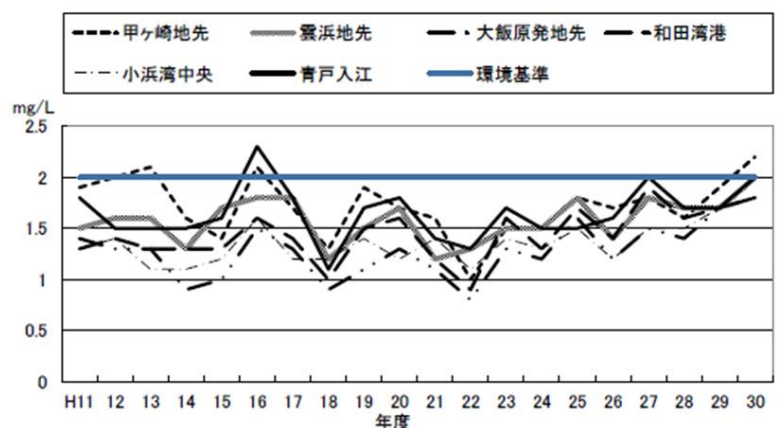


出典：「令和元年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

【海域の水質】

- 海域の汚濁の代表的指標であるCOD^{※2}を見た場合、平成13年度に甲ヶ崎地先で、平成16年度に青戸入江と甲ヶ崎地先で、平成30年度にも甲ヶ崎地先などで環境基準の不適合がみられました。その他は健康項目・生活環境項目とも環境基準に適合しています。
- 河川の水質同様に、海域の水質も今後とも良好な水質を維持していく必要があります。

小浜湾海域の各地点COD経年変化



出典：「令和元年度版 環境保全対策の概要」（小浜市）

※1 BOD（生物化学的酸素要求量）：水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川の有機汚濁を測る代表的な指標。

※2 COD（化学的酸素要求量）：水中の有機物などを酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、河川、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標である。

④騒音・振動

【騒音】

- 本市では市内主要国道において自動車交通騒音の測定を昭和53（1978）年度から実施しています。令和元年度は、伏原と大手町の2地点において自動車交通騒音の測定を実施し、伏原において昼間・夜間ともに環境基準を超えています。今後も、自動車交通騒音の常時監視を継続するとともに、自動車交通騒音の低減対策を推進していく必要があります。
- 道路以外の騒音の苦情の原因は、住居と事業所などの混在や快適な生活環境を求める住民意識の向上などによるものと考えられます。
- 事業所に対しては、特定工場などの実態把握に努め規制基準の遵守および行政指導のほか、近隣騒音対策としては、騒音に配慮した生活マナーの向上など啓発に努める必要があります。

【振動】

- 令和元（2019）年度の道路交通振動の測定結果は、伏原と大手町の2地点において昼間・夜間とも道路交通振動の要請限度（振動規制法）に適合しています。
- 本市の工場・事業所振動については特に大きな振動を発生する施設は少なく、事業所についても振動発生防止のため、防振対策を実施していることにより、工場・事業所振動による苦情はなく良好な環境で推移していると考えられます。

⑤悪臭

- 本市における悪臭の苦情は、より生活に密着したものが多く、ごみの集積場や野焼きなどがあげられます。
- 被害程度は不快な臭いとして感覚的で軽微なものが大部分を占めています。
- 悪臭苦情の中には県条例により定めている特定施設以外のものもあり、また悪臭規制地域以外の苦情もあるため、悪臭防止対策としては特定事業所、悪臭規制地域にとらわれない防止対策の検討が必要です。

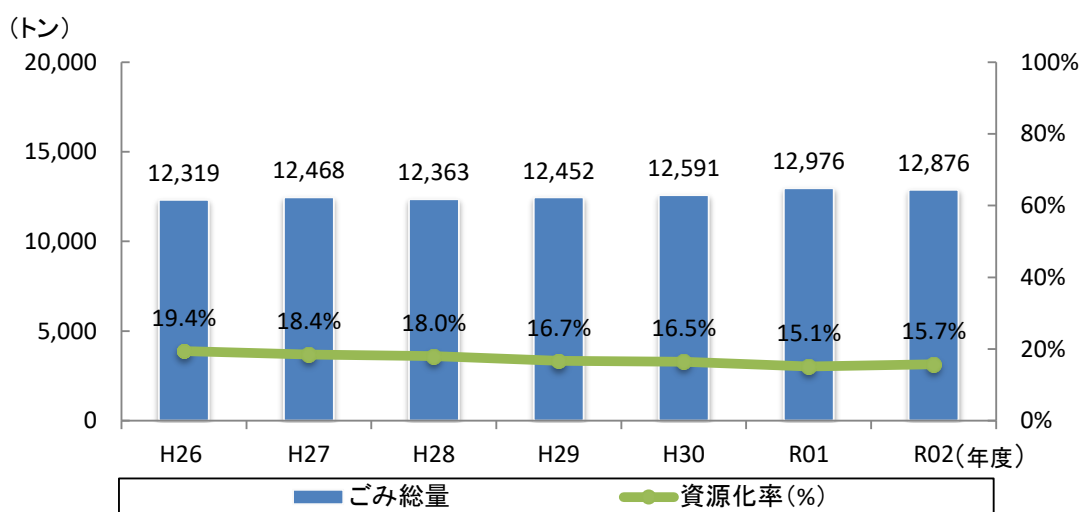


違法な野焼き

⑥一般廃棄物の処理状況

- 令和元年度のごみ総量は、12,976 t でありやや増加傾向にあります。
- 一方、令和元（2019）年度の資源化率は 15.1% であり近年は減少傾向にあります。
- コロナ禍の影響を受けた令和 2（2020）年度については、12,876 t と前年度に比べて微減しました。

ごみ総量と資源化率の推移



出典：「令和 2 年度 小浜市統計書」（令和 3 年 3 月 小浜市）

資料：小浜市環境衛生課

資源化率とは、総資源化量を総排出量で除した数値です。

$$\text{資源化率} = \frac{\text{資源化ごみ(紙ごみ等)量}}{\text{ごみ総量}} \times 100 (\%)$$

※資源化ごみ(紙ごみ等)量の中には、民間の拠点回収量は含まれていない。



(4) 地球環境（地球温暖化）

- 本市の平成 30（2018）年度における温室効果ガス排出量は 236.8 千 t CO₂ であり、県内平均値（450.6 千 t CO₂）と比較すると少なくなっています。
- 排出量の内訳を見てみると、民生家庭部門が最も多く（72.1 千 t CO₂）次いで、運輸部門（61.5）、産業部門（49.8）、民生業務部門（48.3）の順となっています。
- 排出量の経年変化をみると、平成 25（2013）年度以降、排出量は減少傾向にあります。

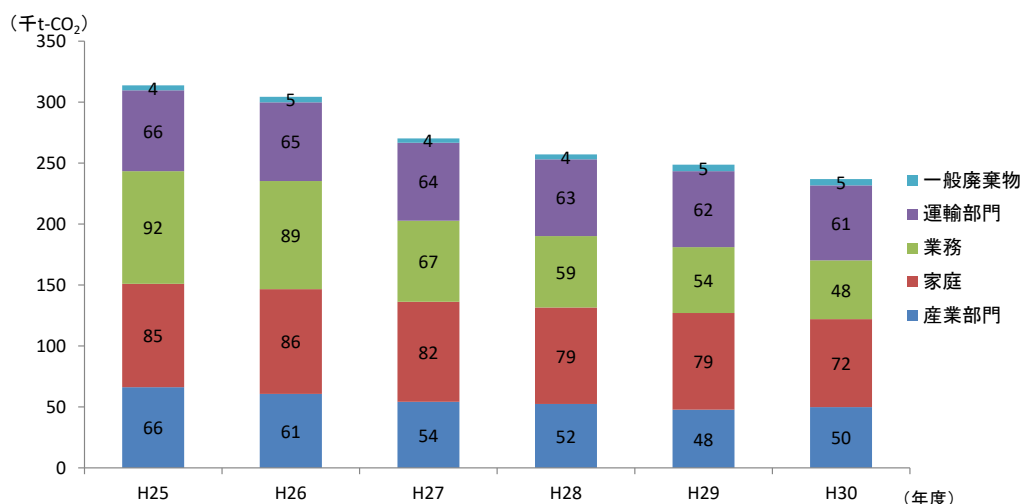
福井県内の各市町村における温室効果ガス排出量（平成 30 年度）

単位：千t-CO₂

市区町村	産業部門	民生家庭部門	民生業務部門	運輸部門	一般廃棄物	合計
福井市	617.2	622.7	545.7	526.6	27.1	2,339.3
敦賀市	152.1	172.7	115.8	196.2	8.4	645.2
小浜市	49.8	72.1	48.3	61.5	5.2	236.8
大野市	105.3	71.1	41.6	76.7	5.3	300.0
勝山市	92.6	48.0	24.1	47.5	3.8	216.0
鯖江市	232.3	146.7	80.3	120.9	8.4	588.6
あわら市	246.4	61.1	37.8	60.6	4.8	410.8
越前市	816.8	184.2	106.2	162.3	4.7	1,274.2
坂井市	386.7	190.9	101.8	183.4	13.6	876.4
永平寺町	31.7	38.0	29.0	35.1	3.0	136.8
池田町	6.7	5.7	2.5	7.3	0.2	22.4
南越前町	19.4	20.9	8.2	23.0	0.5	71.9
越前町	59.4	43.7	20.1	45.7	2.9	171.8
美浜町	9.0	22.2	15.8	22.7	2.3	72.1
高浜町	10.3	26.0	15.2	21.3	2.2	74.9
おおい町	9.2	19.4	13.7	19.3	0.9	62.6
若狭町	75.6	30.1	16.6	35.9	1.9	160.2
平均	171.8	104.4	71.9	96.8	5.6	450.6

※小数点以下を四捨五入していないため、合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

小浜市における温室効果ガス排出量の推移



出典：「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）策定支援サイト」（環境省）

3. 環境に対する意識（市民、事業者、児童・生徒）

今回、本計画を改定し、環境分野の取組のさらなる推進に向けて、市民や事業所、小浜市の将来を担う子どもたちの意識や意見等を把握するため、アンケート調査を実施しました（実施主体：小浜市）。

以下に各アンケートの概要を示します。

（1）市民アンケート調査

調査の概要

調査期間	令和3（2021）年7月21日（水）～8月6日（金）
調査対象と実施方法	・市内在住の16歳以上の方1,000人（無作為抽出） ・アンケート用紙の郵送による調査
回収数（回収率）	503通（50.3%）

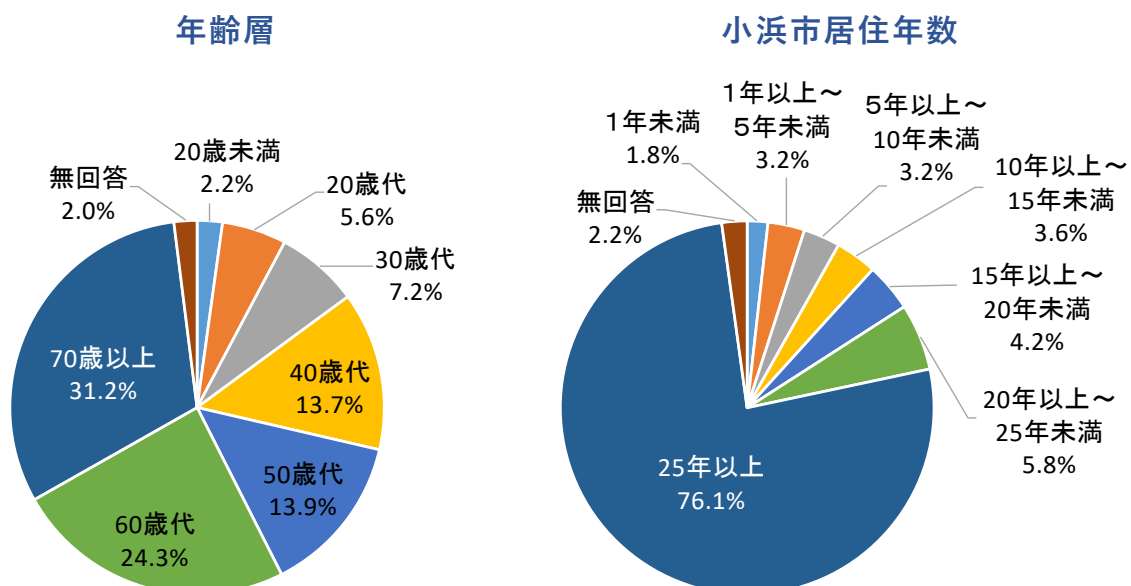
①回答者について

【年齢層】

- 70歳以上の回答者が最も多く、31.2%となっています。
- 回答者の年齢層が高くなるほど、回答者に占める割合が大きくなっています。

【小浜市居住年数】

- 25年以上居住されている回答者が最も多く、76.1%となっています。
- 10年以上居住されている回答者が全体の約9割（89.7%）を占めています。



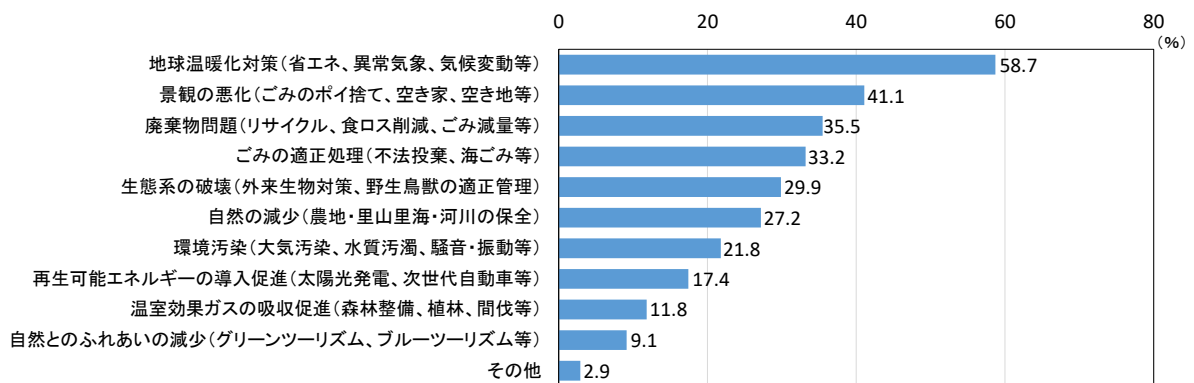
② 関心のある環境問題について

【設問】

あなたに関心のある環境問題はどれですか。該当するものを3つ選び、その番号に○印をつけてください。

- 関心の高い項目として、「地球温暖化対策」（58.7%）や「景観の悪化」（41.1%）、「廃棄物問題」（35.5%）が挙げられています。
- 一方、「再生可能エネルギーの導入促進」（17.4%）や「温室効果ガスの吸収促進」（11.8%）、「自然とのふれあいの減少」（9.1%）といった項目は関心がやや低くなっています。

関心のある環境問題



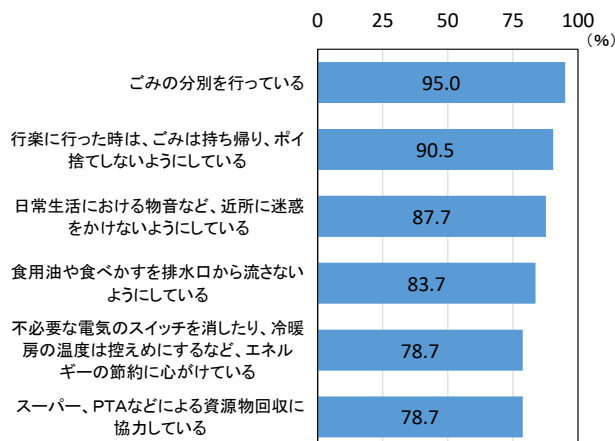
③ 日常生活における取り組みについて

【設問】

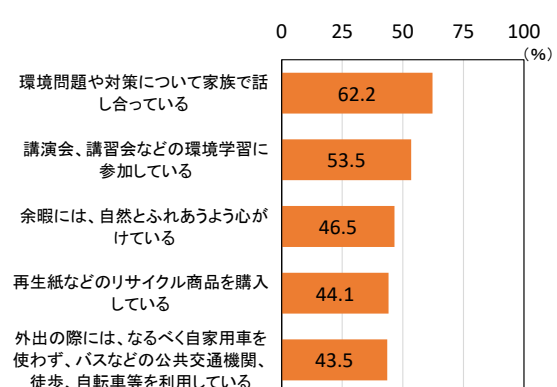
日常生活の中で行える環境にやさしい取り組みについて、あなたが行っているものはどれですか。また、今後取り組みたいものはどれですか。各項目の該当する番号1つに○印をつけてください。

- 取り組まれている項目は「ごみの分別」（95.0%）や「ポイ捨てしない」（90.5%）といった廃棄物や省エネルギーに関する項目が多くなっています。
- 今後取り組みたい項目として、「環境問題や対策について家族で話し合う」、「講演会、講習会などの環境学習」が50%を超えています。

取り組まれている項目 (上位5項目)



今後取り組みたい項目 (上位5項目)



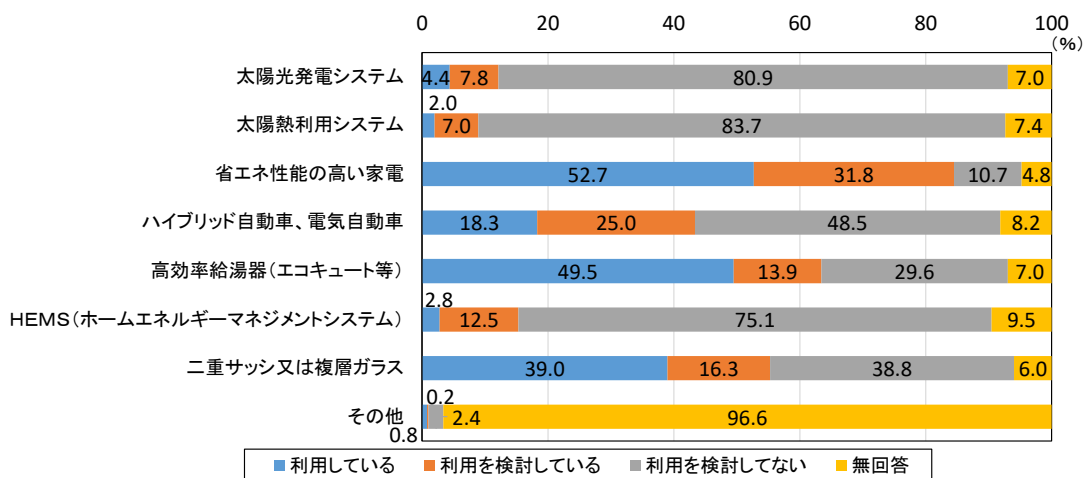
④ エネルギー関連商品の利用状況について

【設問】

あなたのご家庭では、次のようなエネルギーに関連する商品を利用していますか。また、今後の利用を検討していますか。それぞれあてはまるものの数字を1つ選び、その番号に○印をつけてください。

- 家電、給湯器については、省エネ性能の良いもの、高効率の製品を約半数の回答者が「利用している」と回答しています。
- 太陽光発電システムや太陽熱利用システムについては、「利用している」、「利用を検討している」のどちらの選択肢も低くなっています。

エネルギー関連商品の利用状況



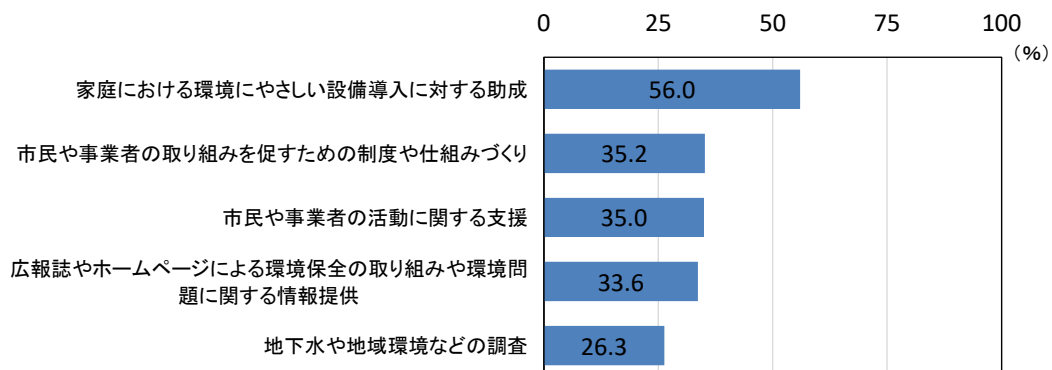
⑤ 行政に取り組んでほしい施策について

【設問】

小浜市の環境を守るために、行政に取り組んでほしいと思う施策について、あてはまるものを3つまで選び、その番号に○印をつけてください。

- 「家庭における環境にやさしい設備導入に対する助成」(56.0%)が最も多く、半数以上の回答者が選択しています。
- 市民や事業者の取り組みや活動を支える制度や支援、情報提供等の施策が求められています。

エネルギー関連商品の利用状況



(2) 事業所アンケート調査

調査の概要

調査期間	令和3（2021）年7月21日（水）～8月6日（金）
調査対象と 実施方法	・市内100事業所 ・アンケート用紙の郵送による調査
回収数（回収率）	60通（60.0%）

① 回答事業所について

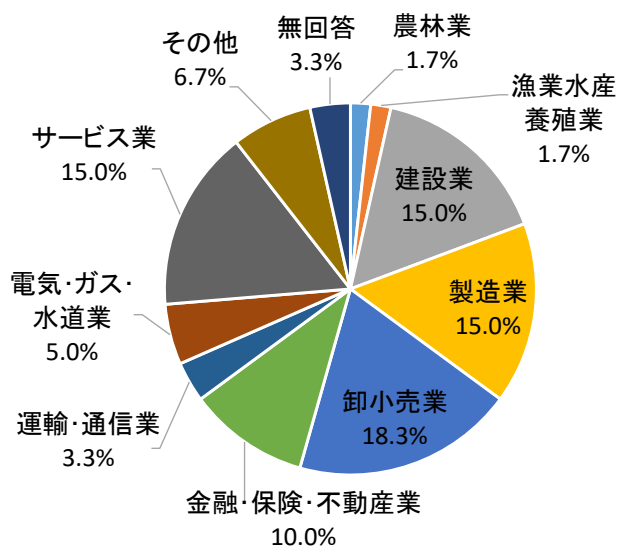
【業種】

- 卸小売業が最も多く、18.3%となっています。
- 建設業、製造業、サービス業がそれぞれ15.0%となっています。

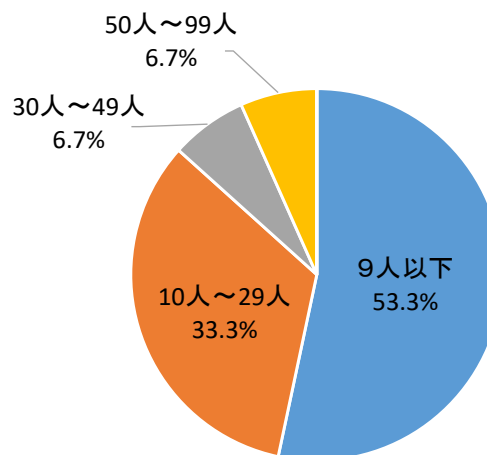
【従業員数（パート含む）】

- 9人以下の事業所が最も多く、53.3%となっています。
- 50人未満の事業所が全体の約9割（93.3%）を占めています。

業 種



従業員数（パート含む）

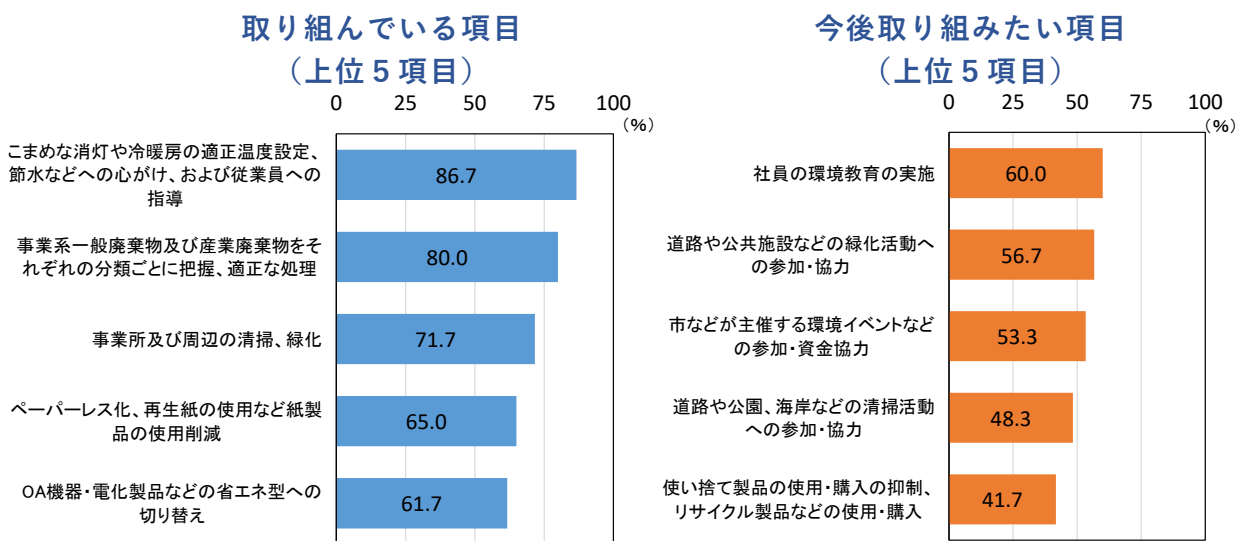


②環境保全に関する取り組みについて

【設問】

よりよい環境づくりのためには、企業・事業者の取り組みが必要不可欠です。貴事業所は現在環境保全に関してどのようなことを行っていますか。また、今後行いたいものはどれですか。各項目の該当する番号1つに○印をつけてください。

- 取り組んでいる割合の高い項目として、「こまめな消灯や冷暖房の適正温度設定、節水などへの心がけ、および従業員の指導」（86.7%）などが挙げられています。
- 一方、今後取り組みたい項目としては、「社員の環境教育の実施」（60.0%）や「道路や公共施設などの緑化活動への参加」（56.7%）、「市などが主催する環境イベントなどの参加・資金協力」（53.3%）が多く挙げられています。

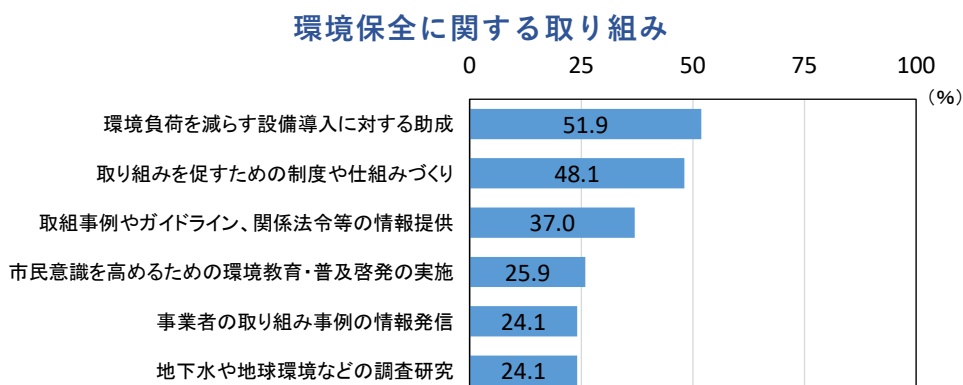


③市に取り組んでほしい施策について

【設問】

貴事業所が環境に配慮した取り組みを実施していくうえで、市に取り組んでほしい施策は何ですか。該当するものを3つ選び、その番号に○印をつけてください。

- 市に取り組んでほしい施策としては、「環境負荷を減らす設備導入に対する助成」（51.9%）や「取り組みを促すための制度や仕組みづくり」（48.1%）などが挙げられています。



(3) 児童・生徒アンケート調査

調査の概要

調査期間	令和3（2021）年7月21日（水）～8月6日（金）
調査対象と 実施方法	・市内小中学校の児童、生徒489名 ・アンケート用紙の配布による調査
回収数（回収率）	243通（49.6％）

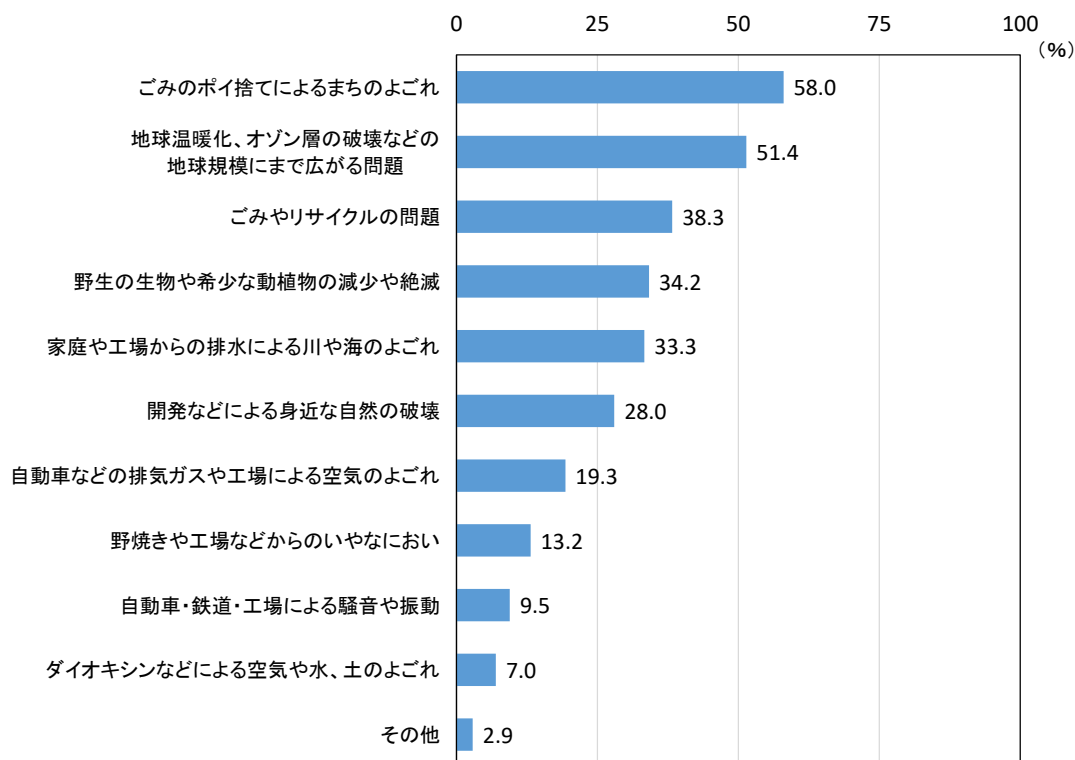
① 環境問題への関心について

【設問】

あなたが気になる環境問題はどれですか。該当するものを3つ選び、その番号に○印をつけてください。

- 気になる環境問題として、「ポイ捨てによるまちのよごれ」（58.0％）、「地球温暖化、オゾン層の破壊などの地球規模にまで広がる問題」（51.4％）などが多く挙げられています。
- 次に、「ごみやリサイクルの問題」（38.3％）、「野生の生物や希少な動植物の減少や絶滅」（34.2％）、「家庭や工場からの排水による川や海のよごれ」（33.3％）となっており、3割を超えています。

環境に対する関心

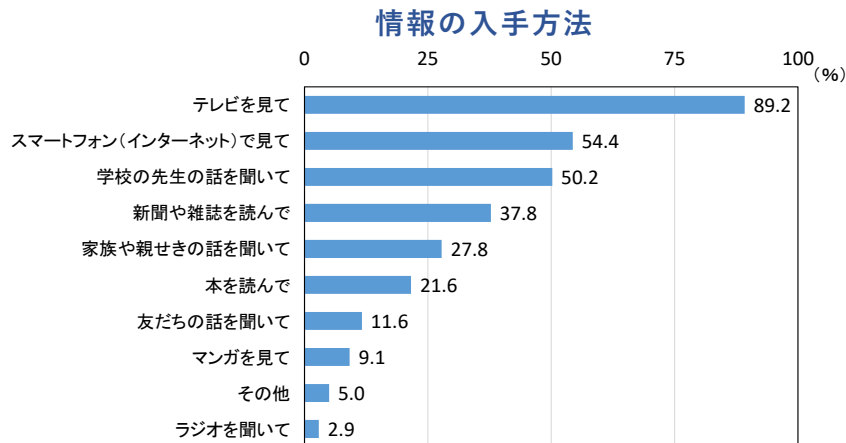


② 環境問題の情報について

【設問】

あなたは環境問題についてどのようにして知りましたか。あてはまるものをすべて選び、その番号に○印をつけてください。

- 「テレビを見て」が最も多く、89.2%を占めています。
- また、「スマートフォン（インターネット）」（54.4%）、「学校の先生の話聞いて」（50.2%）も半数を超えています。

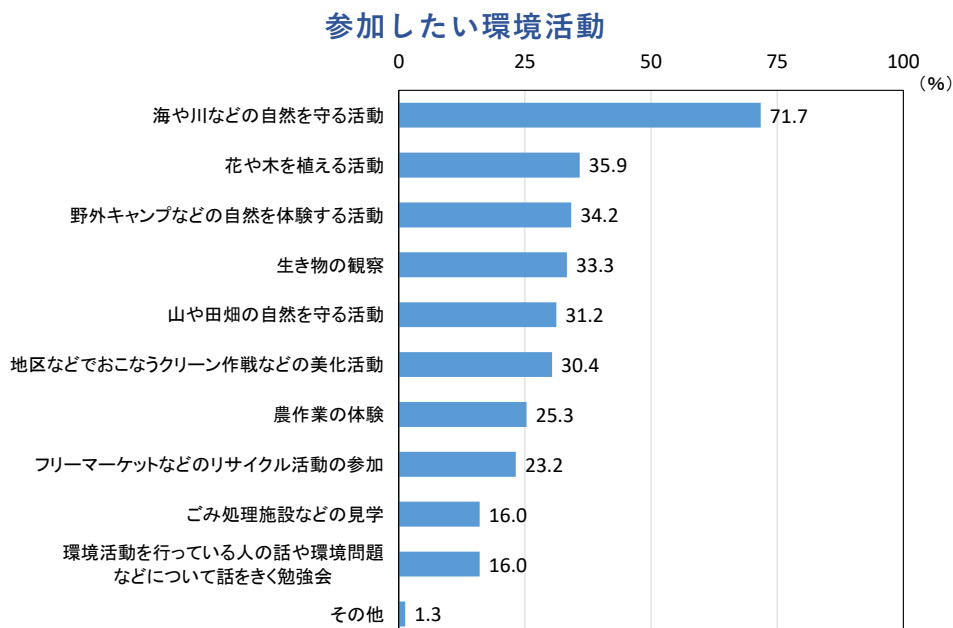


③ これから参加したい環境活動について

【設問】

環境をよくするために、あなたがこれから参加したい環境をよくする活動にはどのようなものがありますか。あてはまるものをすべて選び、その番号に○印をつけてください。

- 「海や川等の自然を守る活動」が最も多く、71.7%となっています。
- 「花や木を植える活動」（35.9%）、「野外キャンプなどの自然を体験する活動」（34.2%）、「生き物の観察」（33.3%）も挙げられています。



(4) まとめ

《自然環境について》

- 将来の環境について、「海や川がきれい」（市民・34.9%）、「自然が豊か」（児童・生徒：67.5%）、「空気や水がきれい」（児童・生徒：62.1%）であることが求められています。

《地球温暖化について》

- 環境問題の中で、異常気象、オゾン層の破壊、気候変動などの地球温暖化や省エネなどの対策に対する関心（市民：58.7%、児童・生徒 51.4%）が高くなっています。
- 事業所が行っている、または今後行いたい取り組みとして「節電・節水等」（96.7%）、「OA 機器や電化製品の省エネ型への切り替え」（95.0%）が多く挙げられています。

《循環型社会について》

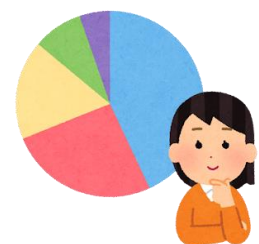
- リサイクルや食品ロス、ごみの減量といった廃棄物の問題への関心（市民：35.5%、児童・生徒 38.3%）が、高くなっています。
- 環境保全のため、参加・協力したい取り組みとして、「ごみの分別や減量、リサイクル」（市民：56.9%、事業所：82.5%）が多く挙げられています。
- 海ごみや不法投棄（市民：35.5%）についても、関心が寄せられています。

《生活環境について》

- 地域の環境において、ポイ捨てやごみの分別などのマナー（市民 36.1%、児童・生徒 58.0%）の重要度が高くなっています。
- 環境問題の中で、ごみのポイ捨てや空き家・空き地などの「景観の悪化」に対する市民の関心（41.1%）が高くなっています。
- 将来の環境について、自然環境の豊かさ、水や空気のきれいさだけでなく、「地域の食材がおいしい」（市民：46.2%、児童・生徒：34.6%）ことも求められています。

《環境教育や協働について》

- 「環境に関する講演会、勉強会」（市民：12.5%、16.0%）への参加を促進するため、情報の周知や啓発が必要です。
- 事業所が行政に求める施策として、「環境負荷を減らす設備導入に対する助成」（51.9%）、「取り組みを促すための制度や仕組みづくり」（48.1%）、「市民意識を高めるための環境教育・普及啓発の実施」（25.9%）が多く挙げられています。



4. 前計画の評価

- 前計画に記載されている基本目標の進捗状況を把握するため、環境に関する各課を対象に、施策の実施状況について調査をしました。
- 各施策について、行政の取り組みの項目数に対し、施策の実施数を整理した結果、全体の施策実施率は 95%となっています。重点プロジェクト項目については、100%となっています。

前計画の施策の実施状況

基本目標	基本施策	施策	施策単位の実施状況		今後も継続する施策
			施策数	施策実施数	
郷土の自然を守るまち (自然環境との共生)	自然環境の保全	森林の保全	10	9	9
		農地の保全	8	8	8
		河川・海の保全	6	4	6
	生物多様性の保全	生物多様性の現状の把握	2	2	2
		生物の生息・生育環境の保全	8	6	6
		外来生物対策の推進	2	2	2
		野生鳥獣の適正管理	1	1	1
	自然とのふれあいの 推進	開発の際の生態系への配慮	2	0	2
		自然とふれあう場の保全	6	6	6
		自然とふれあう機会の充実	3	3	3
地球規模で考えみんなで 取り組むまち (地球温暖化対策の推 進)	省エネの普及推進	自然環境を保全する指導者や人材の育成	3	3	3
		省エネ行動の推進	10	10	10
		省エネ設備・機器の導入促進	3	3	3
	再生可能エネルギー の導入推進	自動車交通対策の推進	6	6	6
		再生可能エネルギーの率先導入	2	2	2
		再生可能エネルギーの導入支援	4	3	3
		地域資源の活用			
	温室効果ガスの吸収 促進	情報提供、意識啓発、調査研究			
		森林整備や木材利用の促進	2	2	2
		森林整備体験の促進	1	1	1
資源が循環する環境にや さしいまち (循環型社会の構築)	3R(リデュース・ リユース・リサイク ル)の推進	藻場の保全	1	1	1
		3Rに関する意識向上	2	2	1
		ごみの減量化・再利用の推進	7	6	5
	ごみの適正処理	リサイクルの推進	6	6	5
		不法投棄ごみ対策	6	6	5
		海ごみの対策	3	3	3
	ごみの適正処理と管理体制の確立 (環境衛生施設の広域化へ変更)	6	6	4	

基本目標	基本施策	施 策	施策単位の実施状況		今後も継続する施策	
			施策数	施策実施数		
健康で安全なまち (生活環境の保全)	大気環境の保全	自動車による大気汚染の防止	4	4	3	
		廃棄物の適正処理による大気汚染などの防止	1	1	1	
		星空のまち・あおぞらのまちづくりの推進	1	1	0	
		大気汚染物質対策の推進	3	3	2	
	水環境の保全	生活排水対策の推進	4	4	4	
		流域市町間の連携による水質保全	2	2	2	
		地下水の保全	7	6	6	
	騒音・振動の防止	自動車騒音対策の推進	4	4	4	
		近隣騒音対策の推進	3	3	3	
	有害化学物質の安全管理	有害化学物質の発生抑制	3	3	3	
		化学物質の適正な管理	1	1	1	
		有害化学物質に関する情報の収集・提供	2	2	2	
	良好な景観の保全	ポイ捨て・美化対策	3	3	2	
		まちなみ景観の向上	10	10	9	
	緑化の推進	公園・緑地の整備・充実	5	5	5	
		緑化運動の推進	7	7	7	
みんなで環境を学び協働するまち (教育・学習・協働の推進)	環境教育・学習の推進	学校や保育園における環境教育の充実	8	8	8	
		地域、家庭における環境学習の推進	3	3	2	
		環境教育・学習の場、機会の充実	5	5	5	
		指導者や人材の育成	1	1	1	
	環境情報の整備・提供	環境情報の整備	4	4	4	
		環境情報の効果的な提供	5	5	5	
	環境保全活動の推進	環境保全活動に対する支援	5	5	5	
		各主体による率先実行	2	2	2	
	計			203	193	185
	実施率			95%		

重点プロジェクト			
①食をとりまく環境の改善・環境調和型農林水産業の展開	18	18	18
②次世代自動車の導入促進	6	6	6
③循環型のまちづくり	12	12	9
④ごみのないきれいなまちづくり	9	9	9
⑤環境学習プログラムの展開	6	6	6
計	51	51	48
実施率		100%	

- 前計画では、望ましい環境像を実現するために、5つの基本目標を達成するための施策や行動の進捗状況の評価できる数値目標を設定しました。数値目標の達成状況は、以下に示すとおりです。

前計画の数値目標の達成状況

基本目標	項目	計画改訂時数値	目標数値	直近値	達成状況
			令和3年度		
1. 郷土の自然を守るまち (自然との共生)	森林面積	18,324 ha (平成28年度)	現状維持	18,322 ha (令和元年度)	達成
	天然林	10,736 ha (平成28年度)	現状維持	10,735 ha (令和元年度)	達成
	間伐面積	1,911 ha (平成28年度)	2,105 ha	2,284 ha (令和元年度)	達成
	有害鳥獣害駆除数	2,344 頭 (平成27年度)	3,770 頭	2,162 頭 (令和元年度)	未達成
	一人当たりの都市公園面積	9.8 m ² /人 (平成27年度)	現状維持	現状維持 10.2 m ² /人 (令和2年度)	達成
	ビオトープ数	4 か所 (平成27年度)	7 か所	4 か所 (令和元年度)	未達成
2. 地球規模で考えみんな で取り組むまち (地球温暖化対策の推進)	環境家計簿 (わが家のエコ宣言など) 実施参加世帯率	22.6% (平成24年度)	26.8%	22.6% (我が家のエコ宣言)	未達成
	家庭における年間電気使用量 ^{※1}	4,338 kWh (平成27年度)	現状維持	3,701 kWh/1口 (令和元年度)	達成
	公用車のハイブリット車 (EV車含む) 導入率	9.9% (8台/81台) (平成27年度)	13.2% (10台/76台)	9.85% (7台/71台) ※特殊車両を除く	未達成
	住宅用太陽光発電導入量	1,020 kW (平成27年度)	1,963 kW	1,160 kW (平成29年12月末)	未達成
3. 資源が循環する環境に やさしいまち (循環型社会の構築)	一般廃棄物	32.4 t/日 (平成27年度)	27.7 t/日	34.2 t/日 (令和元年度)	未達成
	資源化率	18.4% (平成27年度)	21.2%	15.0% (令和元年度)	未達成
	不法投棄定期監視パトロール	12回 (平成27年度)	12回	12回 (令和2年度)	達成

基本目標	項目	計画改訂時数値	目標数値	直近値	達成状況
			令和3年度		
4. 健康で安全なまち（生活環境の保全）	北川水系水質の環境基準達成率	99% （平成27年度）	100%	100% （令和元年度）	達成
	南川水系水質の環境基準達成率	98% （平成27年度）	100%	99% （令和元年度）	達成
	小浜湾中央水質の環境基準達成率	92% （平成26年度）	100%	95% （令和元年度）	未達成
	下水道供用区域の水洗化率	88.5% （平成27年度）	88.5%	93.2% （令和2年度）	達成
	自動車交通騒音の環境基準達成率	97.3% （平成27年度）	98%	99.2% （令和2年度）	達成
5. みんなで環境を学び協働するまち（教育・学習・協働の推進）	児童を対象にした環境教室開催数	4回	12回	12回 （令和2年度）	達成
	環境に関する出前講座開催数	2回	12回	1回 （令和2年度）	未達成
	一斉清掃開催回数	3回	4回	3回 （令和元年度）	未達成
	グリーン購入法にもとづく庁内消耗品購入	91%	100%	99% （紙類を除く文具類） （令和元年度）	未達成

※1 電力自由化に伴い、家庭と街路灯などを合わせた口数で算出

5. 課題の抽出

- 前計画における基本目標および重点プロジェクトに対する課題は、以下に示すとおりです。

各基本目標に対する課題

[基本目標] 1. 郷土の自然を守るまち（自然環境との共生）

- ・耕作放棄地が増加しているため、耕作放棄地の利活用が求められます。
- ・シカやカワウなどによる食害が見られ、植生の損失や川魚の減少が心配されるため、里山里海・河川を保全する必要があります。
- ・野生鳥獣被害が多く見られるため、対策の必要があります。

[基本目標] 2. 地球規模で考えみんなで取り組むまち（地球温暖化対策の推進）

- ・温室効果ガス排出量の内訳を見ると、民生家庭部門が最も多くを占めているため、家庭部門の省エネルギー対策を進めていく必要があります。
- ・脱炭素に向けて、再生可能エネルギーの導入を進めていく必要があります。

[基本目標] 3. 資源が循環する環境にやさしいまち（循環型社会の構築）

- ・資源化率の向上を進めていく必要があります。
- ・ごみの排出量が増加傾向にあるため、1人1日当たりの排出量を削減する必要があります。
- ・災害時の廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物への対応力を高める必要があります。
- ・海岸漂着ごみが多くみられる地区があり、処分費用の高騰など回収・処理について対策を施す必要があります。

[基本目標] 4. 健康で安全なまち（生活環境の保全）

- ・近年小浜市においても空き家が増加しているため、空き家の状況に応じた具体的な対策を推進する必要があります。
- ・小浜市では、水道水や産業用水に地下水が多く利用されているため、利活用・保全を継続して行う必要があります。

[基本目標] 5. みんなで環境を学び協働するまち（教育・学習・協働の推進）

- ・市民、事業所、行政で行っている環境学習や環境保全活動などの取り組みを、広く情報提供する必要があります。
- ・コロナウイルス感染症拡大により、実施できない取組もあったため、感染症対策を施した新たな実施方法を考える必要があります。

重点プロジェクトに対する課題

[重点プロジェクト] 1. 食をとりまく環境の改善・環境調和型農林水産業の展開

- ・「担い手づくり」の育成を進めていく必要があります。
- ・食品ロスの取り組みを進める必要があります。

[重点プロジェクト] 2. 次世代自動車の導入促進

- ・次世代自動車を利用しやすい環境に整備する必要があります。
- ・公用車への導入を進める必要があります。

[重点プロジェクト] 3. 循環型のまちづくり

- ・広域ごみ焼却施設完成を機に、市民にごみの分別や減量化について、より一層周知する必要があります。

[重点プロジェクト] 4. ごみのないきれいなまち

- ・不法投棄防止のため、土地や施設管理者、関係部署と連携を強化する必要があります。

[重点プロジェクト] 5. 環境学習プログラム

- ・環境教育を充実する必要があります。
- ・環境学習の指導者や人材の育成を進める必要があります。

第3章 望ましい環境像を実現するための施策体系

1. 望ましい環境像

平成17（2005）年に制定した「小浜市環境基本条例」では、基本理念の中で「すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承すること」などをあげています。

また、令和3（2021）年3月に策定した「第6次小浜市総合計画」では、めざす将来像を「みんなで描く、悠久の歴史と風土が生きるまち ～新たな時代の御食国 若狭おばま～」を掲げており、北陸新幹線全線開業による新高速交通時代の幕開けを控え、人や地域資源を含めた「みんな」で未来の姿を描く、オール小浜体制（協働）のまちづくりを加速する」としています。

特に環境面では、新時代に向けたまちづくりとして「本市の豊かな自然や生活環境を次代へ継承するため、SDGsの理念に沿って、自然と共生するまちづくりを進める」、循環型社会の構築として「廃棄物等の発生抑制、資源の循環的利用および適正処分、資源の消費抑制など、環境負荷をできる限り低減される循環型社会の構築をめざす」、環境保全の推進として「海洋性プラスチックゴミなど地球規模の課題にも目を向けながら、森林や河川・海洋などの保全意識の醸成を図り、自然と共生するまちづくりを進める」としています。

これらを受けて、本市が目指す環境像を以下のように設定します。

望ましい環境像

『みんなで守り 次代へつなぐ豊かな自然

持続可能なまち おばま』



2. 行動方針

望ましい環境像を実現するために、次の5つの行動方針を設定し、総合的・体系的に取り組みを推進していきます。

1. 自然環境との共生（郷土の自然を守るまちづくり）

本市の自然環境、里山里海は私たちの暮らしを支え、ゆとりを与えるだけでなく、水源の涵養や大気・水質の浄化機能など環境保全機能を持ち、また、多様な生物の生息地となっています。これら郷土の自然を守り、将来の世代に引き継いでいきます。

2. 地球温暖化対策の推進（温室効果ガスの排出を減らすまちづくり）

地球温暖化問題は、私たちの生活や事業活動と関わりが深く、令和32（2050）年のカーボンニュートラルの実現に向け、早急に取り組まなければならない問題です。一人ひとりが地球温暖化問題への認識を深め、生活スタイルを見直し、省エネや省資源化の取り組みを進め、脱炭素社会の構築を目指します。

3. 循環型社会の構築（ごみを減らし、資源を大切にすまちづくり）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、様々な環境問題を引き起こしていますが、近年は食品ロスや使い捨てプラスチック問題への注目が高まり、様々な対策が進んでいます。

本市においても、一人ひとりが主役となって、より一層、ごみの減量化・資源のリサイクルを進め、循環型社会を目指していきます。

4. 生活環境の保全（健康で安全なまちづくり）

健康や生活に影響を及ぼす大気汚染・騒音や生活排水による水質汚濁などは、私たちの日常生活や事業活動から生じています。本市は、概ね良好な生活環境を維持していますが、緑化運動の促進やポイ捨て・美化対策を進めながら、良好な景観を保全し、健康で安全なまちをめざします。

5. 教育・学習・協働の推進

（みんなで環境を考え、みんなで行動する人づくり、まちづくり）

一人ひとりの身近な環境活動が、環境保全につながっているという意識を持ち、環境学習を通じて、自ら考え行動できる人材を育成することが大切です。市民・事業者・行政は、多様な環境情報を共有し、お互いに協働しながら環境意識の向上に取り組んでいきます。

3. 施策体系

本計画の施策体系

みんなで守り 次代へつなぐ豊かな自然 持続可能なまち おばま

行動方針1 自然環境との共生（郷土の自然を守るまちづくり）

行動目標 1-1 自然環境の保全		44	重点 プロジェクト
基本 施策	① 農地の保全	45	●
	② 里山里海の保全	46	
	③ 河川の保全	47	
行動目標 1-2 生物多様性の保全		47	
基本 施策	① 生物の生息・生育環境の保全	48	●
	② 外来生物対策の推進	49	
	③ 野生鳥獣の適正管理	50	
行動目標 1-3 自然とのふれあいの推進		50	
基本 施策	① 自然とふれあう場の保全	51	
	② 自然とふれあう機会の充実	51	

行動方針2 地球温暖化対策の推進 （温室効果ガスの排出を減らすまちづくり）

行動目標 2-1 省エネ・脱炭素の普及推進		52	重点 プロジェクト
基本 施策	① 省エネ・脱炭素行動の推進	53	●
	② 省エネ設備・機器の導入促進	54	
	③ ゼロカーボン・ドライブの推進	55	
	④ 自動車交通対策の推進	56	
行動目標 2-2 再生可能エネルギーの導入推進		57	
基本 施策	① 再生可能エネルギーの導入推進	57	●
	② 地域資源の活用	58	
行動目標 2-3 温室効果ガスの吸収促進		59	
基本 施策	① 森林整備や木材利用の促進	60	
	② 藻場の保全	60	

行動目標と各基本施策の右側の数字は掲載ページです。

行動方針3 循環型社会の構築
(ごみを減らし、資源を大切にすまちづくり)

行動目標3-1 3Rの推進		62	重点 プロジェクト
基本 施策	① ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進	63	●
	② 食品ロスの抑制	64	●
行動目標3-2 ごみの適正処理		65	
基本 施策	① 不法投棄ごみ対策	66	●
	② 海岸漂着ごみ対策	67	●
	③ 災害廃棄物の処理	68	●
	④ 環境衛生施設の広域化	68	●

行動方針4 生活環境の保全 (健康で安全なまちづくり)

行動目標4-1 生活を取り巻く環境保全		69	重点 プロジェクト
基本 施策	① 大気環境の保全	70	
	② 水質、地下水の保全	71	
	③ 騒音、振動の防止	71	
	④ 有害化学物質の安全管理	72	
	⑤ 地元の食材の保全	73	●
行動目標4-2 良好な景観の保全		74	
基本 施策	① ポイ捨て・美化対策	74	
	② まちなみ景観の向上	75	
	③ 空き地、空き家対策	76	
行動目標4-3 緑化の推進		77	
基本 施策	① 公園・緑地の整備・充実	77	
	② 緑化運動の推進	78	

行動方針5 教育・学習・協働の推進
(みんなで環境を考え、みんなで行動する人づくり、まちづくり)

行動目標5-1 環境教育・環境学習の推進		79	重点 プロジェクト
基本 施策	① 学校や保育園における環境教育の充実	79	●
	② 地域、家庭における環境学習の推進	80	
	③ 環境教育・学習の場、機会の充実	81	
	④ 指導者や人材の育成	81	
行動目標5-2 環境情報の整備・提供		82	
基本 施策	① 環境情報の整備	82	●
	② 環境情報の効果的な提供	83	
行動目標5-3 環境保全活動の推進		84	
基本 施策	① 環境保全活動に対する支援	84	
	② 各主体による率先実行	84	

行動方針5は、1から4すべてに係る方針となっています。

第4章 施策の展開

1. 施策の体系ごとの各主体の取り組み

第3章で示した施策体系に基づき、各行動指針と行政、市民、事業者の役割について解説します。

行動方針1 自然環境との共生（郷土の自然を守るまちづくり）



行動目標1-1 自然環境の保全

- ①農地の保全
- ②里山里海の保全
- ③河川の保全

現状と課題

本市には若狭湾国定公園区域をはじめとする海岸、北川・南川水系の河川、久須夜ヶ岳、多田ヶ岳などの森林があり、豊かな自然環境に恵まれています。これらの自然環境は食材や資材の提供、水源の涵養、空気を浄化するなどの働きを持ち、様々な動植物の生息・生育場所であるとともに人々にとっては、風景を楽しみ、憩い、自然とふれあうことが出来る場所です。本市では、豊かな自然環境の保全に努め、次世代へ引き継いでいくとともに、自然環境に配慮した適切な活用を進めていくことが大切です。

一方、本市の樹林地や農耕地およびそれらの周辺においても開発が進み、かつては普通に見られた水辺の生き物などが減少してきていると言われています。このような各種開発にともなう水路の改修や、これまでの農薬、化学肥料を用いた農業の変化が地域の自然環境の質や量を変化させ、自然環境が持つ様々な機能の低下を招いてきました。

私たちが、先人から受け継いできた豊かな自然を引き継いでいくためには、本市の自然環境の大切さや食との関わりを十分理解し、農地や里山里海・河川などを適切に管理・活用していくことが必要です。

重点プロジェクト

▶コウノトリも棲める環境のよい農地保全

農地の環境を保全し、コウノトリが安定して生息できる環境を維持します。

▶地域による農地維持、保全

地域総ぐるみで農地の環境維持、保全を行います。

▶耕作放棄地の再生や発生防止

耕作放棄地が増加しないように、耕作放棄地の発生を防止するとともに、現在ある耕作放棄地の再生に努めます。

各主体の取り組み

農地の保全

行政の取り組み

- 担い手の育成・確保や各種生産振興により、農地の有効活用、保全につなげます。（農政課）
- 地域による農地維持等の活動や農地の利用調整を行うしくみを整備し、地域全体で農地を守る体制づくりを進めます。（農政課）
- 各種支援対策や農業委員会との連携により、耕作放棄地の再生や発生防止を図ります。（農政課）
- 条件の不利な圃場に対して耕作の請負作業を支援し、農地の有効活用、保全につなげます。（農政課）
- 良質な堆肥の投入による土づくりなど環境保全型農業を支援します。（農政課）
- 自然環境に配慮した農業生産基盤の適正な管理を支援します。（農政課）
- 化学肥料や農薬の使用の低減により生物多様性の保全を図る環境保全型農業を支援します。（農政課）
- シカ、イノシシ、サル等による農林産物への被害を集落等と協働し、適正な処置を講じます。（里山里海課）

市民の取り組み

- 貸農園や体験農園を積極的に利用します。
- 減農薬・有機農法で作られた農作物や加工品を購入することにより、環境保全型農業を推進します。
- 農薬や化学肥料の使用にあたっては、正確な情報収集に努め、環境負荷の少ない方法を採用します。
- 農地の所有者は、農地の有効利用に努めます。
- 耕作放棄地の積極的な活用により、茅などの植物性資材を育成し、地産地消による文化財の維持を推進します。

事業者の取り組み

- 農業の振興に努めるとともに、適切な維持管理により農地を保全します。
- 化学肥料・農薬の使用軽減や堆肥の有効利用、農業廃棄物の適正処理などにより、環境保全型農業を推進します。
- 農業廃棄物のリサイクルや有機廃棄物の堆肥化を推進します。
- 地域の農産物を積極的に活用します。

里山里海の保全

行政の取り組み

- 林業者、漁業者の担い手の確保や人材育成等の対策を講じ、里山里海の保全に努めます。（里山里海課）
- 常緑広葉樹林、社寺林、里山などの優れた緑や環境保全機能の高い森林などは、関係法令により保全します。（里山里海課）
- 保全樹木などの指定や樹林の維持管理事業を推進します。（里山里海課）
- 森林の計画的な育成と適正な管理が行われるよう市民参加による新たな管理制度などを検討します。（里山里海課）
- 鳥獣による森林被害について農林業関連部署と連携しながら、総合的な被害対策に努めます。（里山里海課）
- 関係機関と広域的な連携を図りながら、漂着ごみ対策や海底の堆積物の除去など海域環境の保全を推進します。（里山里海課）
- 地域で取り組んでいる河川や海岸などの維持管理活動や保全活動に積極的に協力します。（里山里海課）
- 市の「森林整備計画」に基づいた適正な整備を行います。（里山里海課）

市民の取り組み

- 保全地区や自然豊かな空間は、地域が一体となって保全に努めます。
- 間伐材の利活用と組み合わせた森林保全活動に積極的に参加します。
- 河川や海で出たごみは持ち帰ります。
- 釣りをする際のごみや釣り具を河川や海に捨てないなどのマナーを守ります。

事業者の取り組み

- 里山里海の活性化に努めます。
- 地域に残された自然を環境資源として大切に守り育てる活動を支援します。
- 市の「森林整備計画」に基づき、適切な森林整備を実施します。
- 植栽や除間伐などを行い、森林の整備に努めます。
- 海岸の維持管理活動や保全活動に、積極的に参加・協力します。

河川の保全

行政の取り組み

- 河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境や多様な河川景観を保全・創出するよう多自然川づくりを推進します。（都市整備課）
- 地域で取り組んでいる河川の維持管理活動や保全活動に積極的に協力します。（未来創造課）

市民の取り組み

- 河川の維持管理活動や保全活動に積極的に参加します。
- 河川で出たごみは持ち帰ります。
- 釣りをする際のごみや釣り具を河川に捨てないなどのマナーを守ります。

事業者の取り組み

- 河川の維持管理活動や保全活動に、積極的に参加・協力します。

行動目標 1 - 2 生物多様性の保全

- ①生物の生息・生育環境の保全
- ②外来生物対策の推進
- ③野生鳥獣の適正管理

現状と課題

本市の河川や海岸および森林などの動植物には、多様な自然環境を反映した種が確認されています。

また、特別天然記念物であるコウノトリの野生下における国内最後の繁殖地である国富地区では、地元住民による魚道や、生き物の退避溝、ビオトープなどの整備、小学校による観察・保護活動、環境保全型農業の推進等に取り組んできました。平成 22（2010）年以降、再びコウノトリの飛来が確認され、令和 3（2021）年 5 月には 57 年ぶりに 3 羽のヒナがふ化し、7 月に 3 羽揃って巣立ちを確認しました。

これらの動植物の分布や実態を知ることにより、私たちを取りまく環境の変化を知ることができますが、最近の本市の動植物の生息環境がどのような状態にあるのかは十分に把握されていない状況です。

引き続き、本市における自然環境の現状の把握に努め、身近な動植物の生息・生育域における開発行為などを回避するとともに、環境教育などの情報源として有効活用し、市民意識の向上を図っていくことが必要です。

また、健全な生態系を保全していくためには、外来生物対策や野生鳥獣の適正管理を進めることが必要です。

重点プロジェクト

▶コウノトリの野生復帰

生物多様性の豊かさの指標としてコウノトリに着目し、コウノトリの野生復帰に努めます。

コウノトリの営巣の様子と幼鳥



コウノトリのヒナ誕生（令和3年5月10日）



コウノトリの幼鳥巣立ち（令和3年7月14日）

出典：小浜市

各主体の取り組み

生物の生息・生育環境の保全

行政の取り組み

- 豊かな生態系を育む森林の保全・荒廃の防止を図ります。（里山里海課）
- 優良農地を将来にわたって保全し、生物多様性などの保全を図ります。（農政課）
- 海底の清掃・耕耘による漁場環境の改善を図ります。（里山里海課）
- 魚道整備の検討の際に周辺環境に生息する魚種の把握などの生態系調査を実施します。（里山里海課）
- 水辺環境の整備の際、藻場を造成する機能を持った防波堤など環境に配慮した素材や工法を検討します。（里山里海課）
- 公園や緑地、河川・水路・海辺における生物の生息環境の保全や生態系に配慮した管理を行います。（都市整備課）
- 希少な野生生物の環境条件などを把握し、生息・生育環境の維持や再生に努めます。（環境衛生課）
- コウノトリの郷づくり推進会など自然保護活動を行っている地域や団体を支援します。（環境衛生課）
- 開発の際には、整備する内容に応じて、自然環境の現状や生態系への影響を調査し、生態系の保全に配慮します。（里山里海課）

市民の取り組み

- 市内に生息する生物に関心を持ち、地域の環境資源として生物を大切にします。
- 住宅や地域の緑化を進め、生物の生息・生育環境の確保に協力します。
- 動植物の過剰な採取や森林への車両などの進入により、自然環境に負荷をかけません。
- 貴重な野生動植物を保護するため、ボランティア活動による監視・指導に協力します。
- コウノトリの郷づくり推進会など、地域や団体で取り組んでいる自然保護活動や環境整備に協力します。
- 開発にあたっては、市民自らが計画に参加し、自然と調和した提案を行います。

事業者の取り組み

- 自然環境の整備や改変にあたっては、事前に調査を行い、貴重な生物が確認された場合は、種の保全に必要な措置を検討します。
- 工場・事業所の緑化を進め、生物の生息・生育環境の確保に協力します。
- 開発の際には、自然環境の現状や生態系への影響を調査し、生物への影響を最小限に抑える手法を検討します。
- 開発の際は地域の環境特性を重視し、できる限り自然環境を保全し、また復元するよう検討します。

外来生物対策の推進

行政の取り組み

- 国・県と連携して、外来生物の適切な飼育や栽培方法の啓発に努めます。（環境衛生課）
- 健全な生態系への被害が生じるおそれのある場合は、防除・駆除対策を推進します。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 外来生物の飼育や栽培は最後まで責任を持ち、適切に行います。
- 健全な生態系への被害が生じるおそれのある外来生物は、防除・駆除対策をします。
- 外来生物被害予防三原則「入れない、捨てない、広げない」に努めます。

事業者の取り組み

- 外来生物の販売業者は、適切な飼育や栽培方法についての啓発に努めます。

野生鳥獣の適正管理

行政の取り組み

- 「福井県特定鳥獣保護管理計画」に基づき、関係機関と連携して、野生鳥獣の適正管理に努めます。（里山里海課）
- 野生動物由来の感染症に関する情報収集や情報提供を行います。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 集落が主体となり、野生鳥獣の餌場をつくらないなど、被害防除に協力します。
- 野生動物由来の感染症に関する情報を収集し、呼び寄せたり、手を触れたりすることがないように注意します。

事業者の取り組み

- 農林業者は、集落・行政・関係機関と連携し、農林産物への被害を抑制します。
- 野生動物由来の感染症に関する情報の収集に努めます。

行動目標1-3 自然とのふれあいの推進

- ①自然とふれあう場の保全
- ②自然とふれあう機会の充実

現状と課題

四季折々の変化に富む自然の中で、土や草花や様々な生き物とふれあい、その快適な自然の中に身を置くことは、私たちに憩いや、やすらぎを与えてくれます。人と自然の接点が希薄になりつつある現在、ボランティア活動への参加や体験型プログラム、環境学習などの活動や観光を通じて、自然とのふれあいを図り、私たちの生存基盤ともなる地域の自然への理解を深めていくことが必要です。

本市において、多くの人に豊かな自然を理解してもらうため、自然遊歩道やビオトープ公園などの自然と親しむための施設の整備とともに、自然観察会や環境教室などの自然とふれあう機会の充実や農山漁村地域における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム^{※1}、ブルー・ツーリズム^{※2}）の促進など、都市住民と地元農林漁業者の「ふれあいの場」の形成を図ることが必要です。

※1 グリーン・ツーリズム：農山村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

※2 ブルー・ツーリズム：漁村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

各主体の取り組み

自然とふれあう場の保全

行政の取り組み

- 嶺南一体となった観光スポットを結ぶサイクリングロードの整備を進めます。（商工観光課）
- 水と緑に親しめる緑道や海辺における散歩道などの整備し、コミュニケーションや健康保持を図る場を形成します。（里山里海課）
- 農山漁村地域における都市住民と地元農林漁業者の「ふれあいの場」の形成を図ります。（里山里海課）
- 自然遊歩道やビオトープ公園など、環境について学び、親しむための施設を維持管理します。（農政課・里山里海課）

市民の取り組み

- 身近な自然環境の利活用に取り組みます。
- 自然環境に関する調査やボランティア活動に参加し、自然環境の保全と再生の意識を養い育みます。
- 自然遊歩道やビオトープ公園など、環境について学び、親しむための施設を維持管理します。

事業者の取り組み

- 事業所内の緑地の活用など、自然とふれあえる場の整備に協力します。

自然とふれあう機会の充実

行政の取り組み

- 自然の中で行うレクリエーション事業や体験型プログラムの構築を図ります。（商工観光課）
- 自然教室をはじめ、自然に関わる各種イベントの開催など優れた自然とのふれあいを体験する場や機会を提供します。（商工観光課）
- 農山漁村地域における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム）を実践することができる機会を提供します。（農政課・里山里海課）

市民の取り組み

- 地域の豊かな自然を大切に守り、育てる活動やイベントに積極的に参加します。
- 自然体験活動（遊歩道ウォークラリー、野外キャンプ等）に参加します。
- 農林漁業体験学習などに参加し、農山漁村の自然や文化との交流に努めます。

事業者の取り組み

- 自然の保全に関するボランティア活動に積極的に参加します。
- 地域の豊かな自然を大切に守り、育てる活動を支援します。
- 農林漁業者は、農山漁村地域における滞在型の余暇活動（グリーン・ツーリズム、ブルー・ツーリズム）を推進します。

行動方針2 地球温暖化対策の推進

(温室効果ガスの排出を減らすまちづくり)



行動目標2-1 省エネ・脱炭素の普及推進

- ①省エネ・脱炭素行動の推進
- ②省エネ設備・機器の導入促進
- ③ゼロカーボン・ドライブの推進
- ④自動車交通対策の推進

現状と課題

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとなっています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、国内においても平均気温の上昇、大雨、暴風、台風等による被害の増加、農作物や生態系への影響等が観測されています。

本市の平成30(2018)年度の二酸化炭素排出量は23万7千トンであり、平成25(2013)年度の31万4千トンと比べて約25%減少しています。

国は、令和2(2020)年10月に「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すこと」を宣言し、令和3(2021)年度に改訂した「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス総排出量を令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で46%削減することとしています。

本市においても、ゼロカーボンシティを表明し、「2050年温室効果ガス排出量を実質ゼロ」を目指します。

引き続き、省エネ行動などを推進するとともに、脱炭素社会の実現を目指して、省エネ製品の導入やゼロカーボン・ドライブを促進し、私たちの日常生活や事業活動からの温室効果ガスの排出を抑制し、脱炭素型ライフスタイルの普及を図ることが必要です。

重点プロジェクト

▶ゼロカーボンシティ宣言

本市においては、「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、脱炭素社会に向けて取り組みを進めていきます。

各主体の取り組み

省エネ・脱炭素行動の推進

行政の取り組み

- 令和 32 (2050) 年までに、温室効果ガス総排出量実質ゼロを目指した取り組みを推進します。(環境衛生課)
- 職員における省エネ意識の向上を図り、休憩時間や勤務時間外など、必要箇所以外の消灯に努めます。(営繕管財課)
- 空調機器の冷暖房運転においては、省エネを意識した適切な設定温度での運動に努めます。(営繕管財課)
- 省エネや国民運動のCOOL・CHOICEの普及推進に努め、本市にとって環境にやさしいライフスタイルの定着を図ります。(環境衛生課)
- 「ZEH」や「ZEB」などのエネルギー高性能住宅・建物の普及を促進します。(環境衛生課)
- クールビズ、ウォームビズの啓発に努めます。(環境衛生課)
- 「地球温暖化対策実行計画」に基づき、公共施設から出る二酸化炭素などの温室効果ガスを抑制します。(環境衛生課)
- 地産地消を促進し、フードマイレージの低減を図ります。(環境衛生課)

市民の取り組み

- 家庭で実践できる省エネ行動項目を掲示して取り組むなど、電気・ガス・灯油・ガソリンなどの節約に努めます。
- 炊事・洗濯・風呂などでの水の利用は、節水・再利用を心がけます。
- 住まいを新築、改築するときは、「ZEH」などのエネルギー高効率住宅の購入を検討します。
- 環境家計簿をつけて、家庭でのエネルギー消費を「見える化」し、省エネに活かします。
- 地産地消による、フードマイレージの低減を心がけます。
- フードマイレージの観点から、地産地消の身近な食材で、生産地からの輸送に必要なエネルギーが少ない商品を選ぶよう心がけます。

事業者の取り組み

- オフィスでの電気やガスの節約、事業活動における省エネ対策を実践します。
- 生産工程内での水の循環利用を行うなど、節水に努めます。

- 商店などの夜間広告灯、夜間照明の使用については、省エネに努めます。
- 温室効果ガス排出量の把握に努めるとともに、環境マネジメントシステムによる事業活動の改善など、事業活動に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。
- 生産から廃棄までの全過程を通じて、環境負荷の少ない製品の開発や製造に努めます。
- 省エネ法に基づくエネルギーの削減取り組みの徹底を図るとともに、研修会などを通じ、省エネ診断などの普及を進めます。
- 消費者が環境に配慮した商品を選ぶように、環境情報の表示に努めます。
- 事業所を新築、改築するときは、「ZEB」などのエネルギー高効率建物の導入を検討します。
- 地産地消を推進し、フードマイレージの低減に努めます。

省エネ設備・機器の導入促進

行政の取り組み

- 上下水道の定期的な漏水、不明水調査の実施とその後の補修、老朽管の計画的更新による水量抑制を図ります。（上下水道課）
- 市が率先して省エネ設備・機器の導入に取り組み、省エネルギー対策を先導していきます。（環境衛生課・営繕管財課）
- 関係機関と連携し、再生可能エネルギーに関する情報提供、意識啓発、調査研究に努めます。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 住宅の壁や窓などの断熱化や、省エネ設備の導入に努めます。
- 省エネ製品、再生品の購入など環境にやさしい製品を進んで購入します。
- 照明機器や家電製品の購入・買い換えの際は、省エネ型の製品を選びます。

事業者の取り組み

- 省エネ型の商品の研究開発、販売に努めます。
- 設備機器の更新時には、省エネ機器を導入します。

ゼロカーボン・ドライブの推進

行政の取り組み

- 公用車の購入や買い替え時には、次世代自動車を選定するよう努めます。（営繕管財課）
- 国や県および事業者などと連携して、充電装置の計画的な整備やマップ化など、次世代自動車を安心して利用できる環境を整えます。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 自家用車の購入・買い替えの際は、次世代自動車の選択に努めます。
- 次世代自動車のカーシェアサービスを率先して利用します。

事業者の取り組み

- 次世代自動車をレンタカー、観光タクシーなどに積極的に活用し、積極的に導入します。
- 国や県および市などと連携して、充電装置の計画的な整備やマップ化など、次世代自動車を安心して利用できる環境を整えます。

コラム 嶺南スマートエネルギーエリアプロジェクト

福井県では、令和2（2020）年3月に「嶺南Eコースト計画」を策定し、嶺南地域での便利で災害に強く環境にも優しいスマートエネルギーエリアの創出を目指し、嶺南市町や電力事業者等と連携して取り組みを進めています。

主な施策として、スマートタウン^{※1}や公共施設等の太陽光発電・蓄電池設備、EV（電気自動車）の充放電ステーション等を整備します。

これらを活用して地域全体の電力受給を調整するVPP（バーチャルパワープラント：仮想発電所）システムの構築などを進めます。

なお、嶺南市町の駅前駐車場等ではシェアEVを配備し、VPPの電源として利用するだけでなく、住民や観光客などへの貸し出し（カーシェアリング）を実施しています。

※1 スマートタウン：太陽光発電・蓄電池等を備えたスマートハウスで構成されるコンパクトな住宅団地



自動車交通対策の推進

行政の取り組み

- コミュニティバス路線の再整備を推進するとともに、公共交通機関の利用を促進します。（新幹線・交通まちづくり課）
- カーセーブ運動の取り組みをポスター・チラシ・市広報などにより普及・啓発します。（新幹線・交通まちづくり課）
- 公用車を運転する際はエコドライブに努め、近距離の移動は電動自転車の利用を推進します。（営繕管財課）
- 区画線などを工夫することにより、自転車を利用しやすい環境づくりに取り組みます。（都市整備課）
- 誰もが安全・安心して快適に道路施設を利用することができるよう、官民一体となって歩行者・自転車ネットワークづくりを進めます。（都市整備課）
- 幹線道路や歩道・自転車道の整備を行い、利用者の安全性を確保し、環境にやさしい交通手段への転換に努めます。（都市整備課）

市民の取り組み

- コミュニティバスなどの公共交通機関や自転車を利用し、カーセーブ運動に取り組みます。
- 自家用車を運転する際は、エコドライブに努めます。
- 移動には公共交通機関や自転車や徒歩を選択します。

事業者の取り組み

- 合理的な物資輸送を行うため、貨物自動車の使用の適正化、輸送手段の切り替えなど、新たな物流システムについて検討します。
- コミュニティバスなどの公共交通機関や自転車を利用し、カーセーブ運動に取り組みます。
- 自動車を運転する際は、エコドライブに努めます。
- 出張や移動には、公共交通機関や自転車や徒歩を選択します。

行動目標 2 - 2 再生可能エネルギーの導入推進

- ①再生可能エネルギーの導入推進
- ②地域資源の活用

現状と課題

今日の地球温暖化問題は、石油や石炭などの化石燃料の大量消費に伴う温室効果ガスの排出に起因しています。また、平成 23（2011）年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による原子力発電所の事故などを受け、エネルギー利用のあり方が議論されています。

このため、エネルギーの生産過程において温室効果ガスを排出しない、かつ安全なエネルギーとして、太陽光や風力、水力などの再生可能エネルギー※¹が注目され、国では、平成 23（2011）年 8 月に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（旧再生エネ特措法）が成立、再生可能エネルギー発電設備の導入や技術開発が進められてきました。

令和 3（2021）年には、近年の再生エネルギーの導入拡大に合わせ、様々な手法で再生エネの利用を総合的に推進することを主眼に、「旧再生エネ特措法」は「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に改められ、さらなる再生エネルギーの導入拡大を目指すこととなっています。

今後も、未利用の地域資源の活用も含め、再生可能エネルギーの導入を継続的かつ積極的に推進していく必要があります。

※1 エネルギー源として持続的に利用することができる再生可能エネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどをエネルギー源として利用することを指す。

重点プロジェクト

▶再生可能エネルギーの導入推進

本市において、太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入を継続的かつ積極的に推進していきます。

各主体の取り組み

再生可能エネルギーの導入推進

行政の取り組み

- 公共施設の整備にあたっては、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入を検討します。（営繕管財課）

行動方針2 地球温暖化対策の推進

- 再生可能エネルギーの利用方法や支援策などについて調査研究を行い、市民・事業者に情報を提供します。（環境衛生課）
- PPA方式^{※1}による太陽光発電の導入を推進します。（環境衛生課）
- 再生可能エネルギー由来の電力へ切り替えを推進します。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 太陽光発電など、家屋への再生可能エネルギーの導入を積極的に検討します。

事業者の取り組み

- 再生可能エネルギーの情報提供、普及啓発に努めます。
- 太陽光発電など、社屋への再生可能エネルギーの導入を積極的に検討します。
- PPA方式による太陽光発電の導入を推進します。
- 再生可能エネルギー由来の電力へ切り替えを推進します。

地域資源の活用

行政の取り組み

- 地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの利用について調査・研究します。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 地域資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの利用について関心を持ち、行政に協力します。

事業者の取り組み

- 地域の資源を活用した未利用の再生可能エネルギーの調査・研究開発を推進します。

※1 PPA方式：Power Purchase Agreement（電力購入契約）の略称。発電事業者が所有する太陽光発電設備を、電気料金を支払う形で利用するサービス。

行動目標 2 - 3 温室効果ガスの吸収促進

- ① 森林整備や木材利用の促進
- ② 藻場の保全



現状と課題

国では、地球温暖化対策計画に基づき、森林吸収源対策により約 2,780 万トン CO₂、都市緑化等の推進により約 120 万トン CO₂、農地土壌炭素吸収源対策により 696～890 万トン CO₂ の吸収量を確保することとしています。

本市の森林面積は、市総面積の 82% と、森林の豊かな市であるため、森林による二酸化炭素の吸収が期待されます。二酸化炭素を吸収・固定してくれる森林は、環境面からも大きな財産であり、豊富な森林を有している本市としては、適切な管理と木材利用を促進し、持続的な森林吸収源を確保していくことが求められます。

また、木材を利用することは、森林伐採後も二酸化炭素が木材製品の中に貯蔵され続けるため、木造住宅はいわば「第二の森林」ともいわれており、木材需要の多くを占める住宅分野での利用を一層推進することが必要です。

さらに、森林を育て活用することが地球温暖化防止の観点からも重要であることを広く市民に啓発・広報し、森林に対する意識の高揚を図ることが必要です。

一方、国連環境計画などによると、日本沿岸にも広く存在する藻場などの沿岸の生態系は毎年、日本の年間排出量を上回る二酸化炭素を吸収するなど地球温暖化防止に大きな役割を果たしているとの調査報告がまとめられ、藻場などによる CO₂ 吸収効果が期待されています。



アマモ（海藻）の定植

各主体の取り組み

森林整備や木材利用の促進

行政の取り組み

- 集落や道路周辺など、施業効率が高く、市民生活に身近な山ぎわを中心とした間伐を進めます。（里山里海課）
- 森林整備を担う技能・資格を持った林業従事者を育成します。（里山里海課）
- 市民参加による植林、間伐など森林整備体験を通じ、森林に対する市民の関心を高め、市民などとの協働による森林の整備や木材利用などを促進します。（里山里海課）

市民の取り組み

- 地球温暖化防止に貢献している森林の役割についての知識と理解を深め、森林の整備・保全活動へ自主的・積極的に参加します。
- 家屋の新築や修繕の際は、地場産材を積極的に利用します。
- 森林整備体験などのイベントに積極的に参加します。

事業者の取り組み

- 地球温暖化防止に貢献している森林の役割についての知識と理解を深め、森林の整備・保全活動へ自主的・積極的に参加します。
- 林業者は効率的な間伐、下刈りなどの実施や、人材の育成に努めます。
- 建築物の新築や修繕の際は、地場産材を積極的に利用します。
- 森林整備体験などのイベントに積極的に参加・協力します。

藻場の保全

行政の取り組み

- 国・県との連携のもと、二酸化炭素の吸収源の一つである藻場の保全を進めます。（里山里海課）
- 関係機関との連携のもと、藻場の再生（造成）を推進します。（里山里海課）

市民の取り組み

- 学校や市民活動団体の藻場の保全・再生の活動に興味を持ち、参加・協力します。

事業者の取り組み

- 学校や市民活動団体の藻場の保全・再生の活動に興味を持ち、参加・支援します。

本市の事務・事業における温室効果ガス排出量の削減目標と取り組み

■温室効果ガス排出量の削減目標

本市の事務・事業より排出される温室効果ガス排出量を、令和 8（2026）年度までに基準年度(令和 2（2020）年度)比で 11%削減することを目指します。

項目	基準値 令和 2 年度 (2020 年度)	目標値 令和 8 年度 (2026 年度)
小浜市の公共施設における 温室効果ガスの総排出量 (t-CO ₂)	3, 272	2, 907

※目標値は、環境省による政府実行計画の 2030 年温室効果ガス排出削減目標「2013 年度比で 50%削減」を適用します。

■取り組みの基本方針

本市は、温室効果ガスを排出する一事業者として、自ら積極的に地球温暖化対策に取り組みます。事務・事業における使用、購買、廃棄、建設・管理などあらゆる面において地球温暖化防止に向けた環境配慮に努めるため、以下の取り組み方針を設定します。

①省エネルギーの推進

- エネルギー使用量の削減
- 設備の高効率機器への更新
- 公用車の適正使用
- 建物の新築、改築時の配慮
- 公用車の入替時の配慮

②再生可能エネルギーの導入推進

- 太陽光発電など再生可能エネルギーの導入・検討
- 地域資源の有効利用の検討

③省資源・リサイクルの推進

- 廃棄物の発生抑制
- 用紙類使用量の削減
- 水道使用量の削減

④グリーン購入の推進

- グリーン購入の推進

⑤職員の意識啓発の推進

- 職員の環境意識の向上

⑥里山の再生・活用の推進

- 地場産木材の利用促進

●：直接的な温室効果ガス削減 ○：間接的な温室効果ガス削減

取り組みの詳細については、本市のホームページに掲載します。

行動方針 3 循環型社会の構築

(ごみを減らし、資源を大切にすまちづくり)



行動目標 3 - 1 3Rの推進

- ①ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進
- ②食品ロスの抑制

現状と課題

ごみの問題は、全国的な最終処分場のひっ迫や不適切な処分による環境汚染だけでなく、資源の浪費や地球温暖化とも密接に関わっていることから、ごみの排出抑制とごみの資源化が重要な課題となっています。

これまで、ライフスタイルの多様化や高度化の進行とともに豊かで便利な生活を享受できるようになった反面、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動が拡大した結果、ごみの量が増大するとともに適正処理や再資源化の困難な製品が氾濫するようになっています。

一方、国ではSDGsに基づき、食品ロスやプラスチック使用量の削減に向けた計画の策定や法整備が進められています。

本市ではこれまで、ごみ減量化および資源化対策として11種類の分別収集を導入し、適正排出に向けたルール周知やリサイクル施設の整備、資源回収奨励補助金制度などに取り組んできました。

今後も市民や事業者の意識啓発を図り、分別を徹底するとともに各主体が連携し、ごみの減量化および資源化を行うことが必要です。また、各種リサイクル関連法への対応や食品ロスの抑制等に向けた取り組み、より効率的・効果的な資源ごみの回収・資源化方法などの検討を行い3R^{※1}を推進することで、資源循環型の社会を構築することが必要です。

※1 3R：廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）。資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を構築する手段。

重点プロジェクト

▶ 3Rの推進

循環型社会の実現に向けて、3Rを推進します。

▶ 食品ロスの抑制

関係機関との連携、市民や事業者の取り組みの促進等により食品ロスの抑制を推進します。

各主体の取り組み

ごみの発生抑制、再使用、再生利用の推進

行政の取り組み

- 「グリーン購入法」に基づいて環境物品等の調達を推進し、廃棄物の抑制と環境負荷の低減に努めます。（営繕管財課）
- 市役所も一事業所として、3R（ごみの発生抑制、再使用、再生利用）に取り組めます。（営繕管財課）
- ごみ出しルールの周知を図り、3R + Renewable（再生可能資源への代替）の推進に努めます。（環境衛生課）
- ごみ減量化の方法やごみの発生が少ない商品など、3R + Renewable（再生可能資源への代替）に関する情報を提供します。（環境衛生課）
- 燃やすごみに含まれる紙類の割合を削減する方策を検討します。（環境衛生課）
- プラスチックごみの回収に努めます。（環境衛生課）
- ごみ減量マニュアルを作成・配布するなど、ごみの減量対策を進めます。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 物は大切に使用し、修理して長く使用するように努めます。
- ごみ出しルールを守り、適正に分別し排出します。
- 包装が簡易な商品やリサイクルされた商品など、環境に配慮した商品を選ぶように心がけます。
- プラスチックごみの排出を抑制するため、マイバッグやマイボトルを持参するなど、使い捨て製品の購入を控えるように心がけます。
- 使わなくなった衣類や本は、リユース（リサイクル）ショップへ持っていくなど、再使用できるように心がけます。
- 両面印刷や紙の裏紙再利用をして、紙の節約を心がけます。
- スーパー、PTAが行う資源物回収に協力します。

事業者の取り組み

- 印刷前の再確認を徹底することで、ミスコピーの防止を図り、紙ごみの減量化に努めます。
- 生産から廃棄までの全過程で、廃棄物が少なくなる製品の開発や製造に努めます。
- 商品を販売する際は、包装を簡易にするように努めます。
- マイバッグの持参を推奨し、レジ袋の削減に努めます。
- 使い捨て製品の使用・購入の抑制、リサイクル製品などの使用・購入に努めます。
- 事業所内で発生した副産物（不用物）を原材料などに再生利用するよう努めます。
- ごみと資源物を分け、資源物は売却したり引き渡したり、ごみの発生抑制に努めます。

食品ロスの抑制

行政の取り組み

- 豊かな食材を育む自然環境を理解し、環境に配慮した食材を使用した料理教室等を通じ、「選食力」や「フードリテラシー」の向上に努め、食品ロスの低下に取り組みます。（食のまちづくり課）
- 保育園やこども園、小中学校における料理教室や農業・漁業体験を通じ、食材や食材を育む自然環境、生産者への感謝の気持ちの体得を促し、食品ロスの低下に取り組みます。（食のまちづくり課）
- 県や事業者と連携し、フードバンクの推進およびフードドライブの普及・拡大に努めます。（環境衛生課）
- 県が実施する「おいしいふくい食べきり運動」を推進します。（環境衛生課）
- 消費者団体や事業者と連携して、家庭や店舗における食品ロス削減に向けた啓発に取り組みます。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 買い物前に在庫をチェックして、必要なものだけを購入します。
- 作られた料理はおいしく食べきり、残ってしまった料理は新たな食材として工夫します。
- 県が実施する「おいしいふくい食べきり運動」を実践します。
- 食品ロス削減活動（フードバンク等）に協力します。

事業者の取り組み

- 食品販売店において、少量パックやばら売りや見切り販売を実施するなど、食品ロスの削減に努めます。
- 飲食店において、食材の有効活用や適量注文の呼びかけをして、「おいしいふくい食べきり運動」を推進します。
- 行政と連携し、フードバンクの推進およびフードドライブの普及・拡大に努めます。

行動目標 3 - 2 ごみの適正処理

- ①不法投棄ごみ対策
- ②海岸漂着ごみ対策
- ③災害廃棄物の処理
- ④環境衛生施設の広域化



不法投棄ごみ

現状と課題

ごみの不適正処理により周辺環境に悪影響を生じさせないように、ごみを適正に処理することが必要です。しかし、時として不法投棄や野焼きなどの不適切な処理が行われ、全国的に深刻な問題となっています。

本市ではこれまで、ごみのポイ捨て、不法投棄、犬の糞の放置、野焼きなどの問題に対し、広報おばまや周知看板設置、パトロールなどを行い啓発活動に努め、一定の効果を上げてきました。

しかし、今後さらに、不法投棄や野焼きの未然防止に努めるとともに、市内から排出されたごみが不適切に処理されないよう、ごみの適正な排出と処理を徹底するなど、廃棄物による環境負荷を低減させることが必要です。

また、海洋ごみについても、船舶の航行への障害、漁業や沿岸域居住環境への影響のほか、生態系を含めた海洋環境にマイクロプラスチックが与える影響が国内外で大きな問題となっています。海岸漂着ごみについて、国や県、河川流域市町と連携した取り組みが求められています。

近年は大雨や台風、地震等の災害による被害が全国各地で増加しており、災害廃棄物の処理に多くの時間と費用を要し、住民の生活や経済活動に支障をきたす状況となっています。

本市においても、発生が予想される多量の災害廃棄物の処理を迅速かつ安全に処理できるよう、仮置き場の選定や処理体制の整備を進めていく必要があります。

本市の環境衛生施設については、ごみ焼却施設、火葬場、し尿処理施設など、老朽化に伴い新たな施設整備が必要になっています。しかし、それらの施設整備や維持管理には多額の費用が必要となり、ひとつの自治体で整備、運営するには負担が大きくなってきていることから、近隣自治体と連携した広域的な整備、運営が必要となっています。

重点プロジェクト

▶不法投棄ごみ対策

不法投棄ごみの削減に向け、発生防止と定期的な回収作業に取り組みます。

▶海岸漂着ごみ対策

海岸漂着ごみを適正に処分するために、関係機関と連携した取り組みを進めます。

▶災害廃棄物処理対策

災害廃棄物における、迅速で安全な処理の確保を目指し、災害廃棄物処理計画を策定します。

▶環境衛生施設の広域化

ごみ処理の効率化のために、環境衛生施設の広域化を進めます。

各主体の取り組み

不法投棄ごみ対策

行政の取り組み

- 国・県など管理主体と連携した道路、河川、海岸、公園などの適正な管理（清掃）に努めます。（都市整備課・里山里海課・環境衛生課）
- ごみ処理に関する情報を提供するとともに、ごみの適正な処理に関する啓発を行います。（環境衛生課）
- 環境パトロールを行い、不法投棄の防止に努めます。（環境衛生課）
- 不法投棄ごみマップを作成し、不法投棄防止の基礎資料とします。（環境衛生課）
- 防止看板の設置や定期的な回収作業を市民と協力して行います。（環境衛生課）

市民の取り組み

- ごみの分別の徹底やポイ捨て禁止、ペットのふんの始末など、ごみ処理に関するマナーを守ります。
- ごみの不法投棄を行わず、ごみの分別や家電製品の買い換え時の処理は法令や市のルールに従って行います。
- 不法投棄をされないよう、土地所有者が責任を持って草刈りなど所有地の適正な管理を行います。

事業者の取り組み

- ごみの不法投棄を行わず、法令に従ってごみを適正に処理します。
- 産業廃棄物の運搬・処理を委託する場合は、マニフェスト制度を適正に運用します。

海岸漂着ごみ対策

行政の取り組み

- 釣具店などと協力し、観光客や釣り客にごみ持ち帰りの指導を行います。（商工観光課）
- 関係機関と協力し、釣り具、漁具などの海洋投棄防止に向けた普及・啓発を行います。（商工観光課）
- 海岸漂着ごみ問題を考えるための教育旅行等の商品造成、受入体制づくりに取り組みます。（商工観光課）
- 一部の海岸に偏在している海岸漂着ごみを重点的かつ効率的に回収・処理に努めます。（里山里海課）
- 行政、地域住民、民間団体等が一体となった海岸の清掃活動を実施します。（里山里海課）
- 河川流域市町との連携を図り、海岸漂着ごみの減量に努めます。（里山里海課・都市整備課）
- 川や海への不法投棄防止のため、定期的にパトロールや指導、広報等を行います。（里山里海課・都市整備課）
- 多量かつ頻繁に発生する海岸漂着ごみの効率的な回収・処分方法を検討し、実施します。（環境衛生課）

市民の取り組み

- ごみのポイ捨てや不法投棄は行いません。
- 河川、海岸のクリーン作戦などに参加します。
- 河川、海岸での行楽や釣りをする際はマナーを守り、ごみや釣り具を河川や海に捨てません。

事業者の取り組み

- 河川、海岸のクリーン作戦などに参加します。
- ごみの海洋投棄は行いません。
- 漁具が誤って海洋に投棄されないよう適正管理を行います。



環境美化デー（海岸清掃）



漂着ごみ組成調査

災害廃棄物の処理

行政の取り組み

- 平時から仮置き場の選定や分別区分等の検討を行います。（災害廃棄物処理計画を策定します。）（環境衛生課）
- 発災後、市民に仮置き場の場所、搬入方法等を速やかに周知します。（環境衛生課）
- 市での処理が困難な場合は、県内市町や民間事業者と連携して広域的な処理体制を確保します。（環境衛生課）
- 発災後、速やかに収集・運搬体制を確保し、災害廃棄物を撤去します。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 仮置き場への搬入時間、分別区分等のルールを守ります。
- 道路上や空き地に勝手に廃棄物を置くなど、復旧の妨げになることは行いません。

事業者の取り組み

- 産業廃棄物と一般廃棄物を区別し、適正な処理を行います。
- 県・市等から撤去作業等の支援要請があった場合は協力します。

環境衛生施設の広域化

行政の取り組み

- 近隣自治体との連携により、広域的なごみ処理による適正な処理を行います。（環境衛生課）
- 廃棄物関係施設周辺的环境に配慮し、安定した運転管理に努めます。（環境衛生課）
- 広域化を目指す施設の早期整備に取り組みます。（環境衛生課）
- 新たなごみ焼却施設では、サーマルリサイクル^{※1}による廃棄物からの熱エネルギーの回収を行います。（環境衛生課）

市民の取り組み

- ごみの分別の徹底と減量化に努めます。

事業者の取り組み

- ごみの分別の徹底と減量化に努めます。
- 産業廃棄物と一般廃棄物を区別し、適正な処理を行います。

※1 サーマルリサイクル：廃棄物等から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱が、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている例がある。

行動方針4 生活環境の保全（健康で安全なまちづくり）



行動目標4-1 生活を取り巻く環境保全

- ①大気環境の保全
- ②水質、地下水の保全
- ③騒音、振動の防止
- ④有害化学物質の安全管理
- ⑤地元の食材の保全

現状と課題

公害とは、事業活動その他の人の活動に伴い生ずる大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等によって、人の健康または、生活環境への被害が生ずることです。

本市は、大気の状態、河川や海域、地下水等の水質の状態、騒音・振動の状態を定期的に監視しており、一部の自動車交通騒音を除き、近年それらの状態は概ね良好です。

また、本市に寄せられる公害苦情件数は年々減少しており、良好な状態で推移しています。しかし、一部で野焼きによる煙や悪臭による生活環境の悪化などの問題があり、それらへの対策を行う必要があります。

現代の社会経済活動において製造・使用されている様々な化学物質は、生活を豊かにし、生活の質の維持向上に欠かせない一方で、長期間さらされることにより、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれのあるものがあります。

このため、人の健康や生態系に悪影響が生じないように、化学物質の適正な管理による環境への負荷の低減や、継続した環境状況の情報収集を行う必要があります。

また、「特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律（P R T R法^{*1}）」による化学物質の管理を国・県と協力して事業者働きかけるなどの対策を行う必要があります。

本市では、伝統ある食に着目し、平成13（2001）年9月に「小浜市食のまちづくり条例」を制定しています。

安全・安心な農産物等を供給するためには、地域の農林水産業の振興が不可欠であり、それを育む自然環境を保全することにもつながります。「食育文化都市」として、食に対する正しい知識の普及啓発や環境と調和した生産活動の支援等が必要です。

行動方針4 生活環境の保全

- ※1 PRTR法：Pollutant Release and Transfer Register。化学物質排出移動量届出制度。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量および廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は、事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組み。PRTRの対象物質は、法律に定める第一種指定化学物質（462物質）が該当する。

重点プロジェクト

▶地元の食材の保全

地元の食材を積極的に使用し、食育を推進します。

各主体の取り組み

大気環境の保全

行政の取り組み

- 公用車について、購入時は次世代自動車を選び、駐停車時にはアイドリングストップを励行します。（営繕管財課）
- あおぞらの街（昭和61（1986）年環境省認定）である、本市のきれいな空気を広く市民などにPRします。（環境衛生課）
- 違法な野外焼却を行わないよう啓発や指導を行います。（環境衛生課）
- 県と連携して光化学オキシダント、PM2.5の情報を収集し、測定値が基準値を超過した場合は、市内に注意報、警報などを発令します。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 本市のきれいな空気に関心を持ちます。
- 自動車の購入時は次世代自動車を選び、駐停車時にはアイドリングストップを励行します。
- 家庭などから出るごみを野外焼却せず、適正な処理を行います。
- 大気汚染に係る注意報などが発令された場合は屋内へ避難します。
- 宅配便の時間帯指定や受取場所指定をするなど、再配達の防止に努めます。

事業者の取り組み

- 本市のきれいな空気に関心を持ちます。
- 自動車の購入時は次世代自動車を選び、駐停車時にはアイドリングストップを励行します。
- 廃棄物の適正な処理を行い、悪臭発生の防止に努めます。
- 大気汚染に係る注意報などが発令された場合は屋内へ避難します。
- 法律上例外であっても、近隣に迷惑になるような野焼きは行いません。

水質、地下水の保全

行政の取り組み

- 農薬（除草剤など）や化学肥料の適正な使用を図ります。（農政課）
- 全国の水質検査結果において常に上位にランクされる「きれいな川」の維持、向上を図るため、河川の水質保全、水生生物の生息環境の保全に努めます。（都市整備課）
- 道路側溝や雨水渠については適切に清掃を実施し、水質を保全します。（都市整備課）
- 家庭・事業所に対し、速やかな下水道への接続を指導します。（上下水道課）
- 海や河川などの定期的な水質調査による公共用水域の水質を保全、監視を行います。（環境衛生課）
- ふくいのおいしい水の定期的な水質検査を行い、利用者の安全を確保します。（環境衛生課）
- 地下水の継続的な監視を行い、地下水の利活用・保全について検討します。（環境衛生課）
- 節水や雨水の有効利用を呼びかけます。（環境衛生課）
- 地下水汚染の恐れがある工場跡地などを利用する場合は、調査や適切な措置を実施するよう指導します。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 節水に努めます。
- 身近な生活排水対策に一人ひとりが環境意識をもって取り組みます。
- 廃食油や調理くずの適正な処理、洗剤の適正な使用を行い、水質汚濁の防止に努めます。
- 下水道への速やかな接続に協力します。
- 井戸を所有（井戸水を飲用）している家庭では、適正管理に努めます。
- 地下水の効率的な使用を心掛け、地下水の保全に努めます。

事業者の取り組み

- 節水に努めます。
- 下水道への速やかな接続に協力します。
- 地下水の効率的な使用を心掛け、地下水汚染を発生させない事業活動を実施するなど、地下水の保全に努めます。

騒音、振動の防止

行政の取り組み

- 公用車利用の自粛やエコドライブに心がけます。（環境衛生課）
- 自動車騒音の改善を図るための緩衝帯や緩衝緑地など、環境施設帯の整備について検討します。（都市整備課）
- 市民や事業者に対し、近隣騒音の防止などについて啓発を行います。（環境衛生課）
- 特定建設作業に伴う騒音・振動に対し、事業者への適切な指導を行います。（環境衛生課）

- 深夜花火を規制するための啓発やパトロールを実施します。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 自動車利用の自粛やエコドライブに心がけます。
- 夜間に大きな音を出さないなど、日常生活における騒音の発生防止に努めます。
- 深夜花火を規制するためのパトロールに協力します。

事業者の取り組み

- 自動車利用の自粛やエコドライブなどに心がけます。
- 低公害型の機器の利用や環境に配慮した工法を積極的に採用します。
- 住居に近接する工場においては、周辺住民の生活に配慮した事業活動を行います。
- 低騒音・低振動の建設機械の使用に努め、建設工事中の環境負荷を低減します。

有害化学物質の安全管理

行政の取り組み

- 国・県と連携して有害化学物質による環境リスク軽減対策を推進します。（環境衛生課）
- 国・県と連携してP R T R法に基づく特定化学物質の排出等の状況を把握し、事業者の化学物質対策について監視・指導を行います。（環境衛生課）
- 有害化学物質の発生につながらないよう、ごみ処理施設の適正管理に努めます。（環境衛生課）
- 市施設からの化学物質による環境リスクを減らすために自主管理の徹底を図ります。（環境衛生課）
- 有害化学物質の環境調査を実施するとともに、新たな有害化学物質などに関する情報の把握・提供に努めます。（環境衛生課）
- 有害化学物質の環境リスクに関する情報の収集、インターネットや広報による市民・事業者への情報提供に努めます。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 有害化学物質の発生につながらない、ごみの適正な処理を行います。
- 合成洗剤や殺虫剤などの使用は極力控え、使用する場合は適正な使用方法や管理を行います。

事業者の取り組み

- 排水や排ガスなどを適正に処理し、有害な化学物質の排出を防止します。
- 有害化学物質の発生につながらない、ごみの適正な処理を行います。

- 農薬や化学肥料は、適正に使用します。
- 有害化学物質の発生、生成に留意し、環境に及ぼす影響を調査し必要な対策を行います。
- 工場、事業所からの有害化学物質による環境リスクを減らすために自主管理の徹底を図ります。
- 化学薬品を使用する際は適正な使用方法や管理を厳守し、汚染発生時には迅速に情報を開示し、適正な処理対策を講じます。
- 有害化学物質に関する正確な情報収集と提供に努めます。

地元の食材の保全

行政の取り組み

- 豊かな食材を育む自然環境の保全に努め、地元の食材や旬など、環境に配慮した食材を使用する料理教室等を通じて、地元の食材の保全を促進します。（食のまちづくり課）
- 保育園やこども園、小中学校における学校給食や料理教室に地元の食材の積極的な利用を図ります。（食のまちづくり課・子ども未来課・教育総務課）
- 保育園やこども園、小中学校、家庭や飲食店などにおいて、地産地消を促進し、フードマイレージの低減に努めます。（食のまちづくり課・環境衛生課）
- 「地産地消をすすめる店」の認定制度の活用等により、地場産農林水産物および加工品の利用促進を図ります。（食のまちづくり課）
- 環境保全効果の高い営農活動を実施する農業者を支援します。（農政課）
- 有機栽培や農薬を、化学肥料の低減による農産物の生産を支援します。（農政課）

市民の取り組み

- フードマイレージの観点から、地産地消の身近な食材で、生産地からの輸送に必要なエネルギーが少ない商品を選ぶように心がけます。
- 旬のもの、地元のものを選んで購入します。

事業者の取り組み

- 気候変動の影響に対応した、農作物の高温障害対策や、新しい気候条件に適応した栽培方法、品質改良に努めます。
- 地産地消を推奨し、配送距離を短くすることで CO₂ 排出量を減らすよう努めます。
- 消費者への安全な農作物などの提供に努めます。



行動目標4-2 良好な景観の保全

- ①ポイ捨て・美化対策
- ②まちなみ景観の向上
- ③空き地、空き家対策

現状と課題

若狭湾国定公園の中心に位置する本市は、海に抱かれた歴史と文化のまちです。市内にはすぐれた文化財を有する寺社が数多く点在し、古いまちなみが今も人々の生活に溶け込んでいます。

しかし、ごみのポイ捨てや不法投棄、犬の糞の放置などマナーの低下が見受けられています。

また、近年空き家や空き地が増えており、景観の悪化だけでなく、災害時の被害拡大や復興の妨げの要因となる等の問題が生じています。

今後も本市が保有する豊かな自然や歴史・文化を活かした風格のある景観を次世代に引き継ぐためにも、市民の意識の向上を図り、環境美化活動の推進や景観の保全形成を図っていく必要があります。

各主体の取り組み

ポイ捨て・美化対策

行政の取り組み

- 観光客がまち歩きを楽しめるよう、関係団体などと協働して観光名所などの美化および景観の保全に努めます。（商工観光課）
- 観光地では、ごみ箱を撤去し、ごみの持ち帰り運動を推進します。（商工観光課）
- ごみのポイ捨て禁止やペットマナーの周知・徹底を行います。（環境衛生課）
- クリーン作戦など、市民や事業者による環境美化活動を支援します。（環境衛生課）

市民の取り組み

- ごみのポイ捨てはしません。また、ペットマナーは守ります。
- クリーン作戦など地域の環境美化活動に取り組みます。

事業者の取り組み

- クリーン作戦など地域の環境美化活動に取り組みます。

まちなみ景観の向上

行政の取り組み

- 自転車の放置を防止するため、利用者のマナーに関わる普及啓発を実施します。（生活安全課）
- 観光地、駅、公園や田んぼのあぜ道に花を植栽し、清掃を行う地域住民などを支援することにより、沿道や拠点の美観創造を推進します。（未来創造課）
- 観光客がまち歩きを楽しめるよう、関係団体などと協働して観光名所などの美化および景観の保全に努めます。（文化交流課・商工観光課）
- 景観上重要な建築物や工作物、環境物件の保存・活用に努め、計画的に改修を進めます。（文化交流課）
- 小浜市景観条例に基づき、周辺環境に調和し、まちなみに配慮した公共施設の整備に努めます。（都市整備課）
- 街路樹の植栽や景観に配慮した歩道整備など沿道景観の向上に努めます。（都市整備課）
- 景観に配慮し、屋外広告物、外灯の設置などの適切な規制と誘導を図ります。（都市整備課）
- 小浜市景観条例に基づき、公共施設および民間建築物について、景観形成基準に適合した建設や指導に努めます。（都市整備課）
- 環境美化推進員によるごみステーションの適正管理を行います。（環境衛生課）
- 地域景観の悪化および動植物・農作物等に影響を及ぼす光害の防止に努めます。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 地区の環境美化推進員が中心となり、地域のごみステーションの美化に努めます。
- 駐輪場の適正な利用マナーに努めます。
- 地域における花や緑を増やす活動などにより、景観の向上に努めます。

事業者の取り組み

- 工場・事業所などの形態、色彩は周辺環境との調和を図ります。
- 看板、広告物などの設置の際は、日照権や周辺の景観に配慮します。
- 地域における花や緑を増やす活動などにより、景観の向上に努めます。
- 地域景観の悪化および動植物・農作物等に影響を及ぼす光害の防止に努めます。

空き地・空き家対策

行政の取り組み

- 古民家を改修し、まち歩きの拠点や宿泊施設として活用する取り組みを促進します。（未来創造課）
- 空き家等に対する適正な管理方法の検討や各種美化対策を推進します。（営繕管財課）
- 空き家情報バンクで空き家物件情報を掲載し、空き家の利活用を推進します。（営繕管財課）
- 「小浜市空家等対策計画」に基づき、空き家に対しての予防・実態調査、利活用、適正管理に努めます。（営繕管財課）

市民の取り組み

- 空き地、空き家にならないように、家族で方針や対策を考えます。
- 所有地に空き地があれば、定期的な清掃、除草を行います。
- 地区内にある空き地、空き家は放置せず、情報共有し、対策を考えます。

事業者の取り組み

- 所有地の未利用地は放置せず、定期的に清掃、除草などの適正な管理を行います。



行動目標4-3 緑化の推進

- ①公園・緑地の整備・充実
- ②緑化運動の推進

現状と課題

公園・緑地などのオープンスペースの整備は、市民の憩いの場や休養・レクリエーション、都市防災の観点からも重要な事業となっています。

本市においては、若狭総合公園などの緑地整備や市民による美化活動により、自然環境との調和のとれた事業を展開してきました。

しかし、全国各地では広く緑化が行われるようになった結果、緑化植物として導入した移入種が逸出して地域の侵略種になり、在来の植物を駆逐するなど生態系を攪乱する問題が生じています。

このため、地域の本来あるべき生態系や生物多様性に配慮した緑化事業を推進していく必要があります。

各主体の取り組み

公園・緑地の整備・充実

行政の取り組み

- 公園・緑地を適正に維持管理し、市民や観光客の憩いの場の確保に努めます。（都市整備課）
- 郷土種を主体とした自然性の高い緑とふれあえる公園・緑地の整備を図ります。（都市整備課）
- 公園・緑地の整備や維持管理には、地域住民との連携を強化します。（都市整備課）

市民の取り組み

- 公園・緑地の適正な利用に努めます。
- 地域の生態系や生物多様性に配慮した公園・緑地、街路樹、水辺の維持管理に協力します。

事業者の取り組み

- 地域の本来あるべき生態系や生物多様性に配慮した公園・緑地、街路樹、水辺の整備や維持管理に協力します。

緑化運動の推進

行政の取り組み

- 樹木や草花を大切に育てる市民活動団体や事業所を支援し、協働による美しい緑のまちづくりに努めます。（未来創造課）
- ビオトープの維持管理に努めます。（農政課）
- 転作田などを利用し、コスモスやヒマワリなど景観形成作物の栽培を促進します。（農政課）
- 市の木（もみじ）や市の花（つつじ）を活用するなど、公共施設の緑化運動を推進します。（営繕管財課、環境衛生課）

市民の取り組み

- 緑化に関するイベントなどに参加し、緑化への理解・知識を深めます。
- 庭のガーデニングや生垣などにより、住居周辺の緑化を推進するとともに維持管理に努めます。
- 自治会などで地区内の緑化を推進します。

事業者の取り組み

- 事業所の建物や敷地周辺および駐車場に樹木などを植栽し、緑化に努めます。
- 転作田や開発残地を利用した、景観形成作物の栽培を推進します。
- 地域の緑化運動を支援し、参加します。



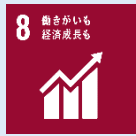
コスモス畑



花いっぱい運動（花苗植え付け作業）

行動方針5 教育・学習・協働の推進

(みんなで環境を考え、みんなで行動する人づくり、まちづくり)



行動目標5-1 環境教育・環境学習の推進

- ①学校や保育園における環境教育の充実
- ②地域、家庭における環境学習の推進
- ③環境教育・学習の場、機会の充実
- ④指導者や人材の育成

現状と課題

私たちの取り組むべき環境問題は、地域の生活環境の保全から自然との共生、資源の有効利用、地球温暖化まで多岐にわたってきており、複雑化してきています。そのため、私たち一人ひとりが環境について関心を持ち、理解を深め、環境に配慮した行動を実践していくことが重要となります。

本市は、保育園、小学校等を対象とした環境教育、クリーンセンターやリサイクルプラザにおける施設見学や情報提供など、学校や地域において各種団体と連携を図りながら環境教育・学習を実施してきました。

今後も、あらゆる場面において、環境教育・学習が活発に行われるように、学校教育や社会教育での取り組みの推進、指導者の育成、学習拠点の充実、イベント等における情報提供等が必要です。

重点プロジェクト

▶環境教育・学習の場、機会の充実と指導者や人材の育成

市民や事業者の意識向上、取り組みの参加に向け、環境問題について学ぶ場や機会を増やすとともに、指導者の育成を図ります。

各主体の取り組み

学校や保育園における環境教育の充実

行政の取り組み

- 各学校と連携を図りながら、環境教育が体系的に行われるよう支援します。(全課・教育総務課)
- 福井県立大学小浜キャンパスの交流センターなどを活用し、環境教育を推進します。(全課・教育総務課)

- ふるさと教育を中心に環境問題への関心を高め、環境保全への積極的な参加および環境問題解決のための能力の向上を図ります。（全課・教育総務課）
- 学校花壇づくりや生物調査に取り組み、環境整備と併せて生き物を大切にする気持を育みます。（全課・教育総務課）
- 総合的な学習の時間の中で、積極的に環境教育を行います。（全課・教育総務課）
- 環境教育の教材、カリキュラムの調査研究に努め、各学校へ情報提供を行います。（全課・教育総務課）
- 廃棄物関係施設への見学を実施します。（環境衛生課・教育総務課）

市民の取り組み

- 総合的な学習の時間の中で、環境について積極的に教育・学習します。

事業者の取り組み

- 総合的な学習の時間の中で、積極的に環境教育を行います。

地域、家庭における環境学習の推進

行政の取り組み

- 環境保全に関するイベント、講座や研修会があれば、市民や事業者に対して情報を提供します。（全課・環境衛生課）
- 地域における環境フォーラム、「アースサポーター^{※1} 講師派遣事業」を活用した環境保全イベントなどの活動を活用します。（全課・環境衛生課）
- 感染症対策に対応した環境学習の実施体制を整えます。（全課・環境衛生課）

市民の取り組み

- 環境問題や対策について、家族で話し合いを行います。
- 地域の自然環境調査やキャンプなどの野外活動を通じて、自然とふれあい、自然について学びます。
- 自治会・PTAの各種団体は、地域における環境学習や環境活動を計画し、推進します。
- 「アースサポーター講師派遣事業」などを活用した環境保全イベントに参加します。

事業者の取り組み

- 環境に関わる研修会などを開催し、事業活動に伴う環境への負荷の低減に向けた環境対策や配慮方法などの知識を習得します。
- 地域における環境フォーラム、「アースサポーター講師派遣事業」を活用した環境イベントなどの活動を支援します。

※1 アースサポーター：「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域における地球温暖化対策を推進するために、県知事が委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」。アースサポーターは、温暖化防止に関する知識の普及や家庭・地域における活動の推進を行う。

環境教育・学習の場、機会の充実

行政の取り組み

- 小浜市ボランティア・市民活動交流センターの充実を図り、環境教育・学習分野の市民活動団体などの活動の場の拡大に努めます。（未来創造課）
- 地域にあった体験型農業やグリーンツーリズムを推進します。（農政課）
- 消費者のニーズに合わせて貸農園（市民農園）を提供し、農園利用者同士の交流を図ります。（農政課）
- 漁村地域におけるブルーツーリズムなど都市住民と地元漁業者の「ふれあいの場」を形成します。（里山里海課）
- 公民館の生涯学習などを活用し、環境学習の機会の充実を図ります。（生涯学習スポーツ課）
- 環境教室、出前講座を行い、環境保全対策などを市民や事業者に啓発します。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 自然環境に関する観察会や環境学習会などへ積極的に参加します。
- 地域や地球環境に関するフォーラム、イベントなどに積極的に参加します。

事業者の取り組み

- 事業所が行う環境活動の見学や参加の機会を設け、環境教育・学習に協力します。
- 学校などが地域で実施する環境活動に参加・協力します。

指導者や人材の育成

行政の取り組み

- 将来にわたり、自然環境を保全していく指導者の発掘と担い手育成を図ります。（全課・環境衛生課）
- 自然環境に関する指導者やリーダーの育成を図ります。（全課・環境衛生課）
- 環境アドバイザー制度など専門家の活用と専門家情報の提供に努めます。（全課・環境衛生課）

市民の取り組み

- 行政や事業者が行う環境に関する研修などに積極的に参加します。

事業者の取り組み

- 従業員に対して環境に関する研修を開催し、指導者や人材の育成を図ります。
- 指導者や人材の情報を集め、登録、派遣制度を活用します。

行動目標5-2 環境情報の整備・提供

- ①環境情報の整備
- ②環境情報の効果的な提供

現状と課題

本市では、環境保全の必要性が認識されているものの、取り組みが十分であるとはいえません。その要因の一つとして、市民や事業者に向けた環境情報の提供や周知の不足が挙げられます。

本市の環境の現状や環境への負荷、環境保全活動の状況や活動団体などについて、多様な媒体を活用した情報提供により、市民や事業者の環境に対する意識の向上を図ることで、自主的な取り組みを高めていく必要があります。

重点プロジェクト

▶情報収集できる仕組みの構築

環境情報を共有し、お互いに協働しながら環境意識の向上に取り組むために、誰もが容易に環境に関する情報を収集できる仕組みを構築します。

各主体の取り組み

環境情報の整備

行政の取り組み

- 環境にやさしい生活や事業活動に関する情報の整備を図ります。（全課・環境衛生課）
- 環境に関する新たな技術、先進事例、市民・事業者・市民活動団体の環境への取り組み状況などを把握し、体系的に整理します。（全課・環境衛生課）
- 市民活動団体などの活動状況や市域の環境に関する情報の把握に努め、情報発信します。（全課・環境衛生課）

市民の取り組み

- 行政や事業者などからの環境に関する情報を利用し、環境学習や環境活動に活用します。

事業者の取り組み

- 事業所で実践可能な環境への新たな取り組みについて情報を収集し、調査・研究を行います。

環境情報の効果的な提供

行政の取り組み

- 広報、ホームページなどを利用して、環境に関する様々な情報を広く提供します。（環境衛生課）
- 情報公開に関わる基本方針を確立し、環境保全へ活用できる情報システムの構築を検討します。（環境衛生課）
- 環境保全に関する市民活動団体の把握や情報共有・発信に努めます。（全課・環境衛生課）

市民の取り組み

- 広報、ホームページなどを利用して、環境に関する様々な情報を収集します。
- 市民活動団体などの活動状況や市域の環境に関する情報を市民相互で交換します。

事業者の取り組み

- 環境に配慮した製品や自社の環境活動などについての情報を公開・提供します。



環境教室（市内保育園）

行動目標5-3 環境保全活動の推進

- ①環境保全活動に対する支援
- ②各主体による率先実行

現状と課題

環境問題がクローズアップされる中で、市民や事業者の自主的な活動が大きな役割を果たすようになってきています。このような活動は、多様で自由な発想に基づく自立した活動です。

本市においては、市民や事業者による環境美化活動、自然保護活動などの環境保全活動が実施されています。また、本市が令和3（2021）年度に実施した「小浜市の環境についての市民アンケート調査」では、「ごみの分別や資源回収活動への参加」「省エネ行動の実践」の割合が7割以上あり、市民等の環境保全活動への意識の高さが伺えます。

今後も、各主体が自発的に行う環境保全活動を一層推進するとともに、各主体間の連携により活動の充実、活性化を図る必要があります。

各主体の取り組み

環境保全活動に対する支援

行政の取り組み

- 地域や市民活動団体、事業所などが行う環境保全活動を支援します。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 市や地域、ボランティア組織などが行う環境保全活動に積極的に参加します。
- 地域活動や環境に関する学習会や保全活動に積極的に参加します。

事業者の取り組み

- 行政や地域などが主催する環境保全活動に積極的に参加します。
- 市民や子どもたちの環境保全活動に協力します。
- 環境に関する先進的な商品の貸出しや提供、環境活動に対する出資など、市民・行政の環境活動を支援します。

各主体による率先実行

行政の取り組み

- 庁舎や公共施設において環境へ配慮した施設整備を進めるとともに、環境保全に向けた事務活動や事業活動を推進します。（営繕管財課）

- 国・県・周辺自治体・関係機関との連携を図りながら、環境保全活動を計画的に進めます。（環境衛生課）

市民の取り組み

- 環境問題に対する正しい知識を身につけ、環境に配慮した行動や環境負荷の少ない生活スタイルへの転換を図ります。
- 自然とふれあい、自然について学び、地域が一体となり、率先して豊かな自然の保全に努めます。
- 自治会を中心として、地区ごとの美化活動や環境にやさしいまちづくりを推進します。

事業者の取り組み

- 行政の設定する環境保全目標などに対して積極的に取り組みます。
- 環境問題に対する正しい知識を身につけ、環境に配慮した行動や環境負荷の少ない企業活動へ転換します。



南川ラインレスキュー隊活動

2. 数値目標

本計画における行動方針別の数値目標を、以下のとおり設定します。

数値目標

1. 自然環境との共生（郷土の自然を守るまちづくり）			
項目	項目の内容	現況数値	数値目標 (令和8年度)
森林面積	市内の森林面積	18,322ha (令和2年度)	現状維持
天然林	市内の天然林面積	10,731ha (令和2年度)	現状維持
間伐面積	市内で間伐を実施する面積	2,345ha (令和2年度)	2,945ha
有害鳥獣駆除数	市内で生息する鳥獣の適正な個体数管理に向けた駆除数	1,865頭 (令和2年度)	2,250頭
担い手への農地集積率 (耕作放棄地の解消)	市内の農地面積のうち担い手による耕作農地の割合	53.7% (令和2年度)	80%
2. 地球温暖化対策の推進（温室効果ガスの排出を減らすまちづくり）			
項目	項目の内容	現況数値	数値目標 (令和8年度)
小浜市域温室効果ガス 排出量（CO ₂ 換算）	小浜市域における1年間のCO ₂ 排出量の総数	237千t-CO ₂ (平成30年度)	204千t-CO ₂
家庭における 年間電気使用量	関西電力統計数値（家庭と街路 灯などを合わせた口数）	3,701kWh/1口 (令和元年度)	3,571kWh/1口
小浜市の公共施設に おける温室効果ガスの総 排出量（CO ₂ 換算）	市施設における1年間のCO ₂ 排出量の総数	3,272t-CO ₂ (令和2年度)	2,907t-CO ₂
公用車の次世代自動車 導入率（特殊車両を除く）	市公用車所有台数のハイブリッ ド車（EV含む）導入台数の割合	9.85% (令和2年度)	12%
3. 循環型社会の構築（ごみを減らし、資源を大切にすまちづくり）			
項目	項目の内容	現況数値	数値目標 (令和8年度)
ごみの排出量	1日あたりのごみの排出量	34.2t/日 (令和2年度)	31.9t/日
ごみの資源化率	市のごみ総量のうち資源化でき る量の割合	18.3% (令和2年度)	20.7%
フードドライブ 実施回数	行政や事業所が連携して実施す る回数	年0回	年1回
海岸清掃実施回数	行政が地元地区等と連携して実 施する海岸清掃回数	年3回 (令和2年度)	年4回

4. 生活環境の保全（健康で安全なまちづくり）			
項目	項目の内容	現況数値	数値目標 (令和8年度)
河川水水質（北川、南川） の環境基準達成率	河川の水質検査結果において環境基準を満たした割合	98.5% (令和2年度)	現状維持
小浜湾中央水質の 環境基準達成率	県が実施する小浜湾の水質検査結果において環境基準を満たした割合	95% (令和2年度)	現状維持
下水道供用区域の 水洗化率	公共下水道、集落排水処理施設等の水洗化人口の割合	93.2% (令和2年度)	95.2%
自動車交通騒音の 環境基準達成率	市が実施する自動車騒音測定結果において環境基準を満たした割合	99.2% (令和2年度)	現状維持
野焼きパトロール	野焼きパトロール、指導をする回数	年0回	年12回
空き家の利活用戸数	小浜市空き家情報バンク内で成約した戸数	35戸 (過去平均戸数による5年間分)	50戸（5年間）
5. 教育・学習・協働の推進（みんなで環境を考え、みんなで行動する人づくり、まちづくり）			
項目	項目の内容	現況数値	数値目標 (令和8年度)
環境教室、出前講座 開催数	1年間に環境に関する事項について実施する環境教室等の開催数	年13回 (令和2年度)	年15回
市ホームページを利用 した環境情報提供の件数	1年間に市公式ホームページを利用して、環境基本計画に関連する事項の内容を提供した件数	年0件	年10件

第5章 計画の推進

1. 計画の推進体制

本計画を推進し、望ましい環境像を達成するためには、市民・事業者の自主的かつ積極的な参加と市民・事業者・行政の協働が大切です。本市では本計画の円滑な推進を図るため、「おばま環境市民委員会」および「環境基本計画推進委員会」を設置しています。

(1) おばま環境市民推進委員会

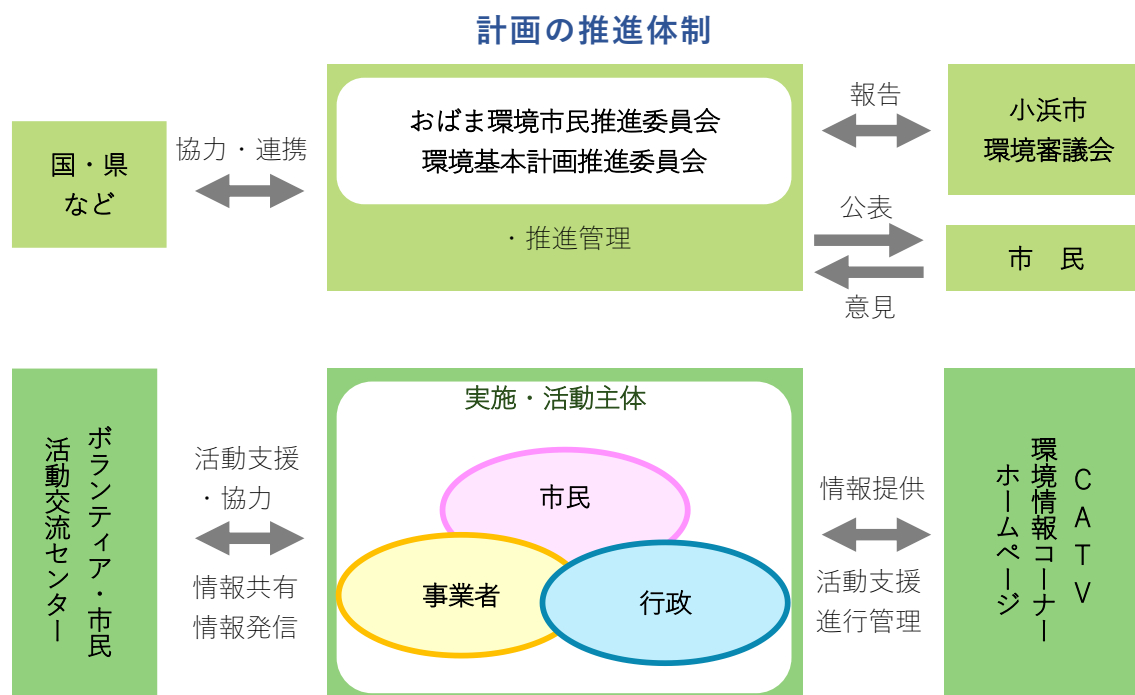
本委員会では、市民・事業者・行政の協働によりパートナーシップを構築し、重点プロジェクトなどの推進主体として活動します。委員会で集約された意見などは各年度の年次報告書で公表するとともに、次年度以降の施策に反映させていきます。

(2) 環境基本計画推進委員会

本計画に掲げた目標を達成するため、計画を総合的に推進する「環境基本計画推進委員会」を設置しています。この委員会は、環境関係各課を組織化し、重点プロジェクトなどの施策の進捗状況を定期的に把握、調査します。

(3) 小浜市環境審議会

小浜市環境審議会設置条例に基づき、本市の環境の保全に関する施策の推進に関する事項などについて調査審議を行う組織で、計画の目標達成状況などに関する報告を受けて、これに対して意見を述べます。



2. 計画の推進管理

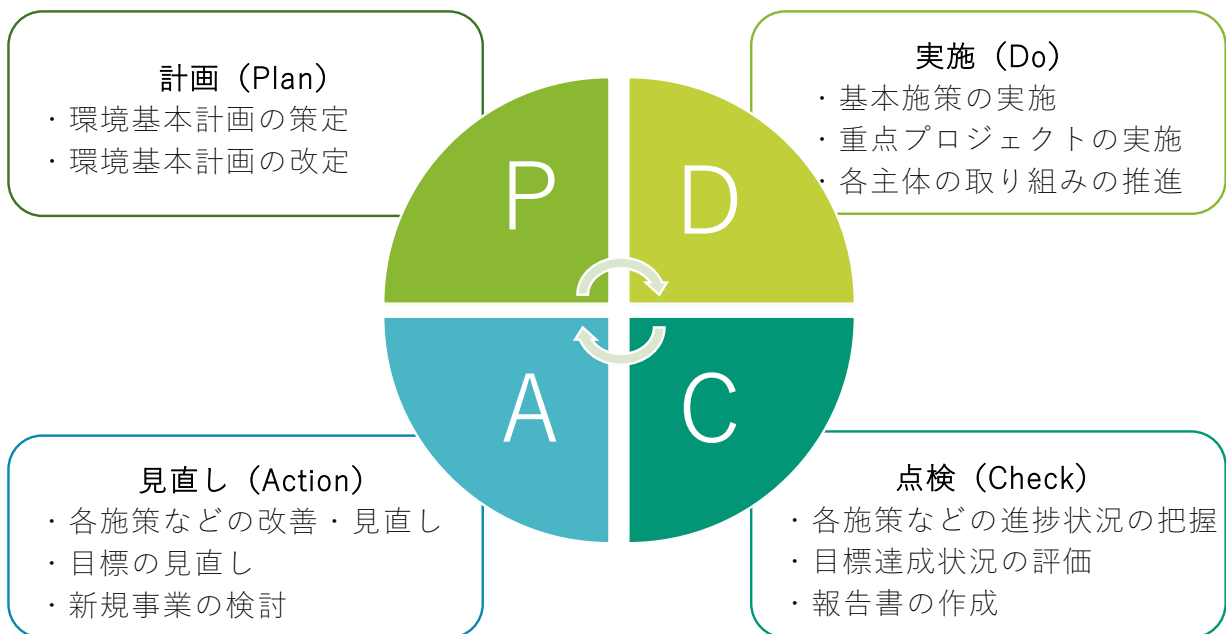
計画の推進管理については、「おばま環境市民推進委員会」および「環境基本計画推進委員会」において数値目標の達成状況、各施策の進捗状況、重点プロジェクトの進捗状況の点検・評価を行います。点検・評価した結果は「小浜市環境審議会」に報告します。

このほか、本市が毎年発行する「環境保全対策の概要」を用いて年次報告書として公表します。

年次報告書には、本市の環境に関わる統計データ、計画に基づき実施した施策の進捗状況、数値目標の達成状況および重点プロジェクトの進捗状況などを盛り込みます。

また、推進管理の手法としては、先行事例などの調査研究を行い、環境マネジメントシステムの理念を取り入れた PDCA サイクルを活用します。

PDCA サイクルによる計画の推進管理



3. 推進基盤の整備

(1) 関連条例などの整備

本計画に盛り込まれた良好な環境保全・創出の安定的かつ継続的な推進に合わせて、環境に関わる本市の条例整備を進めます。

(2) 財政的・経済的措置

計画を安定的かつ継続的に進めていくため、市民や事業者の活動を支援・誘導する経済的措置や公平な負担のあり方について検討します。

また、行政についても、自ら行う事務・事業活動において環境保全を積極的に展開できるように配慮した予算措置に努めます。

(3) 調査研究

国や県、研究機関、市民活動団体などと連携を図りながら科学的知見に基づく計画の推進に向けて、環境に関する情報の収集・分析、他の研究機関との積極的な交流、技術者の育成に努めます。

また、市民主体の積極的な調査活動を促進するための支援を行います。

(4) 環境情報の収集と提供

長期的な視野のもとで施策を計画的に推進するため、また、環境資源を利用する際に環境への配慮を適切に行うため、環境情報の整備を行います。

自然環境・社会環境・生活環境など各分野の環境情報を広く収集し、情報公開に向けた取り組みを推進します。さらに ICT^{※1} の活用による環境マップなどの環境情報システムの構築を目指します。

(5) 環境フォーラムなどの開催

環境に関わるテーマを設定し、環境フォーラムなどのイベントを開催します。ここでは、環境の現状や課題、先進市町村の事例紹介、環境施策の推進などについて意見交換を行う場とします。

※1 ICT：Information & Communications Technology の略。情報通信技術。日本では同様の言葉として IT の方が普及していたが、国際的には ICT がよく用いられ、近年日本でも定着しつつある。

資料編

1. 小浜市環境基本条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 26 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 環境の保全と創造に関する基本的施策(第 9 条—第 19 条)

第 3 章 環境の保全と創造のための推進体制(第 20 条・第 21 条)

第 4 章 雑則(第 22 条)

附則

小浜市は、豊かな自然に恵まれ、先人の絶ゆまぬ努力によりはぐくまれた文化と産業を受け継ぎ、若狭地方の中心都市として長い歴史を歩んできた。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済活動や都市化の進展は、市民生活の利便性を向上させる一方で、廃棄物の増加や大気汚染など、私たちの身近な自然環境を破壊している。さらには、地球全体の温暖化やオゾン層の破壊の進行などに見られるように、特定の地域にとどまらない地球規模の環境問題となっており、様々な影響を世界に及ぼしている。

私たちは、良好な生活環境を享受する権利を有するとともに、市、事業者、市民それぞれが、環境への負荷の少ない社会を築くため、互いに協力して環境の保全と創造に取り組む責務を有している。

私たちは、通常の事業活動や日常生活であっても環境に過大な負荷をもたらしていることを認識するとともに、事業活動や日常生活のあり方を問い直すことにより、良好な環境の創造に努めていかなければならない。

このような責務を自覚し、自然と共生する食のまちづくりを進める本市にふさわしい良好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目指して、この条例を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、ならびに市、事業者および市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在および将来において市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化またはオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体またはその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態または水底の底質が悪化することを含む。以下同じ。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下および悪臭によって、人の健康または生活環境(人の生活に密接な関係のある財産ならびに人の生活に密接な関係のある動植物およびその生育環境を含む。)に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第 3 条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念にのっとり、推進されなければならない。

- (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代に継承すること。
- (2) 資源の循環的な利用およびエネルギーの有効利用を図り、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の実現を目指すこと。
- (3) すべての事業活動や日常生活において、地球環境保全を自らの課題として捉え、積極的に推進すること。
- (4) 地域における多様な生態系その他の自然環境に配慮し、人と自然との共生を図ること。

(市の責務)

第 4 条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、および実施しなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、および実施するに当たっては、環境の保全と創造に配慮し、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 市は、事業者および市民の環境の保全と創造に関する取組を支援しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、または自然環境を適正に保全するために必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、環境の保全と創造に努めなければならない。

3 事業者は、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力する責務を有する。

(市民の責務)

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、資源およびエネルギーの有効利用、廃棄物の排出の抑制その他の日常生活に伴う環境への負荷の低減に自ら努めるとともに、環境の保全と創造に努めなければならない。

2 市民は、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に参画し、および協力する責務を有する。

(滞在者の役割と責務)

第7条 通勤者、通学者、観光客その他の滞在者は、基本理念を理解し、本市の区域内における活動に伴う環境への負荷の低減に協力するものとする。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、原子力基本法(昭和30年法律第186号)その他の関係法律の規定により講ずることとされている放射性物質による大気汚染、水質汚濁および土壌汚染の防止のための措置については、適用しない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

(基本方針)

第9条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を旨として、環境の保全と創造に関する施策を策定し、および実施するものとする。

(1) 森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が体系的に保全されること。

(2) 人と自然との豊かな触れ合いが保たれること。

(3) 公害を防止し、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。

(4) 良好な景観および歴史的・文化的資源が保全されること。

(5) 廃棄物の排出の抑制、リサイクルおよび適正処理が行われること。

(6) 省エネルギーおよび新エネルギーが推進されること。

(7) 地球全体の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境保全のための取組が推進されること。

(環境基本計画)

第10条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、小浜市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全と創造に関する目標および施策の大綱

(2) 環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(3) 地域別の取組事項

3 市長は、環境基本計画を策定し、または変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、事業者が法令の規定により環境影響評価(環境影響評価法(平成9年法律第81号)第2条第1項に規定する環境影響評価をいう。以下同じ。)を行う場合に、環境影響評価の結果に基づき環境の保全について適正な配慮がなされることを確保するため、当該事業者に情報提供を行うものとする。

(自然環境の保全)

第12条 市は、特に保全することが必要と認められる森林、水辺地等における自然環境を保全するため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境美化の推進)

第13条 市は、環境美化を推進するため、ごみ投棄の防止その他の必要な措置を講ずるものとする。

(地球環境保全の推進)

第14条 市は、地球環境保全のための施策を積極的に推進するものとする。

(年次報告)

第15条 市長は、毎年、市の区域における環境の状況および環境の保全と創造に関する施策の実施状況についての報告書を作成し、および公表するものとする。

(助成)

第 16 条 市は、事業者または市民の環境の保全と創造に関する活動を推進するため、特に必要があると認めるときは、事業者または市民に予算の範囲内において助成することができる。

(環境教育および環境学習の振興)

第 17 条 市は、環境の保全と創造に関する教育および学習の振興により、事業者または市民が環境の保全と創造についての理解を深めるとともに、これらの者の環境の保全と創造に関する活動を行う意欲が増進されるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(環境情報の提供)

第 18 条 市は、前条の環境の保全と創造に関する教育および学習の振興ならびに事業者および市民が自発的に行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、環境の状況その他の環境の保全と創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(国および他の地方公共団体との協力)

第 19 条 市は、広域的な取組を必要とする環境の保全と創造に関する施策について、国および他の地方公共団体と協力し、その実施に努めるものとする。

第 3 章 環境の保全と創造のための推進体制

(関係部局相互の連携および施策の調整を図るための体制の整備)

第 20 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、関係部局相互の連携および施策の調整を図る体制を整備するものとする。

第 21 条 市は、環境の保全と創造に関する施策の効率的かつ効果的な推進を図るため、必要に応じ、市、事業者、市民および民間団体が連携することのできる体制を整備するものとする。

第 4 章 雑則

(委任)

第 22 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に策定されている環境基本計画は、第 10 条第 1 項の規定により策定された環境基本計画とみなす。

2. 小浜市環境基本計画改定経過

(1) 小浜市環境審議会

回数	審議内容	開催年月日
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の策定と今後のスケジュールについて ・新計画の構成（案）について （新計画の基本的事項、現計画の評価、市民アンケート調査、望ましい環境像、施策の体系）	令和3年7月9日
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート結果の報告 ・本市がめざす望ましい環境像について ・計画（案）について ・ゼロカーボンシティ表明について 	令和3年10月29日
第3回	<ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの結果について ・計画（案）について ・計画（案）の答申内容について 	令和4年1月25日
	<ul style="list-style-type: none"> ・小浜市環境審議会会長、副会長による市長答申 	令和4年2月8日

(2) おばま環境市民推進委員会

回数	協議内容	開催年月日
第1回	<ul style="list-style-type: none"> ・環境基本計画の策定と今後のスケジュールについて ・新計画の構成（案）について （新計画の基本的事項、現計画の評価、市民アンケート調査、望ましい環境像、施策の体系）	令和3年7月1日
第2回	<ul style="list-style-type: none"> ・市民アンケート結果の報告 ・本市がめざす望ましい環境像について ・計画（案）について ・ゼロカーボンシティ表明について 	令和3年10月19日

(3) パブリックコメント

実施日：令和3（2021）年12月1日～令和3（2021）年12月21日（3週間）

(4) 小浜市議会 策定報告

実施日：3月定例会 本会議にて策定報告

(5) 計画の公表

市ホームページで公表

3. 改定体制

(1) 小浜市環境審議会

氏名	公 職 等
◎廣石 伸互	学識経験者（農学博士）
○津田 直昭	学識経験者（技術士）
松井 利仲	小浜市教頭会代表（雲浜小教頭）
藤田 靖人	小浜市議会総務民生常任委員会委員長
川代 雅和	小浜市議会総務民生常任委員会副委員長
井田 浩志	小浜商工会議所会頭
山下 雅司	小浜市漁業協同組合代表理事組合長
田中 昌文	れいなん森林組合代表理事組合長
谷口 忠司	福井県農業協同組合若狭基幹支店専務理事
嶋口 茂和	公益社団法人 小浜市建設機構会長
大野木 徹	小浜市区長連合会
池田 誠子	小浜市連合婦人会会長
内藤 直人	小浜市PTA連合会
堂前 存守	小浜市老人クラブ連合会
山川 頼昭	嶺南振興局若狭健康福祉センター所長
豊田 裕昭	小浜海上保安署長
柴田 徳之	国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所北川出張所長

※◎：会長、○：副会長



小浜市環境審議会

(2) おばま環境市民推進委員会

氏名	公職等
◎津田 直昭	学識経験者（技術士）
○岡 登志郎	田村のゆめづくり協議会
仲塚 英一	公募による市民代表
塩野 弘恵	小浜地区まちづくり協議会
茅邊 元美	雲浜地区コミュニティ協議会
杉谷 光由	西津まちづくり協議会
熊谷 真喜子	内外海まちづくり協議会
垣本 禎浩	国富の郷づくり委員会
谷川 俊明	宮川まちづくり協議会（～令和3（2021）年9月）
森 誠	宮川まちづくり協議会（令和3（2021）年10月～）
小畑 正美	松永まちづくり協議会
松岡 佳宏	遠敷地区コミュニティ協議会
里見 要	今富まちづくり協議会
大澤 公生	口名田ふるさとづくり協議会
清水 茂樹	加斗夢づくり協議会
渡邊 幸太	一般社団法人 うみから
中嶋 阿児	特定非営利活動法人W A Cおばま 代表
藤本 靖子	小浜市消費者協議会代表
岡本 剛司	株式会社 パティシエリー岡本
角 貴美	有限会社 カド電器
天渡 麗王	福井県民生活協同組合ハーツわかさ

※◎：会長、○：副会長



おばま環境市民推進委員会

4. 用語解説 (50 音順)

用語	ページ	解説
アースサポーター	80	「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地域における地球温暖化対策を推進するために、県知事が委嘱した「地球温暖化防止活動推進員」。アースサポーターは、温暖化防止に関する知識の普及や家庭・地域における活動の推進を行う。
アイドリングストップ	70	自動車が走行していない時にエンジンをかけっぱなしにすることを出来るだけやめようということ。不必要なアイドリングをやめれば、車の燃料が節約でき、排ガスも減らせる。
空き家情報バンク	76、87	小浜市が実施している、本市に興味がある市外の方に向けて「空き家・空き宅地等情報提供事業」のこと。
イノベーション	10	技術革新のこと。
ウォームビズ	53	暖房時の室温 20℃でも、ちょっとした工夫により「温かく快適に過ごすことができる」というイメージを分かりやすく表現した、秋冬のライフスタイルの愛称。重ね着をする、温かい食事を摂るなどがその工夫例。
運輸部門	25	企業・家計が住宅・工場・事業所の外部で人・物の輸送・運搬に消費したエネルギーを表現する部門。
エコドライブ	56、71、72	燃料消費量や CO ₂ 排出量を減らし、地球温暖化防止につなげる”運転技術”や”心がけ”のこと。
温室効果ガス・温室効果ガス排出量	1、7、25、27、38、41、52、53、54、57、61、86	Green House Gas。大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素(CO ₂)、メタン(CH ₄)、一酸化二窒素(N ₂ O)、ハイドロフルオロカーボン類(HFCs)、パーフルオロカーボン類(PFCs)、六ふっ化硫黄(SF ₆)、三ふっ化窒素(NF ₃)の7種類を定めている。
カーシェアサービス	55	登録した複数の会員が自動車を共同利用するシステム、有料サービスのこと。
カーセーブ運動	56	クルマの利用をできるだけ控え、代わりにCO ₂ 排出量の少ない公共交通機関や自転車を利用する運動。
カーボンニュートラル	7、41、52	カーボン・オフセットを更に深化させ、事業者等の事業活動等から排出される温室効果ガス排出総量の全部を他の場所での排出削減・吸収量でオフセット(埋め合わせ)すること。
海洋プラスチックごみ	8	海洋へ流出したプラスチックごみのこと。近年、マイクロプラスチック(一般に5mm以下の微細なプラスチック類をいう。)による海洋生態系への影響が懸念されており、世界的な課題となっている。
外来生物	47、49	海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地または生育地の外に存することとなる生物。
下層植生	14	林床に生える低木類、草本類、コケ類等の植生。林床に植生が繁茂することで、降雨等による土壌の流出等を防ぐ機能がある。
カロリーベース	9	カロリー(熱量)に換算した数量のこと。
環境保全型農業	45、46、47	農業の持つ物質循環機能を生かし、土づくり等を通じて化学肥料や農薬の投入を低減し、環境負荷を軽減するよう配慮した持続的な農業生産方式。

用語	ページ	解説
環境マネジメントシステム	54、89	環境マネジメントを行うための工場や事務所内の体制・手続き等の仕組み。
クールビズ	53	冷房時の室温 28℃でも、「涼しく快適に過ごすことができる」というイメージを分かりやすく表現した、夏のライフスタイルの愛称。TPO に合わせた各自の判断による軽装等と呼び掛ける。
グリーン購入法	37、63	「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。国等の公的機関が率先して環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会構築を推進することを目的としている。
グリーンツーリズム	27、50、51、81	農山村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
景観形成作物	78	休耕農地や空き地に花などを植栽し、景観づくりをすることで、農地の保全や地域活性化等に役立てるもの。その際に利用される植物を景観形成作物という。
減農薬・有機農法	45	農薬の使用を低減し、化学肥料を使用しない農法。
光化学オキシダント	21、70	大気中の炭化水素や窒素酸化物が太陽などの紫外線を吸収し、光化学反応で生成された酸化性物質の総称。粘膜への刺激、呼吸への影響といった健康影響の他、農作物など植物へも影響を与える。光化学オキシダントに起因するスモッグを光化学スモッグという。「環境基本法」に基づき、光化学オキシダントは二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質と並んで大気汚染による環境基準が設けられており、1時間値が0.06ppm以下とされている。
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法	57	再生可能エネルギーの主力電源化に向けて、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に対して、(1)名称変更「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」、(2)市場連動型のFIP制度の導入、(3)再エネ導入拡大に必要な系統整備費用の一部を賦課金方式で回収、(4)太陽光発電設備の廃棄費用の積立制度の創設などの規定が盛り込まれたもの。
サプライチェーン	10	原材料の確保から最終消費者にいたるまでの財と情報の流れにかかわる全活動（開発・調達・製造・配送・販売等）のこと。
3R [さんあーる]	8、34、43、62、63	3R：廃棄物の発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）。資源の消費を抑制し、環境への負荷を低減する循環型社会を構築する手段。
産業部門	25	第一次産業および第二次産業に属する法人ないし個人の産業活動により、工場・事業所内で消費したエネルギーを表現する部門。
ジェンダー	5	社会的性別。生物学的性別（セックス）に対して、社会によって作り上げられた「男性像」・「女性像」のような男女の別を示す概念。
次世代自動車	39、55、70、86	ハイブリッド自動車、電気自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車、クリーンディーゼル車、CNG自動車等のこと。

用語	ページ	解説
持続可能な開発のための2030アジェンダ	1、5	持続可能な開発目標（SDGs）を中核とする、接続可能な開発の三つの側面（経済・社会・環境）に統合的に対応する。平成28（2016）年以降令和12（2030）年までの国際目標。先進国・途上国の別なく、全ての国が取り組むという普遍性が最大の特徴。リオ+20で政府間交渉プロセスの立ち上げが合意され、平成27（2015）年9月の国連サミットで採択された。
持続可能な開発目標（SDGs）	1、5、40、62	持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、平成13（2001）年に策定されたミレニアム開発目標の後継として、平成27（2015）年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない（leave no one behind）」ことを誓っている。SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル（普遍的）なものであり、日本としても積極的に取り組んでいる。
循環型社会	33、36、38、40、41、62、63、86	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。また、循環型社会基本計画では、具体的な循環型社会のイメージを提示している。
食品ロス	1、9、33、39、41、62、63、64	本来食べられるにもかかわらず、廃棄されている食品。
森林吸収源対策	59	森林を構成している樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収し、光合成により炭素を蓄えている。森林吸収源対策は、森林による二酸化炭素の吸収量の確保に向けた、健全な森林の整備や保全、間伐材の利用、木材・木質バイオマス利用の推進等の対策を指す。
水源の涵養	41、44	水を貯える機能、水を浄化する機能、洪水を防止する機能。
生態系	6、8、47、48、49、52、59、65、69、77	ある地域にすむすべての生物とその地域内の非生物的環境をひとまとめにし、主として物質循環やエネルギー流に注目して、機能系として捉えた系。生産者、消費者、分解者、非生物的環境で構成される。
生物多様性国家戦略2012-2020	6	生物多様性条約第6条に基づき、条約締結国が作成する生物多様性の保全および持続可能な利用に関する国の基本的な計画。平成24（2012）年9月には、「生物多様性国家戦略2012-2020」が閣議決定された。
ゼロカーボン・ドライブ	42、52、55	太陽光や風力などの再生可能エネルギーを使って発電した電力（再エネ電力）と電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）を活用した、走行時のCO ₂ 排出量がゼロのドライブのこと。

用語	ページ	解説
ゼロカーボンシティ宣言	53	環境省が「2050年にCO ₂ （二酸化炭素）を実質ゼロにすることを旨とする首長自ら又は地方自治体として公表された地方自治体」をゼロカーボンシティとしており、その宣言をすること。
選食力	64	食に対する意識を高め、正しい知識を身につけることで得られる、健康によい食べ物を選んだり、規則正しい健康的な食生活を送ることが出来る力。
代償植生	13	本来その土地の環境下で自然に成立する自然植生に人間のいろいろな影響が加わり、自然植生の代償として成立するようになった植生。雑木林であるコナラ・クヌギ林、アカマツ林、ヒノキ植林、路上植生のオオバコ群落などがその例。
多自然川づくり	47	河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境および多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。
脱炭素化	7	温室効果ガスの排出をゼロにすること。
脱炭素型ライフスタイル	52	温室効果ガス排しない生活様式。
脱炭素社会	7、41、52、53	温室効果ガスの排出が全体としてゼロである社会のこと。
地球温暖化対策計画	7、52、59	地球温暖化対策の推進に関する法律第8条に基づき、総合的かつ計画的に地球温暖化対策を推進するため、温室効果ガスの排出抑制・吸収の目標、事業者・国民等が講ずべき措置に関する具体的事項、目標達成のために国・地方公共団体が講ずべき施策等について国が定める計画。平成28（2016）年5月13日に閣議決定され、令和12（2030）年度に平成25（2013）年度比26%削減するという中期目標の達成に向けた道筋を明らかにするとともに、長期敵目標として令和32（2050）年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置付けた。
地球温暖化対策推進法	7	平成9（1997）年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）での京都議定書の採択を受け、我が国の地球温暖化対策の第一歩として、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となって地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定める法律。
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法	57	再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める一定の期間・価格により、電気事業者に買い取ることを義務付けるもの。
特定化学物質	69、72	人や生態系への有害性があり、環境中に広く存在する物質として、462物質が指定されている。そのうち、発がん性等が認められる15物質がPRTR制度の対象となる「特定第一種指定化学物質」に指定されている。

用語	ページ	解説
農地土壌炭素吸収源対策	59	たい肥や稲わら等の有機物を土壌中に投入すると、それに含まれる炭素は微生物により分解され、一部は土壌中に貯留される。農地土壌炭素吸収源対策は、農地および土壌における炭素貯留の促進に向けた、堆肥や緑肥等の有機物による土づくりの推進等の対策を指す。
パリ協定	1、7	平成 27（2015）年末にフランス・パリで開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において採択された。全ての国に適用される令和 2（2020）年以降の気候変動対策に関する新たな法的枠組み。長期目標として 2℃目標の設定、全ての国が温室効果ガス削減目標を 5 年ごとに提出、更新すること、市場メカニズムの活用、適応計画プロセスと行動の実施、先進国が引き続き資金を提供することと並んで途上国も自主的に資金を提供することなどを決定している。
ビオトープ	36、47、50、51、78	特定の生物が生存できるような、特定の環境条件を備えた一定の空間を示す概念。一般的には、生物が生息できる池沼、湿地、草地、雑木林などを示す。
光害	75	照明機器から照射される光で、照明対象範囲外に照射される光によって良好な照明環境の形成が阻害されている状況またはそれによる悪影響。
フードドライブ	64、86	各家庭で使い切れない未使用食品を持ち寄り、それらをまとめてフードバンク団体や地域の福祉施設・団体などに寄贈する活動。
フードバンク	64	各家庭や食品を取り扱う企業から、まだ安全に食べられるのに廃棄されてしまう食品を引き取り、福祉施設等へ無償で提供する団体・活動。
フードマイレージ	53、54、73	食材の運送距離のこと。輸入食糧の総重量と輸送距離を掛け合わせたものである。食料の生産地から食卓までの距離が長いほど、輸送にかかる燃料や二酸化炭素の排出量が多くなるため、フードマイレージの高い国ほど、食料の消費が環境に対して大きな負荷を与えていることになる。
フードリテラシー	64	食材の生産・加工・流通・調理・摂食・廃棄、並びに食文化、歴史、伝統など食に関する知識や情報の中から、必要な情報を引き出し活用することが出来る力や応用力。
ブルーツーリズム	27、50、51、81	漁村地域において、その自然や文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
御食国	1、40	「御食国（みけつくに）」と読む。古来、朝廷に天皇の御食料を納めた国のこと。
民生家庭部門	25、38	家計が住宅内で消費したエネルギー消費を表現する部門。
民生業務部門	25	第三次産業に属する企業・個人が、事業所の内部で消費したエネルギー消費を表現する部門。
藻場	42、48、59、60	沿岸の浅い海岸に海草が密生している場所を指す。

用語	ページ	解説
COOL・CHOICE [クール・チョイス]	53	令和 12 (2030) 年度の温室効果ガスの排出量を平成 25 (2013) 年度比で 26%削減するという目標達成のために、日本が世界に誇る省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動。
EV・EV車 [イーブイしゃ]	36、55、86	電気自動車のこと。電気自動車は、電池に充電した電気でモーターを駆動して走行する自動車。電気自動車の普及は、地球温暖化対策の自動車部門における重要な施策の1つに位置づけられている。
GB05 [ジービーオーファイブ]	6	生物多様性条約事務局が平成 13 (2001) 年以降 5 年ごとに作成している地球の生物多様性の状況に関する報告書 (地球規模生物多様性概況 (GBO: Global Biodiversity Outlook)) の第 5 版のことで、令和元 (2019) 年 9 月に公表された。
IPBES [アイピービーイーエス]	6	生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学・政策プラットフォーム (Intergovernmental science-policy Platform on Biodiversity and Ecosystem Services)。生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、平成 24 (2012) 年 4 月に設立された組織で、平成 28 (2016) 年 2 月現在 124 か国と 20 を超えるオブザーバー等が参加している。科学的評価、能力開発、知見生成、政策立案支援の 4 つの機能を柱とし、気候変動分野で同様の活動を進める IPCC (気候変動に関する政府間パネル: Intergovernmental Panel on Climate Change) の例から、生物多様性の IPCC と呼ばれることもある。
PM2.5 [ピーエム 2.5]	70	SPM のうち、粒径 2.5 μ m (マイクロメートル: μ m=100 万分の 1m) 以下の小さなもの。健康への影響が懸念されている。
ZEB [ゼブ]	53、54	「Net Zero Energy Building」の略称で、快適な室内環境を実現しながら、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにする建物。
ZEH [ゼッチ]	53	「Net Zero Energy House」の略称で、快適な室内環境を実現しつつ、省エネルギーにより使用するエネルギーを減らし、再生可能エネルギーにより使用するエネルギーを創ることで、建物で消費するエネルギーの収支をゼロにする家。



小浜市環境基本計画

令和4年3月

発行：小浜市 民生部 環境衛生課

所在地：〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号

電話：0770-64-6016（直通）

URL：<https://www1.city.obama.fukui.jp/>
